令和３年度

あまがさきの介護

尼崎市健康福祉局福祉部
介護保険事業担当

『あまがさきの介護』　目次

Ⅰ　一般状況

1　市勢

（1） 尼崎市の沿革

1916年	（大正5年）	市制の施行
1936年	（昭和11年）	小田村と解消合併
1942年	（昭和17年）	立花村・大庄村・武庫村を合併
1947年	（昭和22年）	園田村を合併し、ほぼ現在の市域となる

（2） 尼崎市の位置及び面積

　阪神広域圏に属し、大阪平野の西部にあって、兵庫県の南東部に位置し、総面積50.71平方キロメートルである。市域の東は神崎川、左門殿川を隔てて大阪市と、猪名川を挟んで豊中市と接し、北は伊丹市と、西は武庫川を境に西宮市と接し、南は大阪湾に面している。

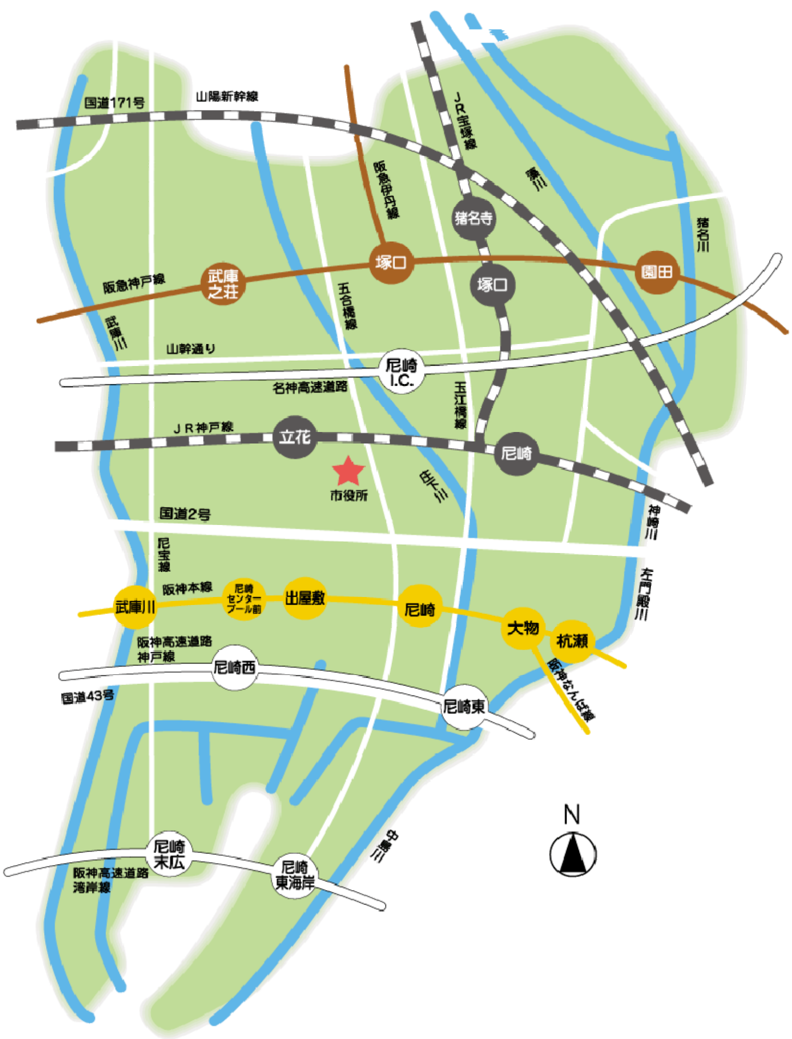

２ 高齢者の状況

（1） 高齢者人口の推移（住民基本台帳人口）　　※平成２４年以前は外国籍を含まない。

（単位：人）

区　分	平成13年3月末		平成14年3月末		平成15年3月末		平成16年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	464,170	100.0%	463,256	100.0%	462,386	100.0%	462,082	100.0%
40歳以上	238,562	51.4%	239,428	51.7%	240,432	52.0%	241,651	52.3%
65歳以上	77,817	16.8%	80,596	17.4%	83,499	18.1%	85,686	18.5%
75歳以上	29,492	6.4%	30,969	6.7%	32,219	7.0%	33,938	7.3%

区　分	平成17年3月末		平成18年3月末		平成19年3月末		平成20年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	460,263	100.0%	459,568	100.0%	458,958	100.0%	458,603	100.0%
40歳以上	243,389	52.9%	245,027	53.3%	246,524	53.7%	249,161	54.3%
65歳以上	88,147	19.2%	91,182	19.8%	95,052	20.7%	97,962	21.4%
75歳以上	35,505	7.7%	37,119	8.1%	38,971	8.5%	40,854	8.9%

区　分	平成21年3月末		平成22年3月末		平成23年3月末		平成24年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	459,933	100.0%	460,245	100.0%	457,216	100.0%	457,216	100.0%
40歳以上	252,580	54.9%	255,924	55.6%	261,433	57.2%	261,433	57.2%
65歳以上	101,276	22.0%	103,862	22.6%	107,140	23.4%	107,140	23.4%
75歳以上	42,603	9.3%	44,780	9.7%	49,111	10.7%	49,111	10.7%

区　分	平成25年3月末		平成26年3月末		平成27年3月末		平成28年3月末	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	467,673	100.0%	466,034	100.0%	464,562	100.0%	463,662	100.0%
40歳以上	271,099	58.0%	274,120	58.8%	277,010	59.6%	279,352	60.2%
65歳以上	113,539	24.3%	117,778	25.3%	121,277	26.1%	123,772	26.7%
75歳以上	52,240	11.2%	53,954	11.6%	55,804	12.0%	58,228	12.6%

区　分	平成29年3月末		平成30年3月末		令和元年3月末		令和2年3月末A	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
総人口	462,520	100.0%	462,476	100.0%	462,934	100.0%	463,236	100.0%
40歳以上	280,934	60.7%	282,712	61.1%	283,958	61.3%	284,893	61.5%
65歳以上	125,574	27.1%	126,789	27.4%	127,410	27.5%	127,749	27.6%
75歳以上	61,137	13.2%	63,315	13.7%	65,513	14.2%	66,987	14.5%

区　分	令和3年3月末A		令和4年3月末B		前年度末比
	人数	割合	人数	割合	B/A
総人口	461,988	100.0%	459,261	100.0%	99.4%
40歳以上	285,381	61.8%	284,868	62.0%	99.8%
65歳以上	127,585	27.6%	126,887	27.6%	99.5%
75歳以上	67,187	14.5%	68,470	14.9%	101.9%

（2）年代別高齢者人口と高齢化率

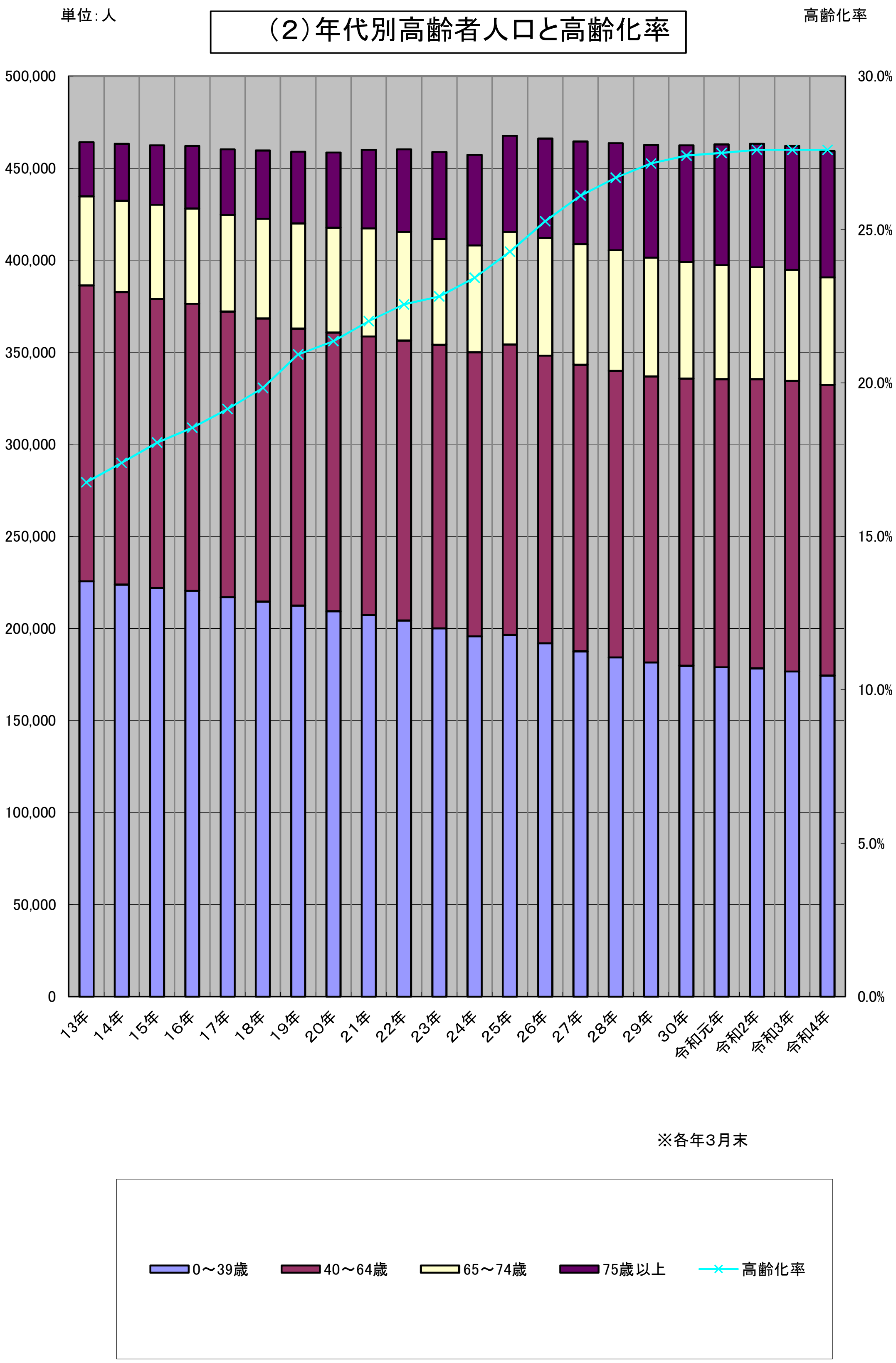

※各年3月末

３　介護保険制度のあゆみ

	国	市
H　9．12．17	介護保険法(法律第123号)公布	
H　10．4．1		介護保険準備室設置
H　10．4．10	介護支援専門員に関する省令	
H　10．8．1		高齢者等に関する実態調査実施
H　10．8．24		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会発足
H　11．4．1		介護保険課設置
H　11．8．26		尼崎市介護認定審査会委員委嘱(90名)
H　11．9．13		要支援・要介護認定申請受付開始
H　11．10．1		準備要支援・要介護認定審査開始
H　12．2．3		尼崎居宅介護支援事業連絡会発足
H　12．2．10	厚生省告示第19号他(介護報酬) 厚生省告示第37号(短期入所サービス区分の利用枠拡大)	
H　12．2．21	平成11年度介護保険円滑導入臨時特例交付金について(通知)	
H　12．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定
H　12．3．24	厚生省告示第92号(短期入所サービスの振替措置)	
H　12．4．1	介護保険法施行	尼崎市介護保険条例施行
H　12．9．11		平成12年度介護保険料決定通知発送
H　12．10．1		保険料徴収開始(半額徴収) いきいき健康づくり事業(保健福祉事業)開始
H　14．8．1		介護相談員派遣事業実施
H　15．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　15．4．1		尼崎市介護保険条例改正
H　16．6．1		いきいき100万歩運動実施
H　17．10．1	介護保険法改正(施設給付見直し)	
H　18．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　18．4．1	介護保険法改正(新予防給付、地域密着型サービス、地域包括支援センター設置等)	改正尼崎市介護保険条例施行
H　21．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　21．4．1	介護保険法改正(介護報酬3％引上げ)	尼崎市介護保険条例改正、尼崎市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定
H　24．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　24．4．1	介護保険法改正(指定居宅サービス事業等の人員基準等の条例委任、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス新設)	尼崎市介護保険条例改正
H　25．4．1		尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行
H　26．4．1	介護保険法改正(地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業等の人員基準等の条例委任)	
H　27．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　27．4．1	介護保険法改正(新総合事業の実施、地域支援事業の充実、利用者負担等の見直し、保険料軽減措置の実施等)	尼崎市介護保険条例改正、 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例改正
H　29．4．1		介護予防・日常生活支援総合事業開始
H　30．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
H　30．4．1		尼崎市介護保険条例改正
R　3．3		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定
R　3．4．1		尼崎市介護保険条例改正

4　組織図と事務分掌

組織図（令和4年4月1日現在）　　　　　※（　　）内は職員数

- 健康福祉局
  - 法人指導課（18）行政事務員：14
    - 法人指導担当
    - 介護・障害事業所指導担当
    - 介護事業所指定担当
    - 障害事業所指定担当
  - 高齢介護課（9）
    - 企画調整担当
    - 高年福祉担当
  - 包括支援担当（11）行政事務員：4
    - 地域包括支援担当
    - 認知症・介護予防担当
  - 介護保険事業担当（23）行政事務員：34
    - 管理担当（5）…うち40H再任用1人　行政事務員：4
      - 予算・決算に関すること
      - 議会、人事等内部管理に関すること
      - 統計、広報に関すること
      - 介護保険システム運用の総合調整に関すること
      - 庶務全般、研修に関すること
    - 資格・保険料担当　資格（2）　保険料（5）　行政事務員：2
      - 資格管理に関すること
      - 賦課業務に関すること
      - 保険料減免に関すること
      - 不現住等に関すること
      - 保険料の収納整理に関すること
      - 過誤納還付充当に関すること
      - 滞納整理に関すること
      - 納付受付・相談に関すること
    - 認定担当（7）行政事務員：18
      - 審査会の運営に関すること
      - 認定調査に関すること
      - 主治医意見書及び認定調査票に関すること
    - 給付・適正化※担当（4）行政事務員：10
      - 介護保険の給付に関すること
      - 介護サービス事業者等の指導等※
      - ケアプランに関すること※
      - 介護サービスの苦情相談に関すること※

※　健康増進課、福祉相談支援課において地域支援事業の一部を実施している。

Ⅱ　被 保 険 者

1　第1号被保険者数の年度別推移

（単位：人）

	被保険者数	資 格 取 得				資 格 喪 失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
11年度	76,272	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12年度	79,456	－	－	－	－	－	－	－	－	－
13年度	82,314	－	－	－	－	－	－	－	－	－
14年度	85,422	－	－	－	－	－	－	－	－	－
15年度	87,660	－	－	－	－	－	－	－	－	－
16年度	90,141	－	－	－	－	－	－	－	－	－
17年度	93,190	699	6,746	1	25	1,051	36	3,325	6	4
18年度	97,201	734	7,567	3	77	910	100	3,343	10	7
19年度	100,172	739	6,756	1	45	858	106	3,587	8	11
20年度	103,506	851	6,973	3	24	872	42	3,572	13	18
21年度	106,188	885	6,195	1	59	858	42	3,544	4	10
22年度	107,086	810	4,890	5	31	877	15	3,926	6	14
23年度	109,562	810	6,684	0	13	946	71	3,990	8	16
24年度	113,820	862	8,458	4	48	941	92	4,055	11	15
25年度	118,065	817	8,401	3	74	952	37	4,027	12	22
26年度	121,507	995	7,730	0	79	974	85	4,277	8	18
27年度	124,967	877	6,775	4	81	994	39	4,217	13	14
28年度	125,838	927	6,187	0	75	871	32	4,402	4	9
29年度	126,999	994	5,640	4	84	882	61	4,589	14	15
30年度	127,638	1,008	5,190	9	58	927	21	4,644	11	23
元年度	127,947	921	4,953	5	63	872	17	4,704	13	27
2年度(a)	127,766	810	4,723	0	97	885	9	4,880	7	30
3年度(b)	127,105	739	4,658	4	114	863	2	5,255	6	50
前年度比(b)/(a)	99.5%	91.2%	98.6%	－	117.5%	97.5%	22.2%	107.7%	85.7%	166.7%

注）被保険者数は年度末現在の人数

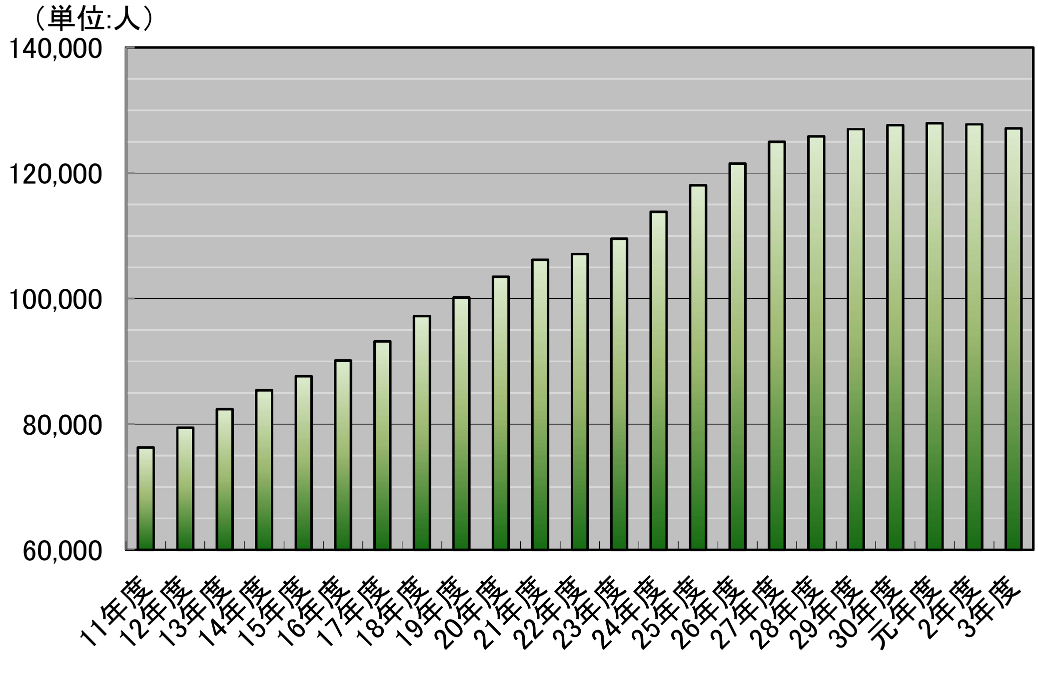

２ 第1号被保険者数の月別推移

令和03年度　　　　（単位：人）

	被保険者数	資格取得				資格喪失				
		転入	65歳到達	適用除外非該当	その他	転出	職権喪失	死亡	適用除外該当	その他
4月	127,712	84	362	0	5	75	0	426	1	3
5月	127,612	45	336	2	4	65	0	420	1	1
6月	127,584	52	358	0	4	65	0	376	0	1
7月	127,618	70	399	0	17	73	0	372	0	7
8月	127,654	68	434	0	10	79	0	391	0	6
9月	127,654	53	408	0	9	57	0	405	1	7
10月	127,633	59	385	0	11	86	0	387	0	3
11月	127,528	70	365	0	9	91	0	453	0	5
12月	127,476	49	407	1	13	80	2	433	1	6
1月	127,391	41	447	1	6	56	0	521	0	3
2月	127,297	67	363	0	11	48	0	482	1	4
3月	127,105	81	394	0	15	88	0	589	1	4
合計	－	739	4,658	4	114	863	2	5,255	6	50

注） 被保険者数は月末現在の人数

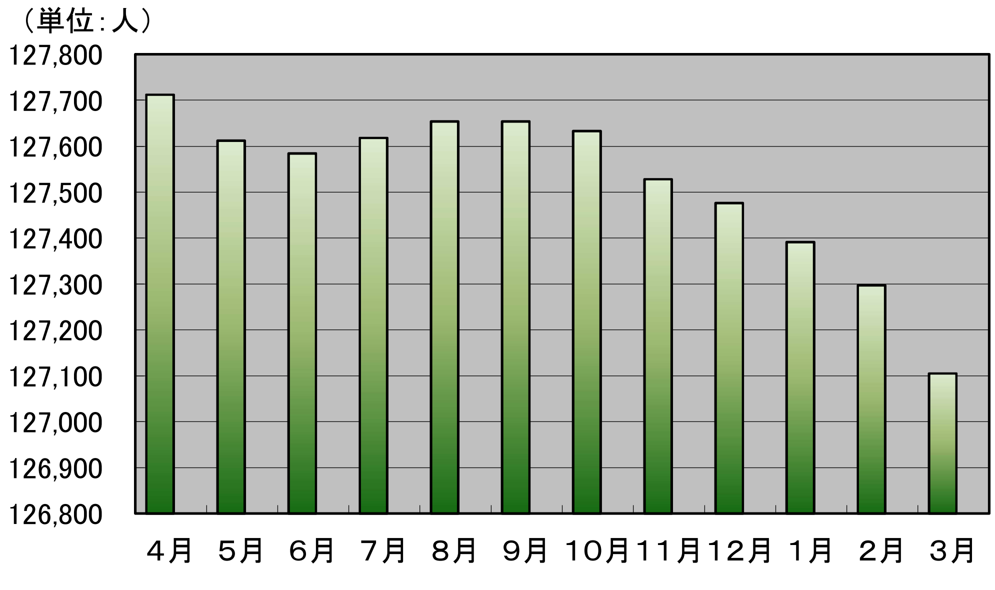

Ⅲ　保険料

1　年度別保険料（年額）の推移

令和3年度の保険料等（令和3年度～令和5年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	39,655
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	54,327
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	59,483
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	71,379
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 （基準額）	79,310
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	95,172
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.300	103,103
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額210万円以上320万円未満の人	1.500	118,965
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.700	134,827
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	144,741
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	154,655
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	164,568
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	174,482
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	184,396

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

令和2年度の保険料等（平成30年度～令和2年度）

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	38,472
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 （基準額）	76,944
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

公費による低所得者の保険料軽減強化　平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。 軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

段階	軽減後保険料														
	平成27年度～平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	年額	月額	保険料	年額	月額	保険料	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
第1段階	31,979円	2,665円	0.45	34,625円	2,885円	0.45	28,854円	2,405円	0.375	23,083円	1,924円	0.3	23,793円	1,983円	0.3
第2段階	未実施			未実施			43,089円	3,591円	0.56	33,471円	2,789円	0.435	34,500円	2,875円	0.435
第3段階							55,784円	4,649円	0.725	53,861円	4,488円	0.7	55,517円	4,626円	0.7

令和2年度の保険料等(平成30年度～令和2年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500	38,472
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	52,707
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第１段階、第2段階以外の人	0.750	57,708
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	69,250
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	76,944
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	92,333
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.300	100,027
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満の人	1.500	115,416
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.700	130,805
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	140,423
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	150,041
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	159,659
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満の人	2.200	169,277
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,200万円以上の人	2.325	178,895

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第１段階、第2段階以外の人	0.750	53,298
第4段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第5段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 (基準額)	71,064
第6段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.200	156,341

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化　平成27年度から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。 軽減後の保険料はそれぞれ次のとおりです。

軽減後保険料

段階	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
第1段階	34,625円	2,885円	0.45	28,854円	2,405円	0.375	23,083円	1,924円	0.3
第2段階	未実施			43,089円	3,591円	0.56	33,471円	2,789円	0.435
第3段階				55,784円	4,649円	0.725	53,861円	4,488円	0.7

平成27年度の第１段階の保険料(平成27年度～平成29年度)

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成27年度の保険料等(平成27年度～平成29年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人 ・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.500 (0.450)	35,532 (31,979)
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	48,679
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第１段階、第２段階以外の人	0.750	53,298
第４段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	63,958
第５段階	・世帯員に市民税が課税の人がいるが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 （基準額）	71,064
第６段階	・本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の人	1.200	85,277
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円以下の人	1.250	88,830
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.300	92,383
第９段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.500	106,596
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.700	120,809
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.825	129,692
第12段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.950	138,575
第13段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.075	147,458
第14段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1，000万円以上の人	2.200	156,341

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、又は、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者の人	0.500	32,048
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第４段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.750	48,072
第５段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.900	57,686
第６段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.000 （基準額）	64,095
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.150	73,710
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.250	80,119
第９段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.333 H25 1.417 H26 1.500	85,458 90,804 96,143
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.500	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.750	112,167

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

公費による低所得者の保険料軽減強化　平成27年度から、公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を実施しています。
軽減後の<u>第１段階</u>の保険料は次のとおりです。

軽減前			軽減後		
年額	月額	保険料率	年額	月額	保険料率
35,532円	2,961円	0.5	31,979円	2,665円	0.45

平成26年度の保険料等(平成24年度～平成26年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	32,048
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	40,060
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.685	43,906
第4段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階、第3段階以外の人	0.75	48,072
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	57,686
第6段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 （基準額）	64,095
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	73,710
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え190万円未満の人	1.25	80,119
第9段階	基準所得金額変更に伴う第7段階からの激変緩和措置対象者	H24 1.3333	85,458
		H25 1.4167	90,804
		H26 1.5	96,143
	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	1.5	96,143
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	104,155
第11段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	112,167

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第2段階以外の人	0.75	42,397
第4段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第5段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 （基準額）	56,529 (57,347)
第6段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第7段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第8段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第9段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※平成21年度の保険料（平成21年度～平成23年度）の表中にある第5段階(基準額)の保険料年額欄の（　）内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合（介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合）の金額です。

平成23年度の保険料等(平成21年度～平成23年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,265
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,331
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第２段階以外の人	0.75	42,397
第４段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.9	50,877
第５段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.0 （基準額）	56,529 (57,347)
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以下の人	1.15	65,009
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の人	1.25	70,662
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	84,794
第９段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	91,860
第10段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	98,926

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の人	0.5	28,484
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.625	35,605
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第1段階、第２段階以外の人	0.75	42,726
第４段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	1.0 （基準額）	56,968
第５段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	1.25	71,210
第６段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	1.5	85,452
第７段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.625	92,573
第８段階	・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.75	99,694

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

※第5段階(基準額)の保険料年額欄の(　)内の金額57,347円は、平成21年度からの介護報酬単価引き上げ分を全額、保険料で負担した場合（介護従事者処遇改善臨時特例交付金がなかった場合）の金額です。

平成20年度の保険料等(平成18年度～平成20年度)

所得段階	対象者	保険料率	保険料
第１段階	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者(H20～) ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	28,484
第２段階	・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	0.625	35,605
第３段階	・世帯全員が市民税非課税で第１段階、第２段階以外の場合	0.75	42,726
第４段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 （基準額）	56,968
第５段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合	1.25	71,210
第６段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の場合	1.5	85,452
第７段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の場合	1.625	92,573
第８段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の場合	1.75	99,694

従来の段階等

所得段階	対象者	保険料率	年度別の年間保険料(円)			
			12年度	13年度	14年度	15～17年度
第１段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	4,584	13,454	17,889	21,333
第２段階	・世帯全員が市民税非課税の場合	0.75	6,876	20,181	26,834	31,999
第３段階	・世帯のだれかに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の場合	1.0 （基準額）	9,167	26,907	35,778	42,665
第４段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の場合 （平成１４年度まで250万円未満）	1.25	11,459	33,634	44,723	53,332
第５段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の場合 （平成１４年度まで250万円以上）	1.5	13,751	40,361	53,667	63,998

※上記の表中で合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなす。

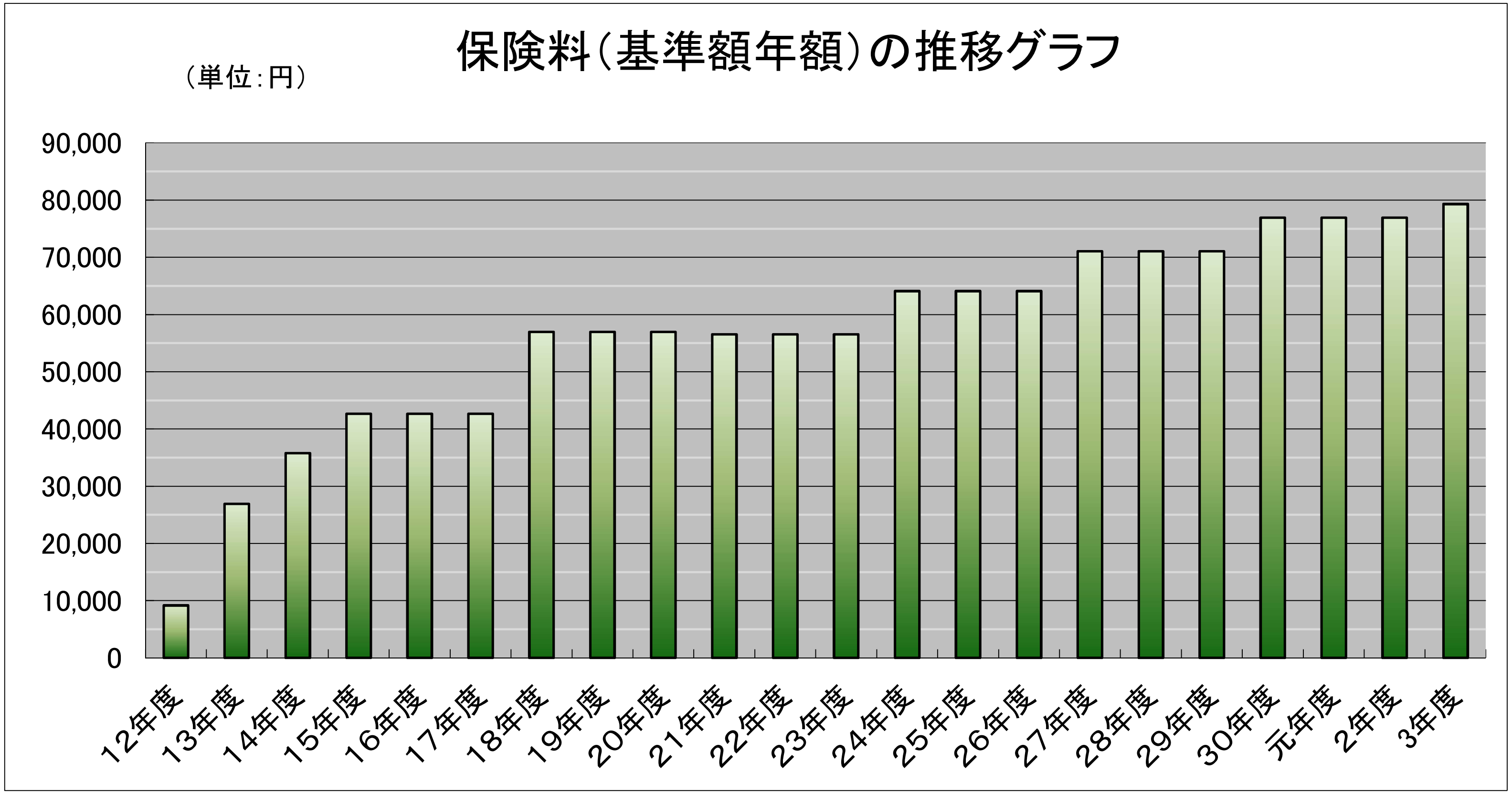

＊　保険料は平成12年4月～9月までは国が全額負担、
平成12年10月～平成13年9月までは国が半額負担。

＊　平成21～平成23年度の基準額　56，529円は、
介護従事者処遇改善臨時特例交付金による負担軽減後の金額。
軽減前の基準額は、57，347円。

2 保険料収納状況

(1)現年度分

（単位:人数(人)、金額(円)）

年度	内訳 徴収区分	調定 人数	調定 金額	収納 人数	収納 金額	未納 人数	未納 金額	収納率(%)
12	合 計	81,145	705,274,695	79,312	689,555,846	2,787	15,718,849	97.77
13	合 計	93,160	2,121,025,536	91,060	2,073,766,071	3,347	47,259,465	97.77
14	合 計	95,405	2,887,101,909	93,243	2,821,691,802	3,336	65,410,107	97.73
15	合 計	98,285	3,551,794,939	95,885	3,467,115,774	3,665	84,679,165	97.62
16	合 計	100,251	3,624,156,634	97,849	3,538,475,997	3,575	85,680,637	97.64
17	合 計	103,404	3,719,145,445	100,948	3,631,019,336	3,676	88,126,109	97.63
18	合 計	112,696	5,282,932,952	109,880	5,158,998,136	4,184	123,934,816	97.65
19	合 計	109,987	5,525,843,545	107,428	5,406,622,949	3,721	119,220,596	97.84
20	合 計	112,819	5,690,023,446	110,209	5,563,633,075	3,869	126,390,371	97.78
21	合 計	115,960	5,741,652,562	113,363	5,616,694,555	3,821	124,958,007	97.82
22	合 計	116,389	5,790,845,429	114,025	5,674,663,090	3,506	116,182,339	97.99
23	合 計	117,957	5,831,293,146	115,547	5,718,158,848	3,520	113,134,298	98.06
24	合 計	124,088	6,796,126,572	121,461	6,658,863,387	3,867	137,263,185	97.98
25	合 計	128,647	7,054,580,887	125,977	6,913,257,174	3,881	141,323,713	98.00
26	合 計	132,782	7,286,728,636	130,141	7,143,834,856	3,911	142,893,780	98.04
27	特別徴収	110,620	7,129,762,604	110,620	7,129,762,604	0	0	100.00
	普通徴収	23,550	980,111,475	21,035	834,326,060	3,638	145,785,415	85.13
	合 計	134,170	8,109,874,079	131,655	7,964,088,664	3,638	145,785,415	98.20
28	特別徴収	112,946	7,317,654,749	112,946	7,317,654,749	0	0	100.00
	普通徴収	22,876	965,463,889	20,467	825,598,048	3,457	139,865,841	85.51
	合 計	135,822	8,283,118,638	133,413	8,143,252,797	3,457	139,865,841	98.31
29	特別徴収	114,957	7,431,578,192	114,957	7,431,578,192	0	0	100.00
	普通徴収	22,609	958,530,378	20,303	821,017,371	3,498	137,513,007	85.65
	合 計	137,566	8,390,108,570	135,260	8,252,595,563	3,498	137,513,007	98.36
30	特別徴収	117,398	8,206,410,794	117,398	8,206,410,794	0	0	100.00
	普通徴収	20,299	940,094,715	18,350	816,473,753	2,991	123,620,962	86.85
	合 計	137,697	9,146,505,509	135,748	9,022,884,547	2,991	123,620,962	98.65
元	特別徴収	117,954	7,972,460,197	117,954	7,972,460,197	0	0	100.00
	普通徴収	19,691	877,545,937	17,838	765,622,459	2,773	111,923,478	87.25
	合 計	137,645	8,850,006,134	135,792	8,738,082,656	2,773	111,923,478	98.74
2	特別徴収	117,438	7,658,295,012	117,438	7,658,295,012	0	0	100.00
	普通徴収	19,946	867,386,332	18,325	751,172,095	3,456	116,214,237	86.60
	合 計	137,384	8,525,681,344	135,763	8,409,467,107	3,456	116,214,237	98.64
3	特別徴収	117,744	7,774,919,220	117,744	7,774,919,220	0	0	100.00
	普通徴収	22,275	973,371,631	22,011	863,778,701	2,888	109,592,930	88.74
	合 計	140,019	8,748,290,851	139,755	8,638,697,921	2,888	109,592,930	98.75

※各年度分とも翌年度5月末現在

（2）所得段階別　現年度分

（単位：人数（人）、金額（円））

段階	内訳	調定 人数	調定 金額	収納 人数	収納 金額	未納 人数	未納 金額	収納率（%）
1	特徴	25,986	579,308,022	25,986	579,308,022	0	0	100.00
	普徴	9,355	185,806,336	9,143	165,055,519	1,274	20,750,817	88.83
	計	35,341	765,114,358	35,129	744,363,541	1,274	20,750,817	97.29
2	特徴	12,673	417,688,414	12,673	417,688,414	0	0	100.00
	普徴	927	17,803,854	927	16,238,556	82	1,565,298	91.21
	計	13,600	435,492,268	13,600	433,926,970	82	1,565,298	99.64
3	特徴	12,004	636,127,638	12,004	636,127,638	0	0	100.00
	普徴	883	26,209,048	883	23,000,393	105	3,208,655	87.76
	計	12,887	662,336,686	12,887	659,128,031	105	3,208,655	99.52
4	特徴	11,958	805,315,687	11,958	805,315,687	0	0	100.00
	普徴	2,663	134,836,485	2,611	113,134,757	419	21,701,728	83.91
	計	14,621	940,152,172	14,569	918,450,444	419	21,701,728	97.69
5	特徴	12,660	979,139,121	12,660	979,139,121	0	0	100.00
	普徴	588	23,416,098	588	21,373,813	56	2,042,285	91.28
	計	13,248	1,002,555,219	13,248	1,000,512,934	56	2,042,285	99.80
6	特徴	14,921	1,350,855,689	14,921	1,350,855,689	0	0	100.00
	普徴	2,082	127,711,810	2,082	106,604,089	364	21,107,721	83.47
	計	17,003	1,478,567,499	17,003	1,457,459,778	364	21,107,721	98.57
7	特徴	15,573	1,521,819,955	15,573	1,521,819,955	0	0	100.00
	普徴	2,323	148,616,893	2,323	127,702,991	326	20,913,902	85.93
	計	17,896	1,670,436,848	17,896	1,649,522,946	326	20,913,902	98.75
8	特徴	6,312	700,997,593	6,312	700,997,593	0	0	100.00
	普徴	1,537	111,670,102	1,537	101,806,571	149	9,863,531	91.17
	計	7,849	812,667,695	7,849	802,804,164	149	9,863,531	98.79
9	特徴	1,859	235,214,432	1,859	235,214,432	0	0	100.00
	普徴	504	42,936,940	504	39,351,863	40	3,585,077	91.65
	計	2,363	278,151,372	2,363	274,566,295	40	3,585,077	98.71
10	特徴	1,802	240,726,461	1,802	240,726,461	0	0	100.00
	普徴	624	60,108,251	624	57,683,053	41	2,425,198	95.97
	計	2,426	300,834,712	2,426	298,409,514	41	2,425,198	99.19
11	特徴	637	88,855,332	637	88,855,332	0	0	100.00
	普徴	234	23,559,194	234	23,013,274	10	545,920	97.68
	計	871	112,414,526	871	111,868,606	10	545,920	99.51
12	特徴	362	54,346,520	362	54,346,520	0	0	100.00
	普徴	147	17,487,175	147	17,065,122	7	422,053	97.59
	計	509	71,833,695	509	71,411,642	7	422,053	99.41
13	特徴	236	36,996,927	236	36,996,927	0	0	100.00
	普徴	79	9,059,179	79	8,817,390	4	241,789	97.33
	計	315	46,056,106	315	45,814,317	4	241,789	99.48
14	特徴	761	127,527,429	761	127,527,429	0	0	100.00
	普徴	329	44,150,266	329	42,931,310	11	1,218,956	97.24
	計	1,090	171,677,695	1,090	170,458,739	11	1,218,956	99.29

※翌年度5月末現在

（3）滞納繰越分　（単位：人数（人）、金額（円））

内訳／年度	調定 人数	調定 金額	収納 人数	収納 金額	不納欠損 人数	不納欠損 金額	翌年度繰越 人数	翌年度繰越 金額	収納率（%）
平成13年度	2,787	15,144,322	2,373	3,523,958	0	0	1,778	11,620,364	23.27
平成14年度	3,677	58,572,638	1,299	11,164,981	1,366	6,787,284	2,463	40,620,373	19.06
平成15年度	4,083	105,953,699	1,331	16,641,254	1,945	28,603,812	2,610	60,708,633	15.71
平成16年度	4,322	145,113,671	1,421	22,216,926	2,131	46,716,495	2,812	76,180,250	15.31
平成17年度	4,459	161,731,447	1,381	22,856,173	2,369	59,197,711	2,882	79,677,563	14.13
平成18年度	4,496	167,217,918	1,246	19,474,509	2,499	63,768,941	3,014	83,974,468	11.65
平成19年度	4,974	207,683,452	1,339	24,562,501	2,606	67,177,643	3,453	115,943,308	11.83
平成20年度	5,038	234,886,736	1,213	23,562,169	2,964	92,849,825	3,419	118,474,742	10.03
平成21年度	5,069	244,602,673	1,241	25,774,477	2,996	95,745,284	3,372	123,082,912	10.54
平成22年度	4,908	246,477,713	1,321	28,321,484	2,895	97,035,259	3,333	121,120,970	11.49
平成23年度	4,627	237,072,003	1,198	25,501,803	2,880	96,931,016	3,130	114,639,184	10.76
平成24年度	4,571	227,383,481	1,081	23,455,129	2,765	93,136,266	3,120	110,792,086	10.32
平成25年度	5,869	247,903,918	1,185	28,433,142	2,651	87,978,192	3,393	131,492,584	11.47
平成26年度	5,035	272,582,742	1,313	30,629,234	2,839	103,876,542	3,469	138,076,966	11.24
平成27年度	5,059	280,714,854	1,327	31,536,449	2,987	109,515,891	3,402	139,662,514	11.23
平成28年度	4,763	284,798,463	1,233	30,720,029	2,886	109,979,264	3,243	144,099,170	10.79
平成29年度	4,486	283,572,658	1,121	29,009,414	2,731	111,346,229	3,094	143,217,015	10.23
平成30年度	4,479	280,472,127	1,151	28,207,671	2,593	109,039,933	3,122	143,224,523	10.06
令和元年度	4,296	266,668,654	1,101	28,488,565	2,601	107,189,425	2,859	130,990,664	10.68
令和2年度	3,939	242,254,175	851	23,306,192	2,401	97,095,832	2,690	121,852,151	9.62
令和3年度	4,045	229,511,269	1,462	32,713,921	2,107	73,893,794	2,401	122,903,554	14.25

※3月末現在
※保険料の徴収が平成12年度より開始のため、滞納繰越分は平成13年度から記載。

（4）所得段階別　滞納繰越分　（単位：人数（人）、金額（円））

内訳／段階	調定 人数	調定 金額	収納 人数	収納 金額	不納欠損 人数	不納欠損 金額	翌年度繰越 人数	翌年度繰越 金額	収納率（%）
1段階	1,802	48,675,719	568	6,455,409	1,016	20,006,868	1,042	22,213,442	13.26
2段階	134	4,765,047	56	725,352	69	1,722,691	65	2,317,004	15.22
3段階	160	8,548,754	65	1,394,116	84	3,056,296	84	4,098,342	16.31
4段階	511	40,043,694	186	5,390,381	288	12,093,088	355	22,560,225	13.46
5段階	86	5,058,690	39	877,035	35	1,320,526	42	2,861,129	17.34
6段階	502	44,100,855	196	5,574,614	257	13,164,590	317	25,361,651	12.64
7段階	407	36,651,269	148	4,665,116	191	11,667,764	258	20,318,389	12.73
8段階	253	24,721,126	102	3,515,909	103	6,901,456	151	14,303,761	14.22
9段階	92	8,769,130	38	1,177,097	41	2,561,685	54	5,030,348	13.42
10段階	52	4,405,556	31	1,135,236	15	1,110,993	20	2,159,327	25.77
11段階	15	1,080,906	7	308,555	4	180,405	6	591,946	28.55
12段階	12	1,181,391	9	245,124	2	48,637	5	887,630	20.75
13段階	6	337,921	6	337,921	0	0	0	0	100.00
14段階	13	1,171,211	11	912,056	2	58,795	2	200,360	77.87
合計	4,045	229,511,269	1,462	32,713,921	2,107	73,893,794	2,401	122,903,554	14.25

※3月末現在
※収納人数については、一部でも収納した人をカウントしているため、収納と未納の計上と調定人数は一致しない。

（5）口座振替加入率

年度	口座振替加入率（%）
平成27年度	20.97
平成28年度	21.45
平成29年度	20.93
平成30年度	22.41
令和元年度	23.56
令和2年度	19.12
令和3年度	22.19

（6）減免状況

（保険料減免）

内訳＼年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
被災	件数	11	4	5
	金額	245,897	110,927	110,372
所得激減	件数	229	252	276
	金額	3,505,485	4,279,245	4,635,085
生活困窮	件数	208	5	3
	金額	1,004,566	76,945	47,586
制度的	件数	0	0	0
	金額	0	0	0
その他	件数	40	128	54
	金額	770,888	1,603,631	1,161,526
合計	件数	488	389	338
	金額	5,526,836	6,070,748	5,954,569

（コロナ減免）

内訳＼年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度
コロナ1.0	件数	141	203	33
	金額	1,712,530	14,117,370	2,198,079
コロナ0.8	件数	0	66	11
	金額	0	5,389,134	737,007
コロナ廃失	件数	22	32	53
	金額	239,905	2,318,580	3,944,362
コロナ死重	件数	0	0	8
	金額	0	0	391,890
合計	件数	163	301	105
	金額	1,952,435	21,825,084	7,271,338

Ⅳ 認定審査

1　介護認定審査会

項　　目	内　　容
合 議 体 数	20合議体（40グループ）
委員数及び内訳	173人　（医療　117人　・保健　25人　・福祉　31人）（令和4年3月31日現在）
1回の審査件数	約　50件
開 催 日 時	月曜～金曜 2開催　　午後1時～
審査会開催数	計　394回　（R2年度 397回）
認定処理件数	計29,378件　（R2年度 23,126件）

2　月別要支援・要介護認定申請状況

	申請件数	申請区分			
		新規	更新	コロナ更新	区分変更
4月	2,290	575	1,260	740	455
5月	2,312	500	1,431	998	381
6月	2,632	638	1,536	1,078	458
7月	2,513	579	1,459	958	475
8月	2,521	568	1,473	970	480
9月	2,601	668	1,496	1,067	437
10月	2,461	605	1,437	1,029	419
11月	2,535	662	1,407	908	466
12月	2,772	571	1,746	1,129	455
1月	3,340	660	2,199	1,193	481
2月	2,426	610	1,373	1,026	443
3月	2,753	660	1,611	1,203	482
合計	31,156	7,296	18,428	12,299	5,432

令和3年度月別要支援・要介護認定申請状況

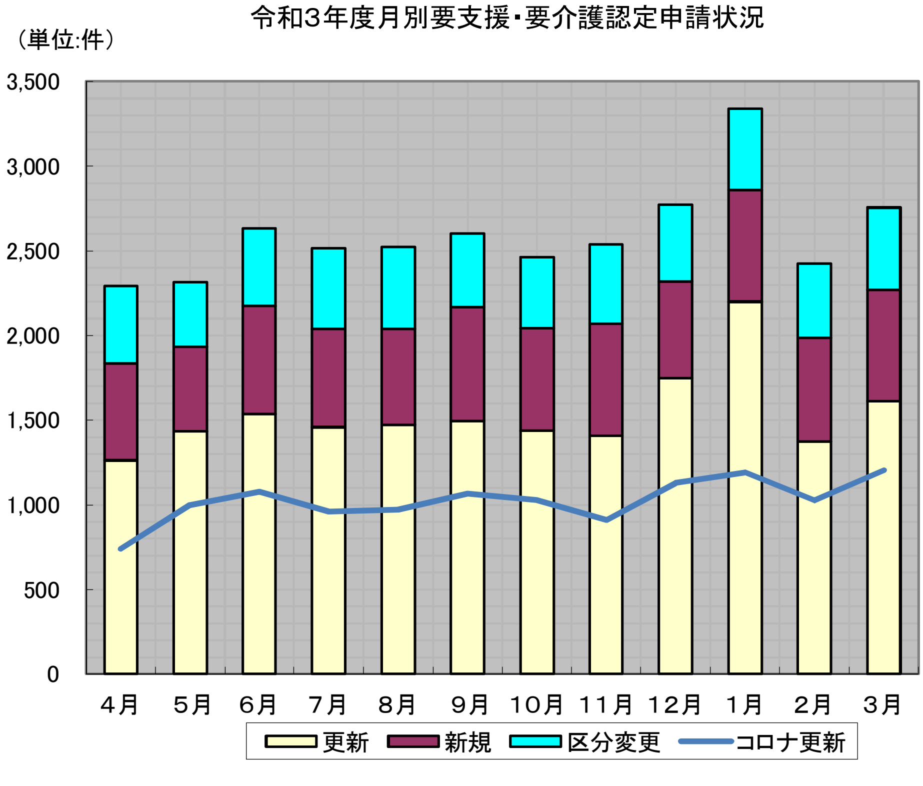

3　年度別要支援・要介護認定申請状況

年度	申請件数	申請区分					
		新規		更新・特例更新		区分変更	
		申請件数	割合	申請件数	割合	申請件数	割合
11年度	8,250	8,250	100.00%	0	0.00%	0	0.00%
12年度	17,760	4,558	25.66%	12,688	71.44%	514	2.89%
13年度	16,989	4,641	27.32%	11,617	68.38%	731	4.30%
14年度	19,414	5,202	26.80%	13,021	67.07%	1,191	6.13%
15年度	22,053	5,516	25.01%	15,084	68.40%	1,453	6.59%
16年度	23,642	5,176	21.89%	16,796	71.04%	1,670	7.06%
17年度	19,279	5,052	26.20%	12,397	64.30%	1,830	9.49%
18年度	18,888	4,417	23.39%	12,119	64.16%	2,352	12.45%
19年度	20,477	4,591	22.42%	13,582	66.33%	2,304	11.25%
20年度	21,161	4,559	21.54%	14,246	67.32%	2,356	11.13%
21年度	21,678	5,038	23.24%	14,328	66.09%	2,312	10.67%
22年度	23,939	5,601	23.40%	15,533	64.89%	2,805	11.72%
23年度	24,247	5,741	23.68%	15,161	62.53%	3,345	13.80%
24年度	24,918	6,175	24.78%	14,903	59.81%	3,840	15.41%
25年度	25,525	6,139	24.05%	15,609	61.15%	3,777	14.80%
26年度	27,059	6,529	24.13%	16,528	61.08%	4,002	14.79%
27年度	27,828	6,465	23.23%	17,226	61.90%	4,137	14.87%
28年度	27,761	6,753	24.33%	16,603	59.81%	4,405	15.87%
29年度	28,531	6,960	24.39%	16,994	59.56%	4,577	16.04%
30年度	25,440	7,283	28.63%	13,136	51.64%	5,021	19.74%
元年度	28,380	7,014	24.71%	16,338	57.57%	5,028	17.72%
2年度	24,538	7,183	29.27%	12,288	50.08%	5,067	20.65%
3年度	31,156	7,296	23.42%	18,428	59.15%	5,432	17.43%

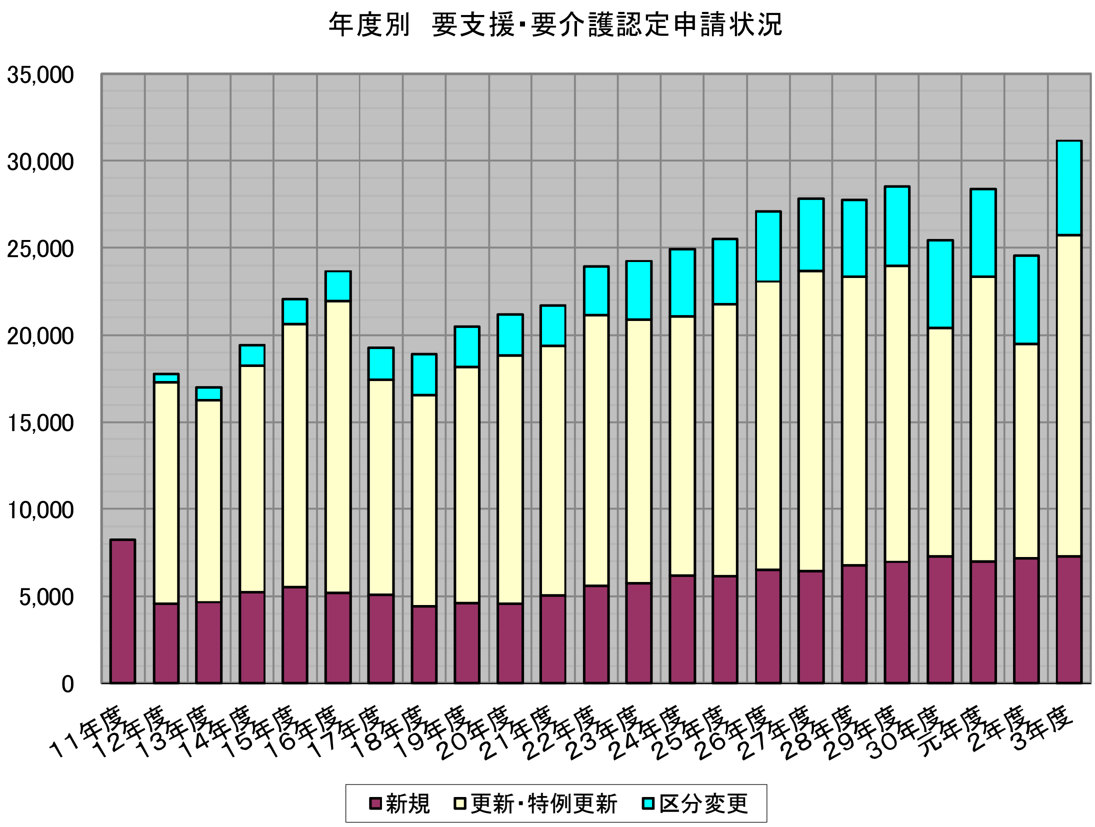

4 月別要介護度別認定者状況

（単位：人）

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
4月末	第1号	0	5,080	4,918	9,998	5,068	4,633	3,658	3,217	2,366	28,940
	65歳～74歳	0	708	826	1,534	549	647	418	418	331	3,897
	75歳以上	0	4,372	4,092	8,464	4,519	3,986	3,240	2,799	2,035	25,043
	第2号		62	105	167	58	110	70	53	86	544
	小　計	0	5,142	5,023	10,165	5,126	4,743	3,728	3,270	2,452	29,484
5月末	第1号	0	5,145	4,948	10,093	5,091	4,656	3,671	3,199	2,347	29,057
	65歳～74歳	0	724	827	1,551	566	662	421	407	326	3,933
	75歳以上	0	4,421	4,121	8,542	4,525	3,994	3,250	2,792	2,021	25,124
	第2号		61	112	173	59	111	73	54	83	553
	小　計	0	5,206	5,060	10,266	5,150	4,767	3,744	3,253	2,430	29,610
6月末	第1号	0	5,179	4,954	10,133	5,138	4,644	3,718	3,243	2,373	29,249
	65歳～74歳	0	741	831	1,572	569	668	426	407	334	3,976
	75歳以上	0	4,438	4,123	8,561	4,569	3,976	3,292	2,836	2,039	25,273
	第2号		60	109	169	66	106	74	59	83	557
	小　計	0	5,239	5,063	10,302	5,204	4,750	3,792	3,302	2,456	29,806
7月末	第1号	0	5,147	4,955	10,102	5,128	4,639	3,747	3,271	2,386	29,273
	65歳～74歳	0	729	827	1,556	565	666	431	410	343	3,971
	75歳以上	0	4,418	4,128	8,546	4,563	3,973	3,316	2,861	2,043	25,302
	第2号		61	106	167	68	104	75	59	84	557
	小　計	0	5,208	5,061	10,269	5,196	4,743	3,822	3,330	2,470	29,830
8月末	第1号	0	5,080	4,911	9,991	5,152	4,672	3,741	3,291	2,405	29,252
	65歳～74歳	0	727	819	1,546	568	663	423	414	343	3,957
	75歳以上	0	4,353	4,092	8,445	4,584	4,009	3,318	2,877	2,062	25,295
	第2号		58	104	162	69	108	77	60	86	562
	小　計	0	5,138	5,015	10,153	5,221	4,780	3,818	3,351	2,491	29,814
9月末	第1号	0	5,050	4,910	9,960	5,152	4,674	3,781	3,289	2,412	29,268
	65歳～74歳	0	726	815	1,541	567	649	430	412	340	3,939
	75歳以上	0	4,324	4,095	8,419	4,585	4,025	3,351	2,877	2,072	25,329
	第2号		57	102	159	68	111	77	62	84	561
	小　計	0	5,107	5,012	10,119	5,220	4,785	3,858	3,351	2,496	29,829
10月末	第1号	0	5,027	4,917	9,944	5,203	4,675	3,789	3,322	2,414	29,347
	65歳～74歳	0	727	809	1,536	579	649	436	417	344	3,961
	75歳以上	0	4,300	4,108	8,408	4,624	4,026	3,353	2,905	2,070	25,386
	第2号		55	100	155	67	113	78	65	88	566
	小　計	0	5,082	5,017	10,099	5,270	4,788	3,867	3,387	2,502	29,913
11月末	第1号	0	5,044	4,925	9,969	5,218	4,680	3,779	3,328	2,399	29,373
	65歳～74歳	0	732	813	1,545	572	658	441	421	345	3,982
	75歳以上	0	4,312	4,112	8,424	4,646	4,022	3,338	2,907	2,054	25,391
	第2号		53	105	158	62	112	82	62	86	562
	小　計	0	5,097	5,030	10,127	5,280	4,792	3,861	3,390	2,485	29,935
12月末	第1号	0	5,023	4,911	9,934	5,242	4,671	3,785	3,329	2,426	29,387
	65歳～74歳	0	721	808	1,529	571	660	438	415	341	3,954
	75歳以上	0	4,302	4,103	8,405	4,671	4,011	3,347	2,914	2,085	25,433
	第2号		53	108	161	68	107	80	68	82	566
	小　計	0	5,076	5,019	10,095	5,310	4,778	3,865	3,397	2,508	29,953

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1月末	第1号	0	5,039	4,901	9,940	5,235	4,640	3,774	3,337	2,404	29,330
	65歳～74歳	0	732	798	1,530	565	644	426	418	343	3,926
	75歳以上	0	4,307	4,103	8,410	4,670	3,996	3,348	2,919	2,061	25,404
	第2号		51	110	161	67	107	79	68	85	567
	小　計	0	5,090	5,011	10,101	5,302	4,747	3,853	3,405	2,489	29,897
2月末	第1号	0	5,027	4,870	9,897	5,226	4,617	3,772	3,370	2,388	29,270
	65歳～74歳	0	732	801	1,533	557	642	415	409	329	3,885
	75歳以上	0	4,295	4,069	8,364	4,669	3,975	3,357	2,961	2,059	25,385
	第2号		49	112	161	67	107	80	65	89	569
	小　計	0	5,076	4,982	10,058	5,293	4,724	3,852	3,435	2,477	29,839
3月末	第1号	0	5,018	4,859	9,877	5,207	4,630	3,788	3,371	2,395	29,268
	65歳～74歳	0	729	790	1,519	555	640	409	406	329	3,858
	75歳以上	0	4,289	4,069	8,358	4,652	3,990	3,379	2,965	2,066	25,410
	第2号		49	115	164	68	109	80	61	87	569
	小　計	0	5,067	4,974	10,041	5,275	4,739	3,868	3,432	2,482	29,837

令和3年度月別要介護度別認定者状況

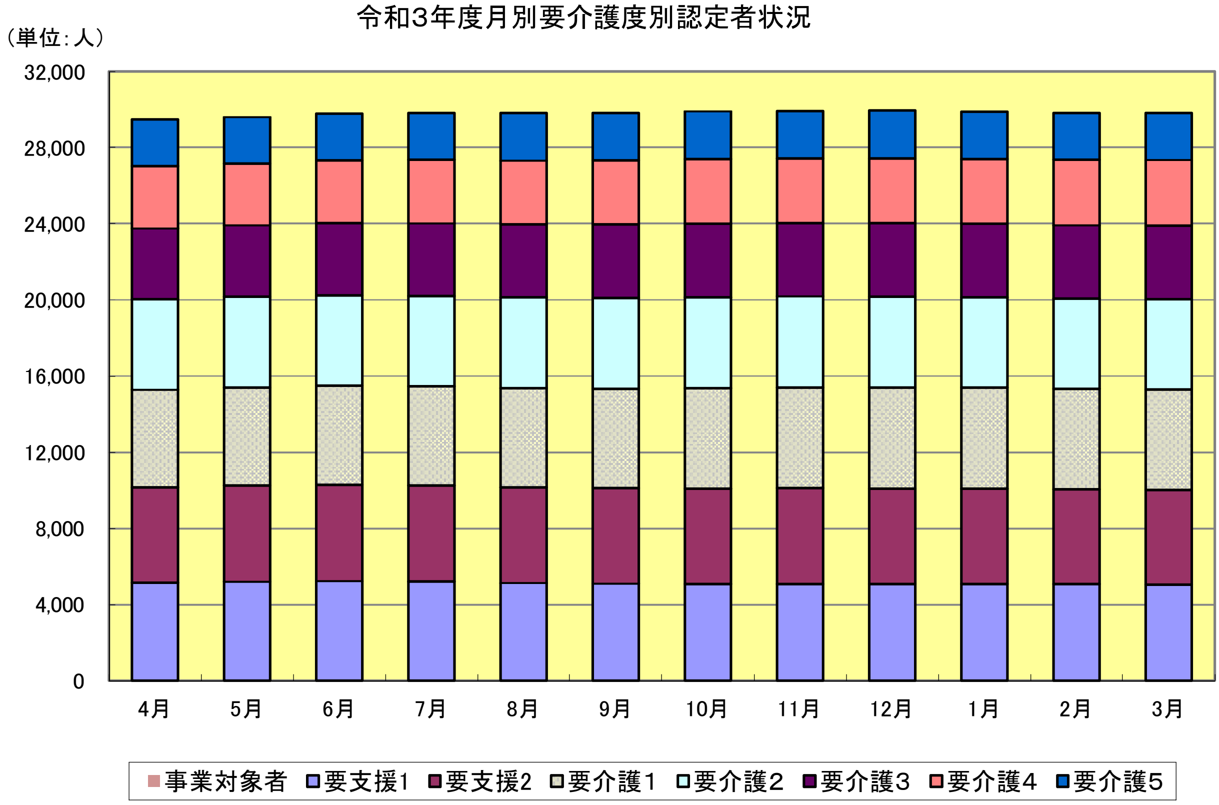

5　年度末別要介護度別認定者状況（12年度末～17年度末）

（単位：人）

		要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
12年度末	第1号	788	2,498	1,974	1,380	1,398	1,056	9,094
	65歳～74歳	191	577	427	263	254	231	1,943
	75歳以上	597	1,921	1,547	1,117	1,144	825	7,151
	第2号	7	83	97	70	64	66	387
	小　計	795	2,581	2,071	1,450	1,462	1,122	9,481
13年度末	第1号	919	3,303	2,497	1,584	1,503	1,180	10,986
	65歳～74歳	234	762	558	320	286	230	2,390
	75歳以上	685	2,541	1,939	1,264	1,217	950	8,596
	第2号	5	86	140	83	75	67	456
	小　計	924	3,389	2,637	1,667	1,578	1,247	11,442
14年度末	第1号	1,465	4,320	2,759	1,630	1,620	1,322	13,116
	65歳～74歳	381	1,007	611	317	303	271	2,890
	75歳以上	1,084	3,313	2,148	1,313	1,317	1,051	10,226
	第2号	18	122	141	85	76	77	519
	小　計	1,483	4,442	2,900	1,715	1,696	1,399	13,635
15年度末	第1号	2,031	5,312	2,527	1,992	1,776	1,576	15,214
	65歳～74歳	553	1,232	581	377	361	299	3,403
	75歳以上	1,478	4,080	1,946	1,615	1,415	1,277	11,811
	第2号	33	167	120	107	84	85	596
	小　計	2,064	5,479	2,647	2,099	1,860	1,661	15,810
16年度末	第1号	2,782	5,450	2,636	2,122	1,987	1,668	16,645
	65歳～74歳	738	1,211	556	385	369	313	3,572
	75歳以上	2,044	4,239	2,080	1,737	1,618	1,355	13,073
	第2号	55	179	116	112	89	90	641
	小　計	2,837	5,629	2,752	2,234	2,076	1,758	17,286
17年度末	第1号	3,255	5,649	2,813	2,338	2,084	1,675	17,814
	65歳～74歳	829	1,231	577	427	353	318	3,735
	75歳以上	2,426	4,418	2,236	1,911	1,731	1,357	14,079
	第2号	58	176	130	120	94	94	672
	小　計	3,313	5,825	2,943	2,458	2,178	1,769	18,486

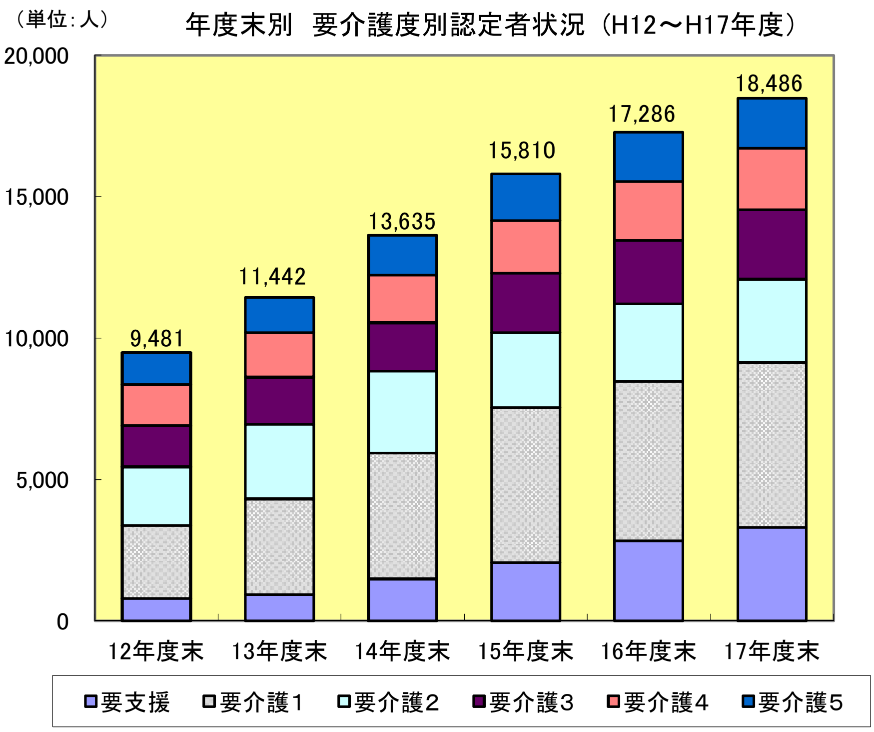

６ 年度末別要介護度別認定者状況（18年度末～３年度末）

（単位：人）

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
18年度末	第1号		2,388	1,889	4,277	4,534	2,977	2,580	2,127	1,934	18,429
	65歳～74歳		583	459	1,042	905	672	512	344	353	3,828
	75歳以上		1,805	1,430	3,235	3,629	2,305	2,068	1,783	1,581	14,601
	第2号		25	69	94	131	132	122	100	98	677
	小　計		2,413	1,958	4,371	4,665	3,109	2,702	2,227	2,032	19,106
19年度末	第1号		2,673	3,627	6,300	1,754	3,647	2,968	2,301	1,822	18,792
	65歳～74歳		590	776	1,366	285	757	581	363	310	3,662
	75歳以上		2,083	2,851	4,934	1,469	2,890	2,387	1,938	1,512	15,130
	第2号		30	109	139	38	158	126	92	103	656
	小　計		2,703	3,736	6,439	1,792	3,805	3,094	2,393	1,925	19,448
20年度末	第1号		2,846	3,490	6,336	2,052	3,702	2,959	2,310	1,795	19,154
	65歳～74歳		598	691	1,289	351	752	581	355	300	3,628
	75歳以上		2,248	2,799	5,047	1,701	2,950	2,378	1,955	1,495	15,526
	第2号		30	101	131	37	169	109	94	89	629
	小　計		2,876	3,591	6,467	2,089	3,871	3,068	2,404	1,884	19,783
21年度末	第1号		2,758	3,388	6,146	2,785	3,715	2,893	2,481	1,943	19,963
	65歳～74歳		553	658	1,211	477	754	529	361	311	3,643
	75歳以上		2,205	2,730	4,935	2,308	2,961	2,364	2,120	1,632	16,320
	第2号		43	97	140	48	166	114	86	99	653
	小　計		2,801	3,485	6,286	2,833	3,881	3,007	2,567	2,042	20,616
22年度末	第1号		3,339	3,339	6,678	3,119	3,990	2,760	2,213	2,074	20,834
	65歳～74歳		639	684	1,323	474	779	425	310	318	3,629
	75歳以上		2,700	2,655	5,355	2,645	3,211	2,335	1,903	1,756	17,205
	第2号		50	110	160	49	167	109	71	105	661
	小　計		3,389	3,449	6,838	3,168	4,157	2,869	2,284	2,179	21,495
23年度末	第1号		4,047	3,406	7,453	3,390	3,970	2,671	2,149	1,990	21,623
	65歳～74歳		720	730	1,450	491	728	372	308	310	3,659
	75歳以上		3,327	2,676	6,003	2,899	3,242	2,299	1,841	1,680	17,964
	第2号		70	128	198	54	173	96	66	97	684
	小　計		4,117	3,534	7,651	3,444	4,143	2,767	2,215	2,087	22,307
24年度末	第1号		4,751	3,655	8,406	3,626	3,921	2,696	2,196	1,996	22,841
	65歳～74歳		863	748	1,611	480	702	410	297	332	3,832
	75歳以上		3,888	2,907	6,795	3,146	3,219	2,286	1,899	1,664	19,009
	第2号		78	126	204	62	156	80	73	98	673
	小　計		4,829	3,781	8,610	3,688	4,077	2,776	2,269	2,094	23,514
25年度末	第1号		4,956	3,994	8,950	3,821	3,926	2,854	2,436	2,040	24,027
	65歳～74歳		903	818	1,721	515	692	425	355	345	4,053
	75歳以上		4,053	3,176	7,229	3,306	3,234	2,429	2,081	1,695	19,974
	第2号		57	132	189	64	137	71	67	99	627
	小　計		5,013	4,126	9,139	3,885	4,063	2,925	2,503	2,139	24,654
26年度末	第1号		5,062	4,423	9,485	4,074	4,045	3,022	2,509	2,114	25,249
	65歳～74歳		891	885	1,776	547	709	442	372	314	4,160
	75歳以上		4,171	3,538	7,709	3,527	3,336	2,580	2,137	1,800	21,089
	第2号		58	110	168	71	123	89	59	90	600
	小　計		5,120	4,533	9,653	4,145	4,168	3,111	2,568	2,204	25,849
27年度末	第1号		5,126	4,586	9,712	4,338	4,269	3,065	2,687	2,180	26,251
	65歳～74歳		861	899	1,760	571	755	466	378	298	4,228
	75歳以上		4,265	3,687	7,952	3,767	3,514	2,599	2,309	1,882	22,023
	第2号		53	111	164	61	134	83	58	81	581
	小　計		5,179	4,697	9,876	4,399	4,403	3,148	2,745	2,261	26,832

		事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
28年度末	第1号		4,741	4,507	9,248	4,450	4,456	3,250	2,855	2,236	26,495
	65歳～74歳		743	832	1,575	588	699	427	373	314	3,976
	75歳以上		3,998	3,675	7,673	3,862	3,757	2,823	2,482	1,922	22,519
	第2号		42	102	144	61	120	75	62	68	530
	小　計		4,783	4,609	9,392	4,511	4,576	3,325	2,917	2,304	27,025
29年度末	第1号	7	4,726	4,526	9,252	4,584	4,496	3,330	2,823	2,276	26,761
	65歳～74歳	2	739	803	1,542	516	694	395	370	307	3,824
	75歳以上	5	3,987	3,723	7,710	4,068	3,802	2,935	2,453	1,969	22,937
	第2号		44	113	157	64	105	62	65	73	526
	小　計	7	4,770	4,639	9,409	4,648	4,601	3,392	2,888	2,349	27,287
30年度末	第1号	2	5,151	4,757	9,908	4,673	4,524	3,426	3,032	2,270	27,835
	65歳～74歳	0	758	842	1,600	512	657	391	358	313	3,831
	75歳以上	2	4,393	3,915	8,308	4,161	3,867	3,035	2,674	1,957	24,004
	第2号		58	101	159	64	99	60	62	72	516
	小　計	2	5,209	4,858	10,067	4,737	4,623	3,486	3,094	2,342	28,351
元年度末	第1号	0	5,118	4,971	10,089	4,783	4,676	3,465	3,090	2,363	28,466
	65歳～74歳	0	750	860	1,610	484	659	382	362	299	3,796
	75歳以上	0	4,368	4,111	8,479	4,299	4,017	3,083	2,728	2,064	24,670
	第2号		57	112	169	52	107	59	56	81	524
	小　計	0	5,175	5,083	10,258	4,835	4,783	3,524	3,146	2,444	28,990
2年度末A	第1号	0	5,061	4,868	9,929	5,018	4,607	3,597	3,155	2,333	28,639
	65歳～74歳	0	713	823	1,536	527	636	427	403	315	3,844
	75歳以上	0	4,348	4,045	8,393	4,491	3,971	3,170	2,752	2,018	24,795
	第2号		59	104	163	53	108	68	53	84	529
	小　計	0	5,120	4,972	10,092	5,071	4,715	3,665	3,208	2,417	29,168
3年度末B	第1号	0	5,018	4,859	9,877	5,207	4,630	3,788	3,371	2,395	29,268
	65歳～74歳	0	729	790	1,519	555	640	409	406	329	3,858
	75歳以上	0	4,289	4,069	8,358	4,652	3,990	3,379	2,965	2,066	25,410
	第2号		49	115	164	68	109	80	61	87	569
	小　計	0	5,067	4,974	10,041	5,275	4,739	3,868	3,432	2,482	29,837
前年度比B/A	第1号	0.0%	99.2%	99.8%	99.5%	103.8%	100.5%	105.3%	106.8%	102.7%	102.2%
	65歳～74歳	0.0%	102.2%	96.0%	98.9%	105.3%	100.6%	95.8%	100.7%	104.4%	100.4%
	75歳以上	0.0%	98.6%	100.6%	99.6%	103.6%	100.5%	106.6%	107.7%	102.4%	102.5%
	第2号		83.1%	110.6%	100.6%	128.3%	100.9%	117.6%	115.1%	103.6%	107.6%
	小　計	0.0%	99.0%	100.0%	99.5%	104.0%	100.5%	105.5%	107.0%	102.7%	102.3%

年度末別　要介護度別認定者状況　（18年度～3年度末）

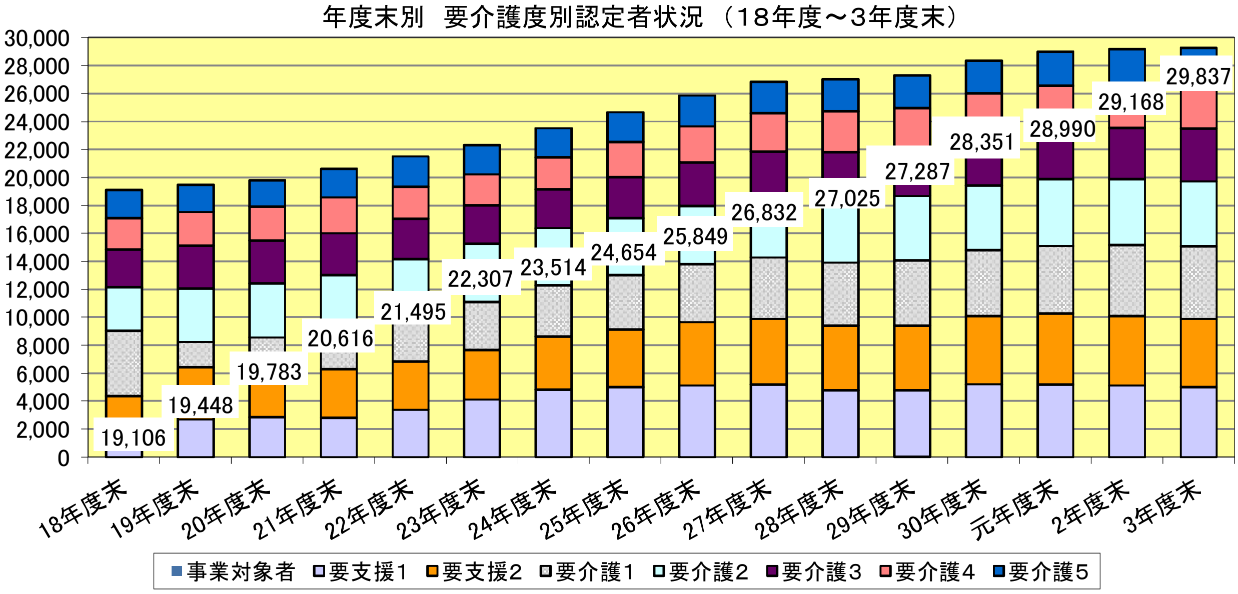

7　年度末別認定率

（単位：人）

各年度末時点	第1号 被保険者数 A	第1号 認定者数 B	第2号 認定者数 C	総認定者数 D＝B＋C	認定率 B／A（%）	認定率 （2号含む） D／A（%）
12年度	79,456	9,094	387	9,481	11.45	11.93
13年度	82,314	10,986	456	11,442	13.35	13.90
14年度	85,422	13,116	519	13,635	15.35	15.96
15年度	87,660	15,214	596	15,810	17.36	18.04
16年度	90,141	16,645	641	17,286	18.47	19.18
17年度	93,190	17,814	672	18,486	19.12	19.84
18年度	97,201	18,429	677	19,106	18.96	19.66
19年度	100,172	18,792	656	19,448	18.76	19.41
20年度	103,506	19,154	629	19,783	18.51	19.11
21年度	106,188	19,963	653	20,616	18.80	19.41
22年度	107,086	20,834	661	21,495	19.46	20.07
23年度	109,562	21,623	684	22,307	19.74	20.36
24年度	113,820	22,841	673	23,514	20.07	20.66
25年度	118,065	24,027	627	24,654	20.35	20.88
26年度	121,507	25,249	600	25,849	20.78	21.27
27年度	123,967	26,251	581	26,832	21.18	21.64
28年度	125,838	26,495	530	27,025	21.05	21.48
29年度	126,999	26,761	526	27,287	21.07	21.49
30年度	127,611	27,835	516	28,351	21.81	22.22
元年度	127,947	28,466	524	28,990	22.25	22.66
2年度	127,766	28,639	529	29,168	22.42	22.83
3年度	127,105	29,268	569	29,837	23.03	23.47

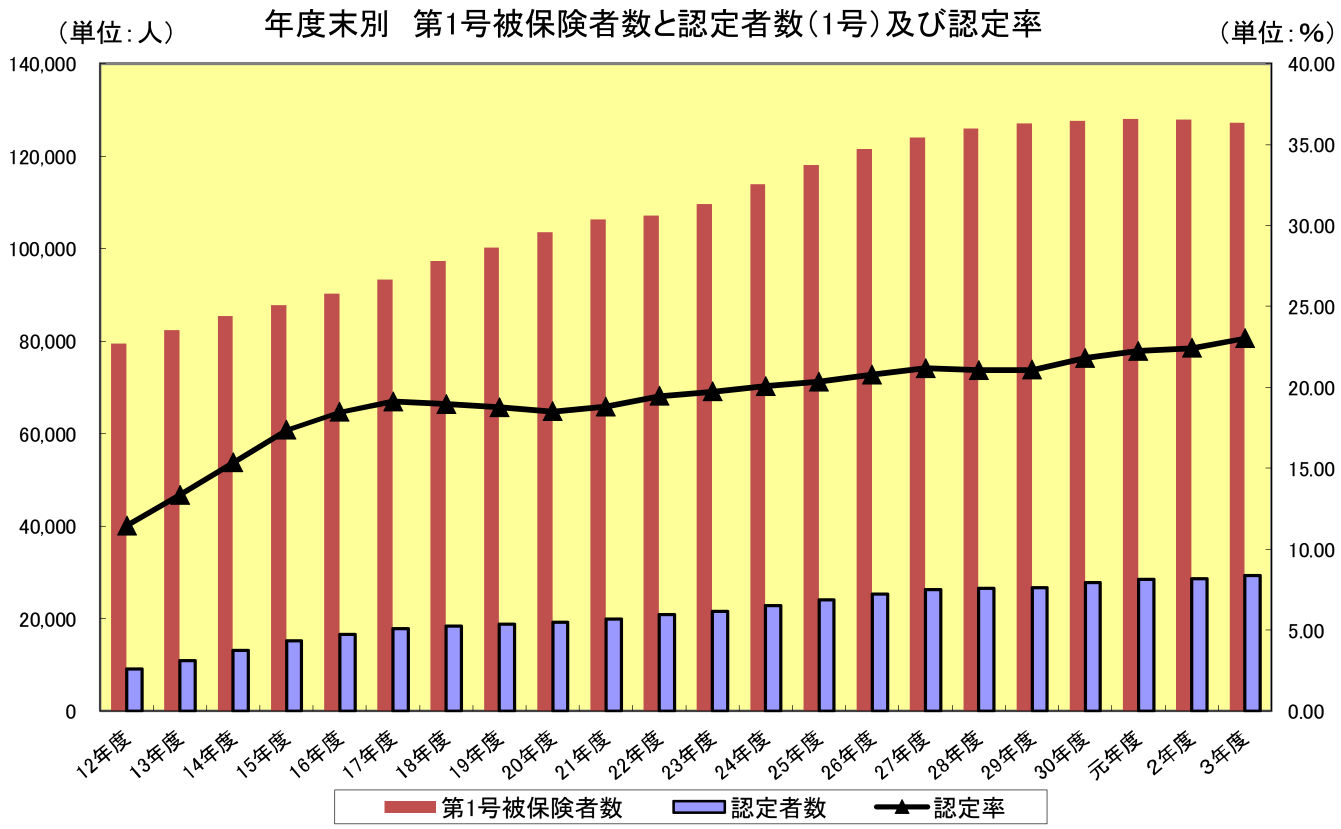

8　行政区別　要介護度別認定者状況（令和4年3月31日現在）

（単位：人）

地区	要介護度	事業対象者	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
中央	第1号	0	652	653	1,305	638	616	490	450	333	3,832
	65歳～74歳	0	98	117	215	76	97	64	63	52	567
	75歳以上	0	554	536	1,090	562	519	426	387	281	3,265
	第2号		8	16	24	9	8	9	8	9	67
	小　計	0	660	669	1,329	647	624	499	458	342	3,899
小田	第1号	0	811	846	1,657	904	858	640	607	428	5,094
	65歳～74歳	0	125	148	273	90	119	69	76	61	688
	75歳以上	0	686	698	1,384	814	739	571	531	367	4,406
	第2号		9	16	25	9	26	12	7	12	91
	小　計	0	820	862	1,682	913	884	652	614	440	5,185
大庄	第1号	0	622	685	1,307	668	696	551	510	360	4,092
	65歳～74歳	0	102	116	218	74	89	59	62	39	541
	75歳以上	0	520	569	1,089	594	607	492	448	321	3,551
	第2号		4	19	23	10	11	8	13	11	76
	小　計	0	626	704	1,330	678	707	559	523	371	4,168
立花	第1号	0	1,122	1,060	2,182	1,219	967	738	672	457	6,235
	65歳～74歳	0	151	173	324	131	129	73	78	66	801
	75歳以上	0	971	887	1,858	1,088	838	665	594	391	5,434
	第2号		14	21	35	19	26	21	13	17	131
	小　計	0	1,136	1,081	2,217	1,238	993	759	685	474	6,366
武庫	第1号	0	796	747	1,543	802	678	531	435	318	4,307
	65歳～74歳	0	117	101	218	79	100	56	35	40	528
	75歳以上	0	679	646	1,325	723	578	475	400	278	3,779
	第2号		5	16	21	10	19	13	10	17	90
	小　計	0	801	763	1,564	812	697	544	445	335	4,397
園田	第1号	0	963	820	1,783	891	726	668	518	372	4,958
	65歳～74歳	0	133	132	265	94	96	69	66	62	652
	75歳以上	0	830	688	1,518	797	630	599	452	310	4,306
	第2号		9	26	35	10	17	15	8	17	102
	小　計	0	972	846	1,818	901	743	683	526	389	5,060
市外	第1号	0	52	48	100	85	89	170	179	127	750
	65歳～74歳	0	3	3	6	11	10	19	26	9	81
	75歳以上	0	49	45	94	74	79	151	153	118	669
	第2号		0	1	1	1	2	2	2	4	12
	小　計	0	52	49	101	86	91	172	181	131	762
総数	第1号	0	5,018	4,859	9,877	5,207	4,630	3,788	3,371	2,395	29,268
	65歳～74歳	0	729	790	1,519	555	640	409	406	329	3,858
	75歳以上	0	4,289	4,069	8,358	4,652	3,990	3,379	2,965	2,066	25,410
	第2号		49	115	164	68	109	80	61	87	569
	合　計	0	5,067	4,974	10,041	5,275	4,739	3,868	3,432	2,482	29,837

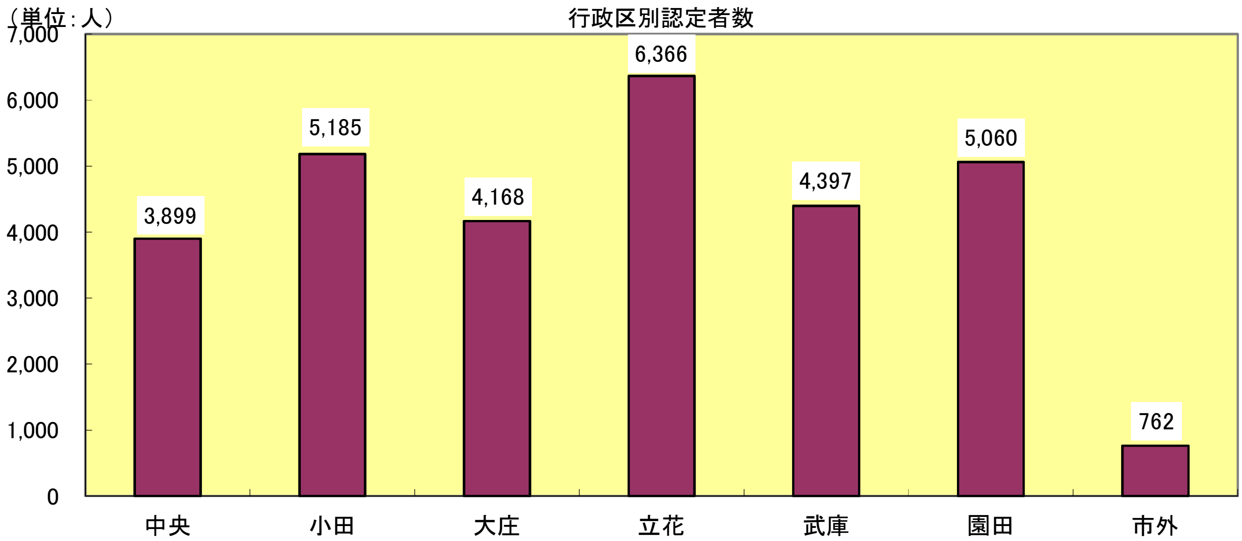

Ⅴ　保険給付等

１　月別介護サービス利用者状況

（1）　居宅（介護予防）サービス利用者数

＊　利用月ベースで決算との対応はしない

（単位：人）

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
4月	第1号	1,633	2,690	4,323	3,986	4,000	2,455	1,879	1,279	17,922
	第2号	23	66	89	39	94	55	36	61	374
	小　計	1,656	2,756	4,412	4,025	4,094	2,510	1,915	1,340	18,296
5月	第1号	1,628	2,706	4,334	3,961	4,037	2,468	1,894	1,254	17,948
	第2号	21	67	88	35	97	55	36	59	370
	小　計	1,649	2,773	4,422	3,996	4,134	2,523	1,930	1,313	18,318
6月	第1号	1,635	2,719	4,354	4,015	4,013	2,487	1,900	1,260	18,029
	第2号	24	64	88	40	89	56	39	63	375
	小　計	1,659	2,783	4,442	4,055	4,102	2,543	1,939	1,323	18,404
7月	第1号	1,621	2,691	4,312	4,037	4,003	2,517	1,861	1,260	17,990
	第2号	22	67	89	40	91	59	43	62	384
	小　計	1,643	2,758	4,401	4,077	4,094	2,576	1,904	1,322	18,374
8月	第1号	1,605	2,662	4,267	4,057	4,031	2,548	1,892	1,288	18,083
	第2号	20	66	86	41	93	62	42	60	384
	小　計	1,625	2,728	4,353	4,098	4,124	2,610	1,934	1,348	18,467
9月	第1号	1,605	2,654	4,259	4,092	4,034	2,558	1,925	1,300	18,168
	第2号	22	66	88	43	96	65	48	58	398
	小　計	1,627	2,720	4,347	4,135	4,130	2,623	1,973	1,358	18,566
10月	第1号	1,605	2,685	4,290	4,128	4,064	2,553	1,965	1,296	18,296
	第2号	22	64	86	45	92	67	47	61	398
	小　計	1,627	2,749	4,376	4,173	4,156	2,620	2,012	1,357	18,694
11月	第1号	1,603	2,693	4,296	4,136	4,061	2,571	1,974	1,285	18,323
	第2号	21	66	87	49	89	70	46	59	400
	小　計	1,624	2,759	4,383	4,185	4,150	2,641	2,020	1,344	18,723
12月	第1号	1,591	2,685	4,276	4,161	4,084	2,551	1,986	1,279	18,337
	第2号	23	67	90	47	85	68	50	59	399
	小　計	1,614	2,752	4,366	4,208	4,169	2,619	2,036	1,338	18,736
1月	第1号	1,598	2,671	4,269	4,135	4,029	2,521	1,971	1,280	18,205
	第2号	22	67	89	42	86	69	51	56	393
	小　計	1,620	2,738	4,358	4,177	4,115	2,590	2,022	1,336	18,598
2月	第1号	1,579	2,622	4,201	4,089	3,964	2,509	1,973	1,262	17,998
	第2号	20	68	88	42	87	64	46	55	382
	小　計	1,599	2,690	4,289	4,131	4,051	2,573	2,019	1,317	18,380
3月	第1号	1,590	2,645	4,235	4,117	4,001	2,561	1,999	1,257	18,170
	第2号	21	69	90	45	94	66	48	53	396
	小　計	1,611	2,714	4,325	4,162	4,095	2,627	2,047	1,310	18,566
累計	第1号	19,293	32,123	51,416	48,914	48,321	30,299	23,219	15,300	217,469
	第2号	261	797	1,058	508	1,093	756	532	706	4,653
	合　計	19,554	32,920	52,474	49,422	49,414	31,055	23,751	16,006	222,122

（2）地域密着型（介護予防）サービス利用者数

＊　利用月ベースで決算との対応はしない

（単位：人）

利用月	被保険者種別	要支援1	要支援2	要支援合計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合　計
4月	第1号	10	16	26	1,027	874	610	424	294	3,255
	第2号	0	0	0	4	14	8	3	4	33
	小　計	10	16	26	1,031	888	618	427	298	3,288
5月	第1号	10	18	28	972	861	607	408	292	3,168
	第2号	0	0	0	2	12	7	4	4	29
	小　計	10	18	28	974	873	614	412	296	3,197
6月	第1号	8	15	23	1,006	876	600	417	278	3,200
	第2号	0	0	0	3	13	7	6	4	33
	小　計	8	15	23	1,009	889	607	423	282	3,233
7月	第1号	9	14	23	1,011	877	610	423	294	3,238
	第2号	0	1	1	3	14	6	8	4	36
	小　計	9	15	24	1,014	891	616	431	298	3,274
8月	第1号	10	13	23	1,000	893	620	426	289	3,251
	第2号	0	1	1	4	12	5	6	5	33
	小　計	10	14	24	1,004	905	625	432	294	3,284
9月	第1号	10	12	22	1,024	874	621	426	304	3,271
	第2号	0	1	1	4	10	6	7	4	32
	小　計	10	13	23	1,028	884	627	433	308	3,303
10月	第1号	11	12	23	1,061	899	633	448	308	3,372
	第2号	0	1	1	3	10	9	6	5	34
	小　計	11	13	24	1,064	909	642	454	313	3,406
11月	第1号	11	14	25	1,062	912	632	450	306	3,387
	第2号	0	1	1	3	10	9	6	4	33
	小　計	11	15	26	1,065	922	641	456	310	3,420
12月	第1号	11	15	26	1,083	910	637	441	316	3,413
	第2号	0	0	0	2	11	10	6	3	32
	小　計	11	15	26	1,085	921	647	447	319	3,445
1月	第1号	11	13	24	1,093	909	619	457	325	3,427
	第2号	0	0	0	2	10	9	6	3	30
	小　計	11	13	24	1,095	919	628	463	328	3,457
2月	第1号	12	14	26	1,050	865	609	430	309	3,289
	第2号	0	0	0	3	11	8	6	3	31
	小　計	12	14	26	1,053	876	617	436	312	3,320
3月	第1号	13	14	27	1,053	898	622	448	309	3,357
	第2号	0	0	0	3	11	9	4	2	29
	小　計	13	14	27	1,056	909	631	452	311	3,386
累計	第1号	126	170	296	12,442	10,648	7,420	5,198	3,624	39,628
	第2号	0	5	5	36	138	93	68	45	385
	合　計	126	175	301	12,478	10,786	7,513	5,266	3,669	40,013

（3） 施設別介護サービス利用者数

＊ 利用月ベースで決算との対応はしない

＊ 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、1人として計上している

＊ 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

（単位：人）

利用月	被保険者種別	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
4月	第1号	1,913	1,126	26	8	3,073
	第2号	11	8	0	0	19
	小 計	1,924	1,134	26	8	総数 3,068
5月	第1号	1,913	1,102	25	9	3,049
	第2号	11	7	0	0	18
	小 計	1,924	1,109	25	9	総数 3,055
6月	第1号	1,940	1,104	23	10	3,077
	第2号	11	7	0	0	18
	小 計	1,951	1,111	23	10	総数 3,085
7月	第1号	1,937	1,129	24	9	3,099
	第2号	10	9	0	0	19
	小 計	1,947	1,138	24	9	総数 3,104
8月	第1号	1,932	1,113	22	8	3,075
	第2号	10	11	0	0	21
	小 計	1,942	1,124	22	8	総数 3,088
9月	第1号	1,923	1,138	24	10	3,095
	第2号	10	9	0	0	19
	小 計	1,933	1,147	24	10	総数 3,106
10月	第1号	1,967	1,149	22	9	3,147
	第2号	10	10	0	0	20
	小 計	1,977	1,159	22	9	総数 3,145
11月	第1号	1,965	1,126	22	9	3,122
	第2号	10	11	0	0	21
	小 計	1,975	1,137	22	9	総数 3,131
12月	第1号	1,979	1,154	18	14	3,165
	第2号	10	7	0	0	17
	小 計	1,989	1,161	18	14	総数 3,161
1月	第1号	1,985	1,143	18	14	3,160
	第2号	11	8	0	0	19
	小 計	1,996	1,151	18	14	総数 3,168
2月	第1号	1,969	1,129	18	20	3,136
	第2号	11	8	0	0	19
	小 計	1,980	1,137	18	20	総数 3,144
3月	第1号	1,964	1,152	17	19	3,152
	第2号	11	12	0	0	23
	小 計	1,975	1,164	17	19	総数 3,163
累計	第1号	23,387	13,565	259	139	37,350
	第2号	126	107	0	0	233
	合 計	23,513	13,672	259	139	総数 37,418

（4）　要介護（要支援）認定者に占めるサービス利用者数の割合

＊　利用月ベースで決算との対応はしない

＊　同一月に複数のサービスを受けた場合、それぞれ受給者数を１人として計上している

（単位：人）

対象月	認定者数	居宅サービス利用者		地域密着型サービス利用者		施設サービス利用者		合　計	
		人数	利用率（％）	人数	利用率（％）	人数	利用率（％）	人数	利用率（％）
4月	29,484	18,296	62.05	3,288	11.15	3,068	10.41	24,652	83.61
5月	29,610	18,318	61.86	3,197	10.80	3,055	10.32	24,570	82.98
6月	29,806	18,404	61.75	3,233	10.85	3,085	10.35	24,722	82.94
7月	29,830	18,374	61.60	3,274	10.98	3,104	10.41	24,752	82.98
8月	29,814	18,467	61.94	3,284	11.01	3,088	10.36	24,839	83.31
9月	29,829	18,566	62.24	3,303	11.07	3,106	10.41	24,975	83.73
10月	29,913	18,694	62.49	3,406	11.39	3,145	10.51	25,245	84.39
11月	29,935	18,723	62.55	3,420	11.42	3,131	10.46	25,274	84.43
12月	29,953	18,736	62.55	3,445	11.50	3,161	10.55	25,342	84.61
1月	29,897	18,598	62.21	3,457	11.56	3,168	10.60	25,223	84.37
2月	29,839	18,380	61.60	3,320	11.13	3,144	10.54	24,844	83.26
3月	29,837	18,566	62.22	3,386	11.35	3,163	10.60	25,115	84.17
年平均	―	―	62.09	―	11.18	―	10.46	―	83.73

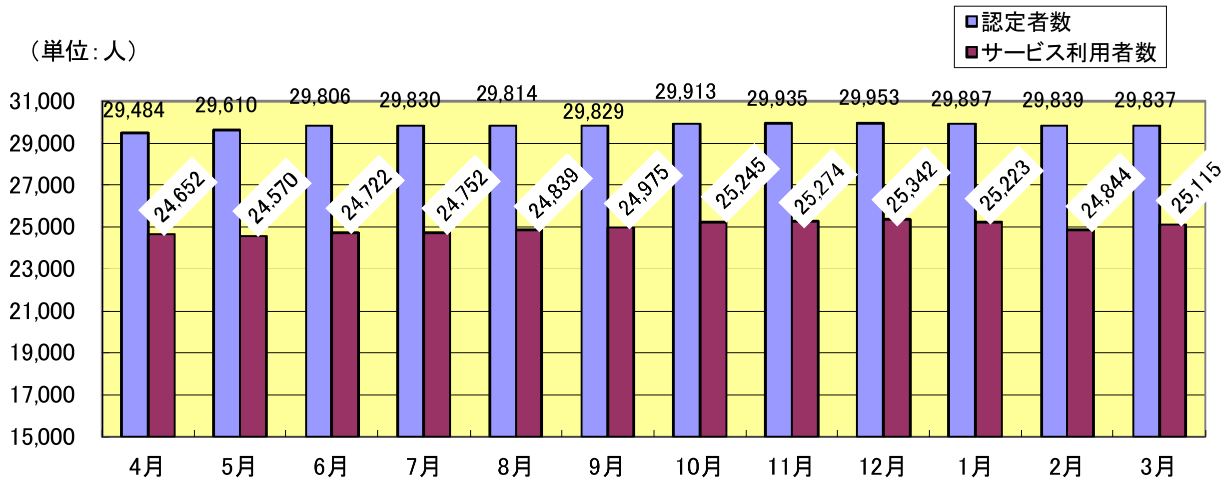

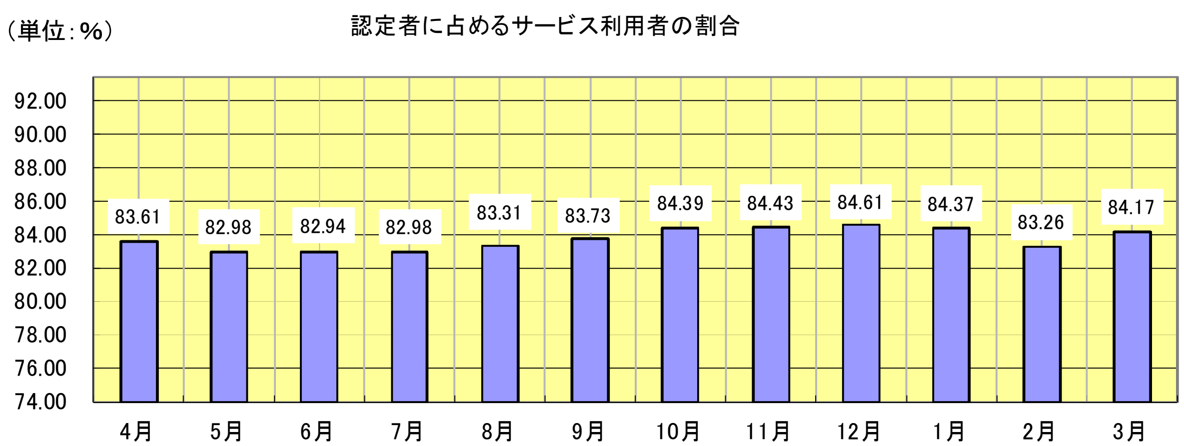

２ 年度別介護サービス利用者状況

（1） 居宅介護（介護予防）サービス利用者数

＊ 利用月ベースで決算との対応はしない

（単位：人）

利用者数累計	要支援1	要支援2	経過的要介護（要支援）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
26年度	31,575	39,179	0	37,857	41,397	24,442	17,234	13,179	204,863
27年度	31,868	41,874	0	40,935	43,099	25,141	18,456	13,568	214,941
28年度	33,052	42,841	0	43,138	45,617	26,288	19,521	13,974	224,431
29年度	23,967	34,559	0	44,713	47,482	20,234	15,007	14,474	200,436
30年度	16,958	29,024	0	46,018	47,895	28,191	20,234	15,007	203,327
元年度	18,833	31,698	0	46,315	48,809	28,808	21,007	15,339	210,809
2年度A	19,469	32,701	0	46,850	49,293	29,352	22,031	15,633	215,329
3年度B	19,554	32,920	0	49,422	49,414	31,055	23,751	16,006	222,122
前年度比B/A	100.4%	100.7%	0.0%	105.5%	100.2%	105.8%	107.8%	102.4%	103.2%

（2） 地域密着型（介護予防）サービス利用者数

＊ 利用月ベースで決算との対応はしない

（単位：人）

利用者数累計	要支援1	要支援2	経過的要介護（要支援）	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
26年度	48	21	0	1,549	2,204	2,417	1,841	1,516	9,596
27年度	67	62	0	1,958	2,668	2,928	2,373	1,873	11,929
28年度	61	122	0	9,112	9,376	6,612	4,271	3,040	32,594
29年度	91	163	0	10,602	10,306	7,192	4,724	3,149	36,227
30年度	137	202	0	11,476	11,093	7,452	4,983	3,438	38,781
元年度	165	214	0	12,116	11,659	7,919	4,869	3,715	40,657
2年度A	161	177	0	12,120	10,841	7,566	4,969	3,619	39,453
3年度B	126	175	0	12,478	10,786	7,513	5,266	3,669	40,013
前年度比B/A	78.3%	98.9%	0.0%	103.0%	99.5%	99.3%	106.0%	101.4%	101.4%

（3） 施設別介護サービス利用者数

＊ 利用月ベースで決算との対応はしない

＊ 合計欄の総数は、同一人が同一月に複数のサービスを受けた場合、１人として計上している

＊ 地域密着型サービスの介護老人福祉施設除く

（単位：人）

利用者数累計	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合 計	
26年度	18,110	12,525	1,214	0	総数	31,705
27年度	18,228	12,076	1,174	0	総数	31,368
28年度	19,008	12,156	928	0	総数	31,978
29年度	19,680	12,454	479	0	総数	32,491
30年度	20,654	12,892	299	0	総数	33,708
元年度	21,298	13,169	206	51	総数	34,595
2年度A	22,685	13,347	266	74	総数	36,226
3年度B	23,513	13,672	259	139	総数	37,418
前年度比B/A	103.6%	102.4%	97.4%	187.8%	総数	103.3%

3 保険給付費審査年度別・月別支給額

(1) 平成16～21年度 年度別支給額

＊決算に合致　　　　(単位:円)

サービス種類	平成21年度合計		平成20年度合計		平成19年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	98,491	4,857,508,907	97,442	4,581,722,562	100,495	4,835,864,196
訪問入浴介護	3,335	182,670,096	3,470	181,033,676	3,582	188,864,943
訪問看護	21,865	809,036,698	20,697	767,819,108	20,432	793,721,446
訪問リハビリテーション	5,570	132,942,681	4,461	93,301,066	3,792	78,511,760
通所介護	57,522	3,549,737,565	52,036	3,242,878,142	48,704	3,048,413,102
通所リハビリテーション	15,812	1,188,222,764	15,708	1,118,818,681	15,322	1,074,309,045
福祉用具貸与	72,078	882,431,886	68,013	824,140,107	64,122	756,090,377
訪問通所計	274,673	11,602,550,597	261,827	10,809,713,342	256,449	10,775,774,869
短期入所生活介護	10,245	792,025,153	9,119	663,528,051	8,357	600,841,374
短期入所療養介護	2,033	140,412,932	2,129	138,601,117	2,489	174,187,564
短期入所計	12,278	932,438,085	11,248	802,129,168	10,846	775,028,938
居宅療養管理指導	31,076	263,007,435	27,972	217,755,940	24,371	189,217,700
地域密着型	7,702	1,400,140,643	7,005	1,212,835,267	6,071	982,287,414
特定施設	5,433	923,422,208	5,309	882,601,490	4,765	797,271,906
居宅サービス計画費	143,201	1,570,561,421	135,441	1,315,901,256	134,070	1,348,129,394
その他単品計	187,412	4,157,131,707	175,727	3,629,093,953	169,277	3,316,906,414
福祉用具購入費	2,157	65,521,217	2,091	60,580,839	2,083	58,059,816
住宅改修費	1,582	149,808,517	1,518	137,478,021	1,387	128,205,500
施設サービス費	31,396	8,364,743,391	32,513	8,455,280,319	31,591	8,355,488,225
介護老人福祉施設	15,944	4,013,153,511	16,223	3,920,757,231	15,227	3,770,692,466
介護老人保健施設	12,946	3,440,815,831	12,727	3,204,228,412	12,297	3,079,089,658
介護療養型医療施設	2,506	910,774,049	3,563	1,330,294,676	4,067	1,505,706,101
うち食費(再掲)	－	－	－	－	－	－
介護老人福祉施設	－	－	－	－	－	－
介護老人保健施設	－	－	－	－	－	－
介護療養型医療施設	－	－	－	－	－	－
特定入所者サービス費	28,942	880,887,833	28,146	848,548,751	26,305	775,712,840
審査支払手数料	503,276	40,262,080	478,097	40,399,192	464,328	39,235,709
高額介護サービス費	49,608	510,498,209	46,278	465,862,348	44,038	440,341,913
高額医療合算介護サービス費	62	2,444,853	－	－	－	－
合　計	1,091,386	26,706,286,489	1,037,445	25,249,085,933	1,006,304	24,664,754,224

サービス種類	平成18年度合計		平成17年度合計		平成16年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
訪問介護	98,412	4,824,462,398	92,468	4,671,131,593	81,210	4,212,877,749
訪問入浴介護	3,530	188,249,081	3,382	176,834,687	3,524	182,544,717
訪問看護	19,286	795,286,472	18,491	765,246,074	17,075	714,128,702
訪問リハビリテーション	2,789	51,483,681	2,532	44,102,448	2,239	38,270,574
通所介護	44,965	2,756,580,124	42,153	2,720,952,335	37,663	2,372,812,373
通所リハビリテーション	15,799	1,075,626,139	16,776	1,186,731,964	15,953	1,143,349,829
福祉用具貸与	66,581	780,828,564	68,127	816,536,122	58,549	717,619,272
訪問通所計	251,362	10,472,516,459	243,929	10,381,535,223	216,213	9,381,603,216
短期入所生活介護	7,568	548,561,530	6,624	522,271,198	6,415	552,113,923
短期入所療養介護	2,655	185,450,644	2,631	197,316,148	2,268	182,128,819
短期入所計	10,223	734,012,174	9,255	719,587,346	8,683	734,242,742
居宅療養管理指導	22,827	176,558,039	19,924	162,772,860	16,970	136,236,065
地域密着型	5,340	890,673,226	2,518	610,996,205	2,173	519,086,123
特定施設	3,467	595,484,794	2,490	421,299,231	1,772	299,564,751
居宅サービス計画費	135,037	1,404,350,047	131,809	1,192,573,935	119,350	1,078,959,464
その他単品計	166,671	3,067,066,106	156,741	2,387,642,231	140,265	2,033,846,403
福祉用具購入費	1,890	51,569,040	2,158	59,847,885	1,994	53,578,605
住宅改修費	1,521	142,620,481	1,690	165,145,945	1,649	169,309,778
施設サービス費	31,240	8,021,870,411	30,419	8,758,379,827	29,342	9,004,314,543
介護老人福祉施設	15,418	3,697,786,463	14,631	3,947,389,517	14,665	4,243,877,122
介護老人保健施設	11,815	2,925,692,965	11,338	3,097,642,612	10,020	2,894,803,608
介護療養型医療施設	4,007	1,398,390,983	4,450	1,713,347,698	4,657	1,865,633,813
うち食費(再掲)	－	－	17,625	792,962,520	29,186	1,316,317,320
介護老人福祉施設	－	－	8,401	388,982,850	14,570	659,087,800
介護老人保健施設	－	－	6,588	278,274,600	10,019	432,267,340
介護療養型医療施設	－	－	2,636	125,705,070	4,597	224,962,180
特定入所者サービス費	25,487	732,404,240	10,448	285,440,864	－	－
審査支払手数料	452,728	40,632,328	435,483	39,084,590	390,064	37,056,080
高額介護サービス費	43,404	424,655,226	32,145	247,885,347	22,924	165,718,133
高額医療合算介護サービス費	－	－	－	－	－	－
合　計	984,526	23,687,346,465	922,268	23,044,549,258	811,134	21,579,669,500

(2)令和3年度月別支給額及び平成22～令和2年度支給額

＊決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	42,793	1,797,209,738	42,767	1,757,363,053	43,661	1,779,198,691	43,485	1,773,647,705
(介護給付)	37,130	1,717,127,845	37,168	1,679,494,016	37,814	1,700,591,018	37,711	1,694,638,520
(予防給付)	5,663	80,081,893	5,599	77,869,037	5,847	78,607,673	5,774	79,009,185
訪問通所サービス	31,916	1,462,816,894	32,169	1,431,201,911	32,572	1,446,174,683	32,416	1,447,385,123
(介護給付)	27,030	1,396,871,765	27,283	1,367,057,983	27,495	1,381,456,148	27,388	1,382,217,254
(予防給付)	4,886	65,945,129	4,886	64,143,928	5,077	64,718,535	5,028	65,167,869
訪問介護	7,261	632,951,959	7,355	638,496,086	7,360	648,871,012	7,345	640,334,626
(介護給付)	7,261	632,951,959	7,355	638,496,086	7,360	648,871,012	7,345	640,334,626
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	313	19,494,519	338	19,418,582	339	19,678,047	350	20,315,030
(介護給付)	312	19,457,743	337	19,381,314	336	19,633,622	348	20,249,258
(予防給付)	1	36,776	1	37,268	3	44,425	2	65,772
訪問看護	3,772	144,890,071	3,871	145,095,498	3,890	139,131,739	3,909	146,828,371
(介護給付)	3,171	127,241,197	3,280	128,537,484	3,267	122,586,399	3,291	129,665,067
(予防給付)	601	17,648,874	591	16,558,014	623	16,545,340	618	17,163,304
訪問リハビリテーション	1,296	47,358,728	1,262	43,125,764	1,296	41,629,241	1,291	44,760,952
(介護給付)	1,048	39,014,922	1,030	35,815,567	1,039	34,347,163	1,039	37,221,631
(予防給付)	248	8,343,806	232	7,310,197	257	7,282,078	252	7,539,321
通所介護	4,341	338,228,729	4,240	306,360,205	4,214	313,510,087	4,194	312,821,803
(介護給付)	4,341	338,327,282	4,240	306,414,904	4,214	313,510,087	4,194	312,876,502
(予防給付)	0	-98,553	0	-54,699	0	0	0	-54,699
通所リハビリテーション	2,138	133,821,266	2,103	131,477,474	2,095	130,189,408	2,097	131,140,195
(介護給付)	1,521	112,974,506	1,493	110,369,147	1,489	109,299,772	1,489	110,260,966
(予防給付)	617	20,846,760	610	21,108,327	606	20,889,636	608	20,879,229
福祉用具貸与	12,795	146,071,622	13,000	147,228,302	13,378	153,165,149	13,230	151,184,146
(介護給付)	9,376	126,904,156	9,548	128,043,481	9,790	133,208,093	9,682	131,609,204
(予防給付)	3,419	19,167,466	3,452	19,184,821	3,588	19,957,056	3,548	19,574,942
短期入所サービス(小計)	1,081	118,300,270	1,045	113,231,208	1,026	113,380,164	1,003	108,088,492
(介護給付)	1,066	117,677,884	1,027	112,606,053	1,017	113,046,845	986	107,393,684
(予防給付)	15	622,386	18	625,155	9	333,319	17	694,808
短期入所生活介護	1,007	111,615,037	958	106,474,893	946	106,035,232	919	100,775,391
(介護給付)	995	111,085,233	943	105,932,320	938	105,723,393	903	100,111,431
(予防給付)	12	529,804	15	542,573	8	311,839	16	663,960
短期入所療養介護	74	6,685,233	87	6,756,315	80	7,344,932	84	7,313,101
(介護給付・老健)	71	6,592,651	84	6,673,733	79	7,323,452	83	7,282,253
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	3	92,582	3	82,582	1	21,480	1	30,848
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	9,009	72,244,316	8,753	69,782,888	9,265	71,860,690	9,255	73,510,905
(介護給付)	8,361	67,635,385	8,173	65,683,002	8,618	67,419,748	8,642	69,152,872
(予防給付)	648	4,608,931	580	4,099,886	647	4,440,942	613	4,358,033
特定施設入居者生活介護	787	143,848,258	800	143,147,046	798	147,783,154	811	144,663,185
(介護給付)	673	134,942,811	685	134,146,978	684	138,668,277	695	135,874,710
(予防給付)	114	8,905,447	115	9,000,068	114	9,114,877	116	8,788,475
福祉用具購入	177	6,107,039	155	5,259,340	171	5,296,469	170	4,867,575
(介護給付)	139	5,153,603	113	3,996,093	130	3,961,397	109	3,242,909
(予防給付)	38	953,436	42	1,263,247	41	1,335,072	61	1,624,666
住宅改修費	157	13,127,510	157	12,388,828	127	9,989,991	115	9,067,360
(介護給付)	84	6,831,363	89	6,476,653	64	4,332,159	62	5,240,470
(予防給付)	73	6,296,147	68	5,912,175	63	5,657,832	53	3,826,890
介護予防支援・居宅介護支援	16,542	208,397,504	16,964	219,513,103	16,862	216,544,824	16,807	216,215,935
(居宅介護支援)	12,344	188,751,428	12,734	199,102,368	12,581	195,800,900	12,536	195,526,362
(介護予防支援)	4,198	19,646,076	4,230	20,410,735	4,281	20,743,924	4,271	20,689,573
地域密着型(介護予防)サービス	3,412	441,020,376	3,424	428,562,124	3,390	428,968,652	3,371	425,241,674
(介護給付)	3,385	439,064,886	3,395	426,552,986	3,356	426,376,148	3,348	423,450,602
(予防給付)	27	1,955,490	29	2,009,138	34	2,592,504	23	1,791,072
定期巡回・随時対応訪問介護看護	151	27,475,962	136	25,943,940	151	28,181,002	150	28,741,748
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	184	24,395,537	182	22,198,202	169	17,797,099	173	21,141,432
(介護給付)	184	24,395,537	182	22,198,202	169	17,797,099	173	21,141,432
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	318	62,677,562	330	65,866,276	316	62,719,662	314	63,830,201
(介護給付)	292	60,956,669	302	64,080,121	283	60,380,104	292	62,251,258
(予防給付)	26	1,720,893	28	1,786,155	33	2,339,558	22	1,578,943
認知症対応型共同生活介護	489	129,193,170	488	126,332,189	494	132,113,217	490	127,214,337
(介護給付)	488	128,958,573	487	126,109,206	493	131,860,271	489	127,002,208
(予防給付)	1	234,597	1	222,983	1	252,946	1	212,129
地域密着型特定施設	50	10,608,130	49	10,412,993	49	10,561,754	49	9,927,526
地域密着型介護老人福祉施設	72	20,903,924	75	20,676,077	72	21,165,578	71	20,463,895
複合型サービス	67	20,062,827	61	18,819,402	55	16,081,130	52	15,941,236
地域密着型通所介護	2,081	145,703,264	2,103	138,313,045	2,084	140,349,210	2,072	137,981,299
施設サービス	3,052	863,697,772	3,086	843,645,589	3,070	877,740,351	3,097	861,956,217
介護老人福祉施設	1,870	509,706,195	1,893	498,825,610	1,904	520,215,947	1,934	515,074,122
介護老人保健施設	1,148	341,367,390	1,159	333,226,543	1,132	345,135,964	1,129	334,823,729
介護療養型医療施設	26	9,675,777	26	8,806,520	25	8,897,377	24	8,435,529
介護医療院	8	2,948,410	8	2,786,916	9	3,491,063	10	3,622,837
特定入所者介護(予防)サービス費	2,773	97,778,236	2,775	94,271,783	2,709	96,206,239	2,756	95,029,998
(介護給付)	2,767	97,693,234	2,766	94,197,421	2,705	96,173,818	2,750	94,921,106
(予防給付)	6	85,002	9	74,362	4	32,421	6	108,892
計	68,906	3,427,338,175	69,328	3,361,003,820	69,990	3,413,945,217	69,801	3,386,026,464
(介護給付)	58,901	3,318,320,131	59,351	3,253,465,126	59,720	3,304,975,791	59,613	3,278,976,186
(予防給付)	10,005	109,018,044	9,977	107,538,694	10,270	108,969,426	10,188	107,050,278
高額介護(予防)サービス費	7,636	99,556,788	7,526	86,304,643	7,969	103,692,503	7,909	99,821,023
高額医療合算介護(予防)サービス費	9	224,223	100	4,004,336	2,028	73,157,829	668	23,742,678
審査支払手数料	65,454	3,383,971	65,950	3,409,614	66,655	3,446,063	66,445	3,435,205
合　計	142,005	3,530,503,157	142,904	3,454,722,413	146,642	3,594,241,612	144,823	3,513,025,370

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	43,561	1,820,139,205	43,606	1,801,546,368	44,268	1,807,645,650	44,310	1,825,083,995
(介護給付)	37,843	1,741,462,484	38,021	1,725,546,763	38,596	1,729,930,884	38,581	1,746,890,888
(予防給付)	5,718	78,676,721	5,585	75,999,605	5,672	77,714,766	5,729	78,193,107
訪問通所サービス	32,428	1,474,661,609	32,567	1,462,342,844	32,900	1,463,481,659	32,890	1,482,312,507
(介護給付)	27,494	1,410,090,171	27,734	1,400,272,900	28,017	1,400,196,040	27,966	1,418,562,267
(予防給付)	4,934	64,571,438	4,833	62,069,944	4,883	63,285,619	4,924	63,750,240
訪問介護	7,367	647,308,137	7,429	647,012,368	7,506	638,197,354	7,485	651,716,857
(介護給付)	7,367	647,308,137	7,429	647,012,368	7,506	638,197,354	7,485	651,716,857
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	331	20,734,397	318	19,127,525	325	19,155,069	331	18,981,420
(介護給付)	331	20,734,397	316	19,052,989	324	19,136,426	330	18,944,182
(予防給付)	0	0	2	74,536	1	18,643	1	37,238
訪問看護	3,964	148,901,049	3,972	147,605,314	4,034	150,297,831	3,758	139,710,197
(介護給付)	3,346	131,719,098	3,375	131,076,943	3,435	133,941,337	3,150	123,097,174
(予防給付)	618	17,181,951	597	16,528,371	599	16,356,494	608	16,613,023
訪問リハビリテーション	1,308	44,487,521	1,265	42,663,357	1,282	44,375,091	1,328	45,368,935
(介護給付)	1,054	36,950,659	1,026	35,554,139	1,043	37,116,042	1,092	38,128,805
(予防給付)	254	7,536,862	239	7,109,218	239	7,259,049	236	7,240,130
通所介護	4,257	329,969,574	4,293	321,836,070	4,250	320,851,729	4,405	333,261,634
(介護給付)	4,257	329,975,461	4,293	322,004,982	4,251	320,943,267	4,404	333,231,633
(予防給付)	0	−5,887	0	−168,912	−1	−91,538	1	30,001
通所リハビリテーション	2,134	133,702,437	2,148	133,226,213	2,199	137,357,548	2,212	139,484,354
(介護給付)	1,538	113,083,306	1,572	113,278,713	1,602	116,714,184	1,616	118,798,059
(予防給付)	596	20,619,131	576	19,947,500	597	20,643,364	596	20,686,295
福祉用具貸与	13,067	149,558,494	13,142	150,871,997	13,304	153,247,037	13,371	153,789,110
(介護給付)	9,601	130,319,113	9,723	132,292,766	9,856	134,147,430	9,889	134,645,557
(予防給付)	3,466	19,239,381	3,419	18,579,231	3,448	19,099,607	3,482	19,143,553
短期入所サービス(小計)	1,138	123,194,367	1,087	117,193,921	1,155	123,063,445	1,137	117,987,856
(介護給付)	1,125	122,667,111	1,073	116,775,864	1,140	122,523,702	1,120	117,302,976
(予防給付)	13	527,256	14	418,057	15	539,743	17	684,880
短期入所生活介護	1,057	116,523,182	1,004	110,201,290	1,067	115,690,696	1,040	110,256,947
(介護給付)	1,045	116,026,774	992	109,843,311	1,055	115,233,856	1,026	109,677,960
(予防給付)	12	496,408	12	357,979	12	456,840	14	578,987
短期入所療養介護	81	6,671,185	83	6,992,631	88	7,372,749	97	7,730,909
(介護給付・老健)	80	6,640,337	81	6,932,553	85	7,289,846	94	7,625,016
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	1	30,848	2	60,078	3	82,903	3	105,893
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	9,189	73,083,683	9,139	72,512,197	9,397	74,440,702	9,474	75,541,562
(介護給付)	8,529	68,389,636	8,516	68,143,932	8,740	69,706,208	8,800	70,733,907
(予防給付)	660	4,694,047	623	4,368,265	657	4,734,494	674	4,807,655
特定施設入居者生活介護	806	149,199,546	813	149,497,406	816	146,659,844	809	149,242,070
(介護給付)	695	140,315,566	698	140,354,067	699	137,504,934	695	140,291,738
(予防給付)	111	8,883,980	115	9,143,339	117	9,154,910	114	8,950,332
福祉用具購入	165	4,954,215	165	5,096,364	175	5,522,504	172	5,224,267
(介護給付)	120	4,008,007	119	3,718,235	133	4,258,176	120	3,755,270
(予防給付)	45	946,208	46	1,378,129	42	1,264,328	52	1,468,997
住宅改修費	140	13,420,434	135	11,901,159	112	8,400,291	129	10,309,098
(介護給付)	81	7,737,907	72	5,624,845	64	4,601,295	76	5,939,360
(予防給付)	59	5,682,527	63	6,276,314	48	3,798,996	53	4,369,738
介護予防支援・居宅介護支援	16,968	218,894,312	16,964	220,126,587	17,089	222,056,534	17,217	223,355,961
(居宅介護支援)	12,751	198,543,881	12,815	200,125,344	12,928	201,989,020	13,025	203,105,338
(介護予防支援)	4,217	20,350,431	4,149	20,001,243	4,161	20,067,514	4,192	20,250,623
地域密着型(介護予防)サービス	3,453	438,551,624	3,448	429,338,728	3,446	427,784,115	3,579	446,891,530
(介護給付)	3,428	436,840,524	3,424	427,671,550	3,422	426,241,692	3,553	445,156,057
(予防給付)	25	1,711,100	24	1,667,178	24	1,542,423	26	1,735,473
定期巡回・随時対応訪問介護看護	148	28,576,998	150	28,016,677	152	28,144,057	157	29,586,088
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	181	22,880,709	193	22,461,558	186	21,872,838	185	21,968,571
(介護給付)	181	22,880,709	193	22,461,558	186	21,872,838	185	21,968,571
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	308	63,069,750	306	62,671,413	294	60,797,272	317	65,328,960
(介護給付)	283	61,358,650	282	61,004,235	270	59,254,849	291	63,593,487
(予防給付)	25	1,711,100	24	1,667,178	24	1,542,423	26	1,735,473
認知症対応型共同生活介護	495	131,774,196	471	126,128,610	483	125,340,914	490	129,937,502
(介護給付)	495	131,774,196	471	126,128,610	483	125,340,914	490	129,937,502
(予防給付)	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	48	10,127,109	50	10,678,027	50	10,174,169	49	10,119,768
地域密着型介護老人福祉施設	70	21,060,474	72	20,253,072	70	20,103,142	72	21,477,339
複合型サービス	51	15,925,195	57	16,363,723	55	16,041,876	63	17,204,533
地域密着型通所介護	2,152	145,137,193	2,149	142,765,648	2,156	145,309,847	2,246	151,268,769
施設サービス	3,121	895,100,143	3,105	891,090,138	3,128	872,579,911	3,126	888,421,353
介護老人福祉施設	1,923	531,524,935	1,934	530,496,077	1,917	512,632,579	1,920	526,722,812
介護老人保健施設	1,163	350,554,968	1,141	349,305,444	1,174	346,043,388	1,175	350,763,070
介護療養型医療施設	26	9,416,193	22	8,410,940	25	9,257,113	22	7,352,555
介護医療院	9	3,604,047	8	2,877,677	12	4,646,831	9	3,582,916
特定入所者介護(予防)サービス費	2,843	100,976,806	2,526	71,966,638	2,602	71,847,661	2,613	73,419,012
(介護給付)	2,836	100,893,532	2,524	71,947,443	2,596	71,801,002	2,606	73,373,822
(予防給付)	7	83,274	2	19,195	6	46,659	7	45,190
計	70,251	3,492,036,739	69,949	3,431,065,982	70,820	3,415,836,666	71,146	3,472,705,216
(介護給付)	60,180	3,384,586,478	60,080	3,325,724,318	60,867	3,311,401,980	61,087	3,366,642,088
(予防給付)	10,071	107,450,261	9,869	105,341,664	9,953	104,434,686	10,059	106,063,128
高額介護(予防)サービス費	7,844	103,532,148	7,871	101,028,392	8,032	106,081,243	7,892	101,790,478
高額医療合算介護(予防)サービス費	1,545	52,551,284	637	21,543,370	58	1,876,295	27	882,251
審査支払手数料	66,787	3,452,887	66,787	3,452,887	67,600	2,281,138	67,891	3,509,963
合　計	146,427	3,651,573,058	145,244	3,557,090,631	146,510	3,526,075,342	146,956	3,578,887,908

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	45,218	1,834,734,557	45,007	1,846,752,317	44,547	1,749,654,184	43,664	1,645,344,140
（介護給付）	39,477	1,755,500,059	39,342	1,769,671,804	38,819	1,674,307,056	38,095	1,574,429,706
（予防給付）	5,741	79,234,498	5,665	77,080,513	5,728	75,347,128	5,569	70,914,434
訪問通所サービス	33,595	1,493,821,316	33,455	1,500,846,613	33,194	1,413,846,766	32,412	1,335,745,423
（介護給付）	28,634	1,428,699,288	28,556	1,437,973,680	28,224	1,352,219,919	27,588	1,277,294,256
（予防給付）	4,961	65,122,028	4,899	62,872,933	4,970	61,626,847	4,824	58,451,167
訪問介護	7,447	642,400,371	7,507	657,650,023	7,386	635,381,574	7,372	607,269,316
（介護給付）	7,447	642,400,371	7,507	657,650,023	7,386	635,381,574	7,372	607,269,316
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	332	19,608,996	335	19,444,336	321	17,553,949	304	16,238,742
（介護給付）	330	19,561,297	333	19,390,152	319	17,518,380	303	16,221,796
（予防給付）	2	47,699	2	54,184	2	35,569	1	16,946
訪問看護	4,414	160,971,502	4,143	154,832,942	4,096	146,680,805	4,015	138,110,768
（介護給付）	3,809	144,033,172	3,550	138,628,648	3,500	131,192,879	3,429	123,209,647
（予防給付）	605	16,938,330	593	16,204,294	596	15,487,926	586	14,901,121
訪問リハビリテーション	1,349	46,113,445	1,332	44,541,055	1,318	40,612,867	1,261	38,112,828
（介護給付）	1,100	38,377,765	1,096	37,518,489	1,085	34,315,210	1,035	32,059,837
（予防給付）	249	7,735,680	236	7,022,566	233	6,297,657	226	6,052,991
通所介護	4,467	334,623,983	4,483	330,706,353	4,400	295,224,555	4,134	267,126,790
（介護給付）	4,467	334,629,871	4,483	330,827,583	4,400	295,285,386	4,134	267,126,790
（予防給付）	0	(5,888)	0	−121,230	0	(60,831)	0	0
通所リハビリテーション	2,208	135,411,316	2,223	138,839,607	2,164	123,120,294	1,998	114,043,226
（介護給付）	1,595	114,262,930	1,630	118,287,102	1,561	102,491,259	1,472	95,939,978
（予防給付）	613	21,148,386	593	20,552,505	603	20,629,035	526	18,103,248
福祉用具貸与	13,378	154,691,703	13,432	154,832,297	13,509	155,272,722	13,328	154,843,753
（介護給付）	9,886	135,433,882	9,957	135,671,683	9,973	136,035,231	9,843	135,466,892
（予防給付）	3,492	19,257,821	3,475	19,160,614	3,536	19,237,491	3,485	19,376,861
短期入所サービス（小計）	1,183	118,872,021	1,183	119,725,560	1,127	111,462,150	946	99,094,658
（介護給付）	1,171	118,382,948	1,166	119,026,543	1,112	110,829,221	938	98,798,080
（予防給付）	12	489,073	17	699,017	15	632,929	8	296,578
短期入所生活介護	1,077	110,427,113	1,068	110,265,962	1,019	103,374,293	868	93,360,601
（介護給付）	1,067	110,015,234	1,054	109,664,994	1,008	102,982,179	863	93,162,427
（予防給付）	10	411,879	14	600,968	11	392,114	5	198,174
短期入所療養介護	106	8,444,908	115	9,459,598	108	8,087,857	78	5,734,057
（介護給付・老健）	104	8,367,714	111	9,344,859	104	7,847,042	75	5,635,653
（介護給付・病院等）	0	0	1	16,690	0	0	0	0
（予防給付・老健）	2	77,194	3	98,049	4	240,815	3	98,404
（予防給付・病院等）	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	9,615	75,545,238	9,558	75,377,975	9,408	73,010,335	9,480	71,584,827
（介護給付）	8,965	70,998,980	8,926	70,890,499	8,776	68,773,321	8,856	67,475,468
（予防給付）	650	4,546,258	632	4,487,476	632	4,237,014	624	4,109,359
特定施設入居者生活介護	825	146,495,982	811	150,802,169	818	151,334,933	826	138,919,232
（介護給付）	707	137,418,843	694	141,781,082	707	142,484,595	713	130,861,902
（予防給付）	118	9,077,139	117	9,021,087	111	8,850,338	113	8,057,330
福祉用具購入	164	4,899,973	152	4,249,576	155	4,803,213	106	3,592,188
（介護給付）	117	3,773,870	99	2,848,592	110	3,614,119	83	3,035,047
（予防給付）	47	1,126,103	53	1,400,984	45	1,189,094	23	557,141
住宅改修費	136	11,390,090	152	12,800,155	117	9,207,099	108	9,019,669
（介護給付）	85	6,684,273	87	7,199,875	72	5,394,699	61	5,253,871
（予防給付）	51	4,705,817	65	5,600,280	45	3,812,400	47	3,765,798
介護予防支援・居宅介護支援	17,158	222,067,794	17,229	223,629,696	17,178	223,033,516	16,832	217,837,235
（居宅介護支援）	12,949	201,696,022	13,050	203,407,633	12,979	202,792,076	12,724	198,111,419
（介護予防支援）	4,209	20,371,772	4,179	20,222,063	4,199	20,241,440	4,108	19,725,816
地域密着型（介護予防）サービス	3,558	432,527,893	3,664	447,378,981	3,651	432,170,211	3,489	405,774,049
（介護給付）	3,532	430,757,960	3,638	445,596,507	3,626	430,564,236	3,461	403,888,295
（予防給付）	26	1,769,933	26	1,782,474	25	1,605,975	28	1,885,754
定期巡回・随時対応訪問介護看護	147	28,289,557	157	28,987,298	156	28,717,228	159	30,168,789
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	184	21,596,165	199	23,449,457	193	21,445,180	190	20,667,424
（介護給付）	184	21,596,165	199	23,449,457	193	21,445,180	190	20,667,424
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	315	65,155,728	313	63,966,398	319	65,388,937	310	62,426,550
（介護給付）	289	63,385,795	287	62,183,924	294	63,782,962	283	60,692,263
（予防給付）	26	1,769,933	26	1,782,474	25	1,605,975	27	1,734,287
認知症対応型共同生活介護	466	118,991,608	515	135,265,158	486	129,467,125	473	114,224,256
（介護給付）	466	118,991,608	515	135,265,158	486	129,467,125	472	114,072,789
（予防給付）	0	0	0	0	0	0	1	151,467
地域密着型特定施設	49	9,783,117	48	9,941,245	47	9,789,413	50	9,494,289
地域密着型介護老人福祉施設	71	19,428,310	68	19,920,743	68	20,006,292	69	18,836,678
複合型サービス	61	17,813,845	58	17,733,442	67	20,469,739	63	19,496,853
地域密着型通所介護	2,265	151,469,563	2,306	148,115,240	2,315	136,886,297	2,175	130,459,210
施設サービス	3,181	880,791,826	3,194	908,649,073	3,172	909,182,563	3,166	828,954,726
介護老人福祉施設	2,001	533,970,095	1,973	540,036,743	1,968	543,470,122	1,970	492,205,639
介護老人保健施設	1,147	335,469,125	1,189	357,486,157	1,171	353,743,994	1,158	324,819,170
介護療養型医療施設	24	8,125,115	18	5,966,921	18	5,930,143	18	5,563,072
介護医療院	9	3,227,491	14	5,159,252	15	6,038,304	20	6,366,845
特定入所者介護(予防)サービス費	2,596	72,787,891	2,618	74,315,205	2,593	74,046,685	2,478	67,165,252
（介護給付）	2,592	72,766,362	2,612	74,271,263	2,585	74,005,345	2,475	67,152,585
（予防給付）	4	21,529	6	43,942	8	41,340	3	12,667
計	72,011	3,459,200,024	72,016	3,517,775,003	71,413	3,402,097,471	69,843	3,177,687,259
（介護給付）	61,933	3,351,970,372	62,022	3,411,644,747	61,363	3,299,860,094	60,065	3,080,825,649
（予防給付）	10,078	107,229,652	9,994	106,130,256	10,050	102,237,377	9,778	96,861,610
高額介護（予防）サービス費	8,017	97,998,340	8,097	103,464,376	7,893	97,640,822	8,117	100,607,575
高額医療合算介護（予防）サービス費	12	441,073	19	539,141	6	176,769	8	290,570
審査支払手数料	68,781	3,555,976	68,757	3,554,736	68,237	3,527,852	66,848	3,456,041
合　計	148,821	3,561,195,413	148,889	3,625,333,256	147,549	3,503,442,914	144,816	3,282,041,445

	令和3年度合計 A		令和2年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	526, 887	21,438,319,603	504, 801	20,482,432,507	104.4%	104.7%
(介護給付)	458, 597	20,509,591,043	438, 073	19,574,924,966	104.7%	104.8%
(予防給付)	68, 290	928,728,560	66, 728	907,507,541	102.3%	102.3%
訪問通所サービス	392, 514	17,414,637,348	378, 371	16,610,940,252	103.7%	104.8%
(介護給付)	333, 409	16,652,911,671	320, 639	15,870,403,803	104.0%	104.9%
(予防給付)	59, 105	761,725,677	57, 732	740,536,449	102.4%	102.9%
訪問介護	88, 820	7,687,589,683	86, 122	7,291,755,258	103.1%	105.4%
(介護給付)	88, 820	7,687,589,683	86, 122	7,291,755,258	103.1%	105.4%
(予防給付)	0	0	0	0	−	−
訪問入浴介護	3, 937	229,750,612	3, 619	213,582,001	108.8%	107.6%
(介護給付)	3, 919	229,281,556	3, 606	213,294,190	108.7%	107.5%
(予防給付)	18	469,056	13	287,811	138.5%	163.0%
訪問看護	47, 838	1,763,056,087	43, 344	1,565,883,107	110.4%	112.6%
(介護給付)	40, 603	1,564,929,045	36, 730	1,384,787,459	110.5%	113.0%
(予防給付)	7, 235	198,127,042	6, 614	181,095,648	109.4%	109.4%
訪問リハビリテーション	15, 588	523,149,784	14, 318	484,018,228	108.9%	108.1%
(介護給付)	12, 687	436,420,229	11, 657	399,531,460	108.8%	109.2%
(予防給付)	2, 901	86,729,555	2, 661	84,486,768	109.0%	102.7%
通所介護	51, 678	3,804,521,512	52, 196	3,801,157,487	99.0%	100.1%
(介護給付)	51, 678	3,805,153,748	52, 196	3,802,612,587	99.0%	100.1%
(予防給付)	0	−632,236	0	−1,455,100	−	43.4%
通所リハビリテーション	25, 719	1,581,813,338	25, 540	1,518,561,509	100.7%	104.2%
(介護給付)	18, 578	1,335,759,922	18, 287	1,271,981,339	101.6%	105.0%
(予防給付)	7, 141	246,053,416	7, 253	246,580,170	98.5%	99.8%
福祉用具貸与	158, 934	1,824,756,332	153, 232	1,735,982,662	103.7%	105.1%
(介護給付)	117, 124	1,593,777,488	112, 041	1,506,441,510	104.5%	105.8%
(予防給付)	41, 810	230,978,844	41, 191	229,541,152	101.5%	100.6%
短期入所サービス(小計)	13, 111	1,383,594,112	13, 316	1,426,748,068	98.5%	97.0%
(介護給付)	12, 941	1,377,030,911	13, 126	1,419,235,634	98.6%	97.0%
(予防給付)	170	6,563,201	190	7,512,434	89.5%	87.4%
短期入所生活介護	12, 030	1,295,000,637	12, 231	1,330,777,641	98.4%	97.3%
(介護給付)	11, 889	1,289,459,112	12, 052	1,323,598,330	98.6%	97.4%
(予防給付)	141	5,541,525	179	7,179,311	78.8%	77.2%
短期入所療養介護	1, 081	88,593,475	1, 085	95,970,427	99.6%	92.3%
(介護給付・老健)	1, 051	87,555,109	1, 074	95,637,304	97.9%	91.5%
(介護給付・病院等)	1	16,690	0	0	−	−
(予防給付・老健)	29	1,021,676	11	333,123	263.6%	306.7%
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	−	−
居宅療養管理指導	111, 542	878,495,318	103, 882	811,476,879	107.4%	108.3%
(介護給付)	103, 902	825,002,958	96, 473	758,657,971	107.7%	108.7%
(予防給付)	7, 640	53,492,360	7, 409	52,818,908	103.1%	101.3%
特定施設入居者生活介護	9, 720	1,761,592,825	9, 232	1,633,267,308	105.3%	107.9%
(介護給付)	8, 345	1,654,645,503	7, 835	1,526,627,558	106.5%	108.4%
(予防給付)	1, 375	106,947,322	1, 397	106,639,750	98.4%	100.3%
福祉用具購入	1, 927	59,872,723	1, 817	59,362,595	106.1%	100.9%
(介護給付)	1, 392	45,365,318	1, 271	43,674,356	109.5%	103.9%
(予防給付)	535	14,507,405	546	15,688,239	98.0%	92.5%
住宅改修費	1, 585	131,021,684	1, 432	121,800,306	110.7%	107.6%
(介護給付)	897	71,316,770	830	69,802,026	108.1%	102.2%
(予防給付)	688	59,704,914	602	51,998,280	114.3%	114.8%
介護予防支援・居宅介護支援	203, 810	2,631,673,001	197, 312	2,478,954,766	103.3%	106.2%
(居宅介護支援)	153, 416	2,388,951,791	147, 667	2,245,967,342	103.9%	106.4%
(介護予防支援)	50, 394	242,721,210	49, 645	232,987,424	101.5%	104.2%
地域密着型(介護予防)サービス	41, 885	5,184,209,957	40, 933	5,105,533,805	102.3%	101.5%
(介護給付)	41, 568	5,162,161,443	40, 576	5,082,190,090	102.4%	101.6%
(予防給付)	317	22,048,514	357	23,343,715	88.8%	94.5%
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1, 814	340,829,344	1, 738	316,406,933	104.4%	107.7%
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	−	−
認知症対応型通所介護	2, 219	261,874,172	2, 422	281,357,757	91.6%	93.1%
(介護給付)	2, 219	261,874,172	2, 421	281,347,266	91.7%	93.1%
(予防給付)	0	0	1	10,491	0.0%	0.0%
小規模多機能型居宅介護	3, 760	763,898,709	3, 974	786,786,923	94.6%	97.1%
(介護給付)	3, 448	742,924,317	3, 623	764,297,210	95.2%	97.2%
(予防給付)	312	20,974,392	351	22,489,713	88.9%	93.3%
認知症対応型共同生活介護	5, 840	1,525,982,282	5, 754	1,499,030,221	101.5%	101.8%
(介護給付)	5, 835	1,524,908,160	5, 749	1,498,186,710	101.5%	101.8%
(予防給付)	5	1,074,122	5	843,511	100.0%	127.3%
地域密着型特定施設	588	121,617,540	567	114,514,480	103.7%	106.2%
地域密着型介護老人福祉施設	850	244,295,524	860	242,632,643	98.8%	100.7%
複合型サービス	710	211,953,801	691	208,146,770	102.7%	101.8%
地域密着型通所介護	26, 104	1,713,758,585	24, 927	1,656,658,078	104.7%	103.4%
施設サービス	37, 498	10,521,809,662	36, 149	10,030,119,630	103.7%	104.9%
介護老人福祉施設	23, 207	6,254,880,876	22, 293	5,954,770,954	104.1%	105.0%
介護老人保健施設	13, 886	4,122,738,942	13, 516	3,947,540,350	102.7%	104.4%
介護療養型医療施設	274	95,837,255	265	99,910,067	103.4%	95.9%
介護医療院	131	48,352,589	75	27,898,259	174.7%	173.3%
特定入所者介護(予防)サービス費	31, 882	989,811,406	33, 173	1,133,319,058	96.1%	87.3%
(介護給付)	31, 814	989,196,933	33, 077	1,132,288,104	96.2%	87.4%
(予防給付)	68	614,473	96	1,030,954	70.8%	59.6%
計	845, 474	40,956,718,036	815, 617	39,411,522,667	103.7%	103.9%
(介護給付)	725, 182	39,688,392,960	697, 643	38,178,966,514	103.9%	104.0%
(予防給付)	120, 292	1,268,325,076	117, 974	1,232,556,153	102.0%	102.9%
高額介護(予防)サービス費	94, 803	1,201,518,331	93, 302	1,170,584,090	101.6%	102.6%
高額医療合算介護(予防)サービス費	5, 117	179,429,819	5, 053	173,155,791	101.3%	103.6%
審査支払手数料	806, 192	40,466,333	775, 211	41,861,394	104.0%	96.7%
合　計	1, 751, 586	42,378,132,519	1, 689, 183	40,797,123,942	103.7%	103.9%

	令和元年度合計		平成30年度合計		平成29年度合計		平成28年度合計		平成27年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	496,508	20,013,340,551	476,451	19,174,813,538	486,354	19,535,605,730	504,427	19,449,351,346	497,446	19,976,682,827
(介護給付)	430,955	19,116,351,116	418,394	18,404,728,970	402,030	18,096,926,341	384,962	17,130,292,108	383,896	17,716,954,862
(予防給付)	65,553	896,989,435	58,057	770,084,568	84,324	1,438,679,389	119,465	2,319,059,238	113,550	2,259,727,965
訪問通所サービス	376,137	16,211,340,579	363,232	15,633,994,193	383,443	16,176,998,270	408,313	16,255,974,901	406,778	16,833,609,226
(介護給付)	319,607	15,477,502,900	313,002	14,997,763,459	306,247	14,870,604,744	295,279	14,058,588,494	299,139	14,687,684,748
(予防給付)	56,530	733,837,679	50,230	636,230,734	77,196	1,306,393,526	113,034	2,197,386,407	107,639	2,145,924,478
訪問介護	84,233	6,782,751,042	84,609	6,590,642,607	104,096	6,926,145,571	122,168	6,798,678,219	119,934	6,622,297,518
(介護給付)	84,233	6,782,751,042	84,594	6,590,405,967	84,438	6,532,344,747	81,983	6,004,496,810	79,409	5,811,009,128
(予防給付)	0	0	15	236,640	19,658	393,800,824	40,185	794,181,409	40,525	811,288,390
訪問入浴介護	3,475	201,755,796	3,591	211,482,991	3,543	203,809,387	3,451	198,490,872	3,465	196,945,509
(介護給付)	3,463	201,440,180	3,576	211,094,145	3,520	203,214,068	3,408	197,170,334	3,438	196,010,327
(予防給付)	12	315,616	15	388,846	23	595,319	43	1,320,538	27	935,182
訪問看護	41,598	1,518,342,712	39,089	1,436,654,145	35,703	1,307,564,160	33,539	1,243,397,368	31,258	1,170,317,303
(介護給付)	35,131	1,338,428,121	33,354	1,275,166,276	30,983	1,173,485,851	28,981	1,110,719,928	27,024	1,049,468,733
(予防給付)	6,467	179,914,591	5,735	161,487,869	4,720	134,078,309	4,558	132,677,440	4,234	120,848,570
訪問リハビリテーション	13,597	455,532,877	12,628	415,983,655	12,029	398,960,438	10,398	334,233,169	8,876	270,956,857
(介護給付)	11,188	379,539,927	10,596	353,147,945	10,130	341,969,826	8,734	285,416,419	7,423	228,366,727
(予防給付)	2,409	75,992,950	2,032	62,835,710	1,899	56,990,612	1,664	48,816,750	1,453	42,590,130
通所介護	57,750	4,053,578,633	57,595	3,941,269,775	69,994	4,336,789,106	90,508	4,861,966,242	105,736	5,921,666,907
(介護給付)	57,752	4,054,690,660	57,576	3,941,525,408	57,551	3,989,184,801	58,423	3,971,109,452	75,000	5,048,505,101
(予防給付)	−2	−1,112,027	19	−255,633	12,443	347,604,305	32,085	890,856,790	30,736	873,161,806
通所リハビリテーション	26,919	1,549,787,718	24,308	1,454,858,902	23,810	1,492,796,185	21,838	1,400,251,138	20,022	1,315,411,156
(介護給付)	19,169	1,290,243,068	18,147	1,244,435,916	18,026	1,301,520,600	16,906	1,237,077,702	15,672	1,168,243,457
(予防給付)	7,750	259,544,650	6,161	210,422,986	5,784	191,275,585	4,932	163,173,436	4,350	147,167,699
福祉用具貸与	148,565	1,649,591,801	141,412	1,583,102,118	134,268	1,510,933,423	126,411	1,418,957,893	117,487	1,336,013,976
(介護給付)	108,671	1,430,409,902	105,159	1,381,987,802	101,599	1,328,884,851	96,844	1,252,597,849	91,173	1,186,081,275
(予防給付)	39,894	219,181,899	36,253	201,114,316	32,669	182,048,572	29,567	166,360,044	26,314	149,932,701
短期入所サービス(小計)	16,375	1,589,672,710	16,656	1,580,859,076	16,178	1,522,773,659	16,015	1,499,597,680	16,236	1,541,352,493
(介護給付)	16,099	1,580,542,295	16,405	1,573,193,837	15,912	1,513,094,697	15,765	1,492,003,390	15,948	1,531,145,622
(予防給付)	276	9,130,415	251	7,665,239	266	9,678,962	250	7,594,290	288	10,206,871
短期入所生活介護	15,051	1,474,724,974	15,268	1,468,810,266	14,720	1,408,839,812	14,626	1,384,096,934	14,801	1,418,771,093
(介護給付)	14,792	1,466,099,568	15,029	1,461,614,676	14,456	1,399,416,569	14,393	1,377,029,506	14,528	1,409,031,856
(予防給付)	259	8,625,406	239	7,195,590	264	9,423,243	233	7,067,428	273	9,739,237
短期入所療養介護	1,324	114,947,736	1,388	112,048,810	1,456	113,933,847	1,389	115,500,746	1,435	122,581,400
(介護給付・老健)	1,307	114,442,727	1,376	111,579,161	1,432	112,794,365	1,372	114,973,884	1,420	122,113,766
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	2	255,719	0	0	0	0
(予防給付・老健)	17	505,009	12	469,649	22	883,763	17	526,862	15	467,634
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	95,494	743,328,357	89,044	682,764,126	79,558	614,255,100	73,386	557,304,953	68,201	518,752,900
(介護給付)	88,112	690,617,684	82,608	636,424,438	73,813	571,630,470	68,251	518,912,365	63,489	483,626,479
(予防給付)	7,382	52,710,673	6,436	46,339,688	5,745	42,624,630	5,135	38,392,588	4,712	35,126,421
特定施設入居者生活介護	8,502	1,468,998,905	7,519	1,277,196,143	7,175	1,221,578,701	6,713	1,136,473,812	6,231	1,082,968,208
(介護給付)	7,137	1,367,688,237	6,379	1,197,347,236	6,058	1,141,596,430	5,667	1,060,787,859	5,320	1,014,498,013
(予防給付)	1,365	101,310,668	1,140	79,848,907	1,117	79,982,271	1,046	75,685,953	911	68,470,195
福祉用具購入	1,901	59,767,038	1,796	55,124,774	1,944	59,802,935	2,030	59,587,353	2,020	61,068,960
(介護給付)	1,297	43,106,603	1,249	40,346,041	1,346	43,917,518	1,406	43,125,238	1,374	42,993,396
(予防給付)	604	16,660,435	547	14,778,733	598	15,885,417	624	16,462,115	646	18,075,564
住宅改修費	1,808	146,809,462	1,650	131,768,712	1,776	148,113,774	1,805	148,082,842	1,825	159,525,920
(介護給付)	1,038	80,853,836	958	76,636,136	1,029	84,923,623	1,042	84,476,162	1,056	93,336,547
(予防給付)	770	65,955,626	692	55,132,576	747	63,190,151	763	63,606,680	769	66,189,373
介護予防支援・居宅介護支援	194,065	2,419,810,162	186,887	2,336,902,684	197,289	2,315,390,518	211,743	2,351,762,363	203,000	2,278,238,331
(居宅介護支援)	145,894	2,193,318,275	143,392	2,132,497,077	141,187	2,052,471,538	136,916	1,999,564,742	130,492	1,937,327,477
(介護予防支援)	48,171	226,491,887	43,495	204,405,607	56,102	262,918,980	74,827	352,197,621	72,508	340,910,854
地域密着型(介護予防)サービス	42,314	4,946,286,769	40,973	4,688,691,947	38,394	4,314,297,399	34,681	3,880,322,463	11,969	2,334,848,786
(介護給付)	41,911	4,921,115,376	40,622	4,664,932,210	38,130	4,297,284,271	34,485	3,867,764,226	11,835	2,327,966,446
(予防給付)	403	25,171,393	351	23,759,737	264	17,013,128	196	12,558,237	134	6,882,340
定期巡回・随時対応訪問介護看護	1,724	302,777,240	1,551	264,147,619	916	148,743,973	924	143,549,423	880	141,668,449
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,823	305,595,303	2,853	309,316,120	2,927	327,203,065	2,881	312,716,150	3,017	312,187,348
(介護給付)	2,813	304,952,056	2,838	308,074,326	2,912	326,463,561	2,862	312,293,191	3,003	311,747,924
(予防給付)	10	643,247	15	1,241,794	15	739,504	19	422,959	14	439,424
小規模多機能型居宅介護	3,946	746,093,887	3,480	629,570,758	2,894	542,812,153	2,486	465,430,415	1,825	339,736,047
(介護給付)	3,553	721,565,741	3,160	610,661,010	2,651	527,838,877	2,312	454,708,035	1,706	333,308,874
(予防給付)	393	24,528,146	320	18,909,748	243	14,973,276	174	10,722,380	119	6,427,173
認知症対応型共同生活介護	5,524	1,413,863,622	5,416	1,358,317,325	5,213	1,308,827,946	4,975	1,232,521,392	4,974	1,244,663,771
(介護給付)	5,524	1,413,863,622	5,400	1,354,709,130	5,207	1,307,527,598	4,969	1,231,108,494	4,973	1,244,648,028
(予防給付)	0	0	16	3,608,195	6	1,300,348	6	1,412,898	1	15,743
地域密着型特定施設	557	109,906,231	557	111,077,816	490	99,266,802	495	95,849,275	456	86,573,162
地域密着型介護老人福祉施設	863	239,579,932	874	244,156,013	877	237,729,851	851	226,864,756	791	204,962,329
複合型サービス	644	194,890,151	659	189,709,197	545	122,295,406	186	41,180,896	26	5,057,680
地域密着型通所介護	26,233	1,633,580,403	25,583	1,582,397,099	24,532	1,527,418,203	21,886	1,362,210,156		
施設サービス	34,825	9,477,080,497	34,591	9,134,898,005	32,542	8,447,292,974	32,158	8,298,981,685	31,602	8,209,255,868
介護老人福祉施設	21,200	5,571,313,778	21,039	5,383,451,172	19,475	4,889,366,854	18,896	4,651,787,315	18,259	4,557,556,698
介護老人保健施設	13,354	3,803,545,934	13,255	3,648,513,309	12,578	3,379,663,720	12,336	3,298,176,045	12,283	3,255,934,282
介護療養型医療施設	215	80,387,976	285	98,667,889	489	178,262,400	926	349,018,325	1,060	395,764,888
介護医療院	56	21,832,809								
特定入所者介護(予防)サービス費	33,510	1,087,923,352	32,794	1,035,497,306	32,378	990,760,782	31,689	1,030,431,975	32,972	1,113,049,066
(介護給付)	33,387	1,087,031,298	32,706	1,034,947,456	32,222	989,903,172	31,597	1,029,822,905	32,815	1,111,740,191
(予防給付)	123	892,054	88	549,850	156	857,610	92	609,070	157	1,308,875
計	804,931	38,151,017,831	775,142	36,557,696,966	790,677	35,811,264,112	818,533	35,218,520,027	780,834	34,132,669,758
(介護給付)	689,307	36,918,857,001	671,912	35,488,985,895	648,486	34,012,719,437	622,566	32,454,027,066	593,070	31,439,574,787
(予防給付)	115,624	1,232,160,830	103,230	1,068,711,071	142,191	1,798,544,675	195,967	2,764,492,961	187,764	2,693,094,971
高額介護(予防)サービス費	82,983	1,061,373,163	83,715	960,029,639	80,848	899,846,921	79,881	858,070,076	72,635	754,236,060
高額医療合算介護(予防)サービス費	4,745	169,364,931	2,757	87,768,292	6,028	201,072,117	2,411	74,974,904	3,916	123,166,985
審査支払手数料	763,673	41,238,342	734,439	39,659,706	750,722	33,782,490	779,071	35,058,195	740,126	33,305,670
合　計	1,656,332	39,422,994,267	1,596,053	37,645,154,603	1,628,275	36,945,965,640	1,679,896	36,186,623,202	1,597,511	35,043,378,473

	平成26年度合計		平成25年度合計		平成24年度合計		平成23年度合計		平成22年度合計	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
居宅サービス	466,019	19,254,077,139	440,980	18,157,466,265	407,929	16,845,052,262	380,516	15,828,764,552	350,569	14,831,072,572
(介護給付)	358,702	16,864,776,002	341,397	15,945,019,685	320,112	14,894,898,485	305,966	14,161,361,698	287,511	13,389,254,590
(予防給付)	107,317	2,389,301,137	99,583	2,212,446,580	87,817	1,950,153,777	74,550	1,667,402,854	63,058	1,441,817,982
訪問通所サービス	385,137	16,270,247,289	364,517	15,389,103,444	338,820	14,344,521,493	319,051	13,463,010,029	295,811	12,571,505,776
(介護給付)	283,645	14,021,999,693	270,505	13,315,160,577	255,786	12,513,529,044	248,264	11,901,564,059	236,148	11,238,776,338
(予防給付)	101,492	2,248,247,596	94,012	2,073,942,867	83,034	1,830,992,449	70,787	1,561,445,970	59,663	1,332,729,438
訪問介護	117,536	6,321,857,829	115,315	6,076,621,329	110,995	5,740,592,448	107,339	5,441,127,737	102,876	5,174,632,696
(介護給付)	76,850	5,476,881,666	75,069	5,240,007,744	72,572	4,949,179,849	72,074	4,743,419,314	70,503	4,534,433,343
(予防給付)	40,686	844,976,163	40,246	836,613,585	38,423	791,412,599	35,265	697,708,423	32,373	640,199,353
訪問入浴介護	3,668	203,340,332	3,751	204,501,924	3,857	212,861,492	3,896	212,418,655	3,604	193,519,284
(介護給付)	3,638	202,170,729	3,723	203,359,460	3,838	212,010,311	3,882	211,966,114	3,600	193,371,254
(予防給付)	30	1,169,603	28	1,142,464	19	851,181	14	452,541	4	148,030
訪問看護	29,614	1,127,628,053	28,544	1,090,579,258	26,184	1,006,911,413	24,750	927,810,468	23,467	876,901,239
(介護給付)	25,925	1,020,807,474	25,200	995,524,085	23,286	928,549,683	22,028	855,568,719	21,293	819,560,106
(予防給付)	3,689	106,820,579	3,344	95,055,173	2,898	78,361,730	2,722	72,241,749	2,174	57,341,133
訪問リハビリテーション	8,663	258,318,596	8,148	234,926,057	7,125	195,329,529	7,129	189,358,942	6,483	169,656,594
(介護給付)	7,219	217,277,341	6,936	202,089,193	6,097	169,230,540	6,288	168,841,026	5,806	153,651,667
(予防給付)	1,444	41,041,255	1,212	32,836,864	1,028	26,098,989	841	20,517,916	677	16,004,927
通所介護	97,152	5,729,652,558	88,592	5,286,043,251	79,316	4,786,956,951	72,219	4,394,230,170	63,993	3,972,402,910
(介護給付)	69,051	4,784,121,628	63,745	4,459,932,246	58,528	4,090,799,203	55,598	3,816,620,224	50,677	3,496,787,045
(予防給付)	28,101	945,530,930	24,847	826,111,005	20,788	696,157,748	16,621	577,609,946	13,316	475,615,865
通所リハビリテーション	19,857	1,367,171,604	18,791	1,312,433,482	17,945	1,297,218,776	17,151	1,262,138,282	15,991	1,227,364,967
(介護給付)	15,798	1,196,131,789	15,076	1,156,683,001	14,889	1,165,449,384	14,533	1,150,116,082	14,027	1,141,925,233
(予防給付)	4,059	171,039,815	3,715	155,750,481	3,056	131,769,392	2,618	112,022,200	1,964	85,439,734
福祉用具貸与	108,647	1,262,278,317	101,376	1,183,998,143	93,398	1,104,650,884	86,567	1,035,925,775	79,397	957,028,086
(介護給付)	85,164	1,124,609,066	80,756	1,057,564,848	76,576	998,310,074	73,861	955,032,580	70,242	899,047,690
(予防給付)	23,483	137,669,251	20,620	126,433,295	16,822	106,340,810	12,706	80,893,195	9,155	57,980,396
短期入所サービス(小計)	15,663	1,463,803,755	15,285	1,329,042,055	13,979	1,120,750,569	13,744	1,042,374,656	13,066	999,156,929
(介護給付)	15,333	1,451,549,358	14,979	1,317,907,240	13,785	1,115,003,102	13,528	1,036,044,894	12,859	992,935,628
(予防給付)	330	12,254,397	306	11,134,815	194	5,747,467	216	6,329,762	207	6,221,301
短期入所生活介護	14,258	1,352,981,124	13,739	1,208,729,660	11,905	973,721,750	11,684	904,307,270	11,022	866,192,859
(介護給付)	13,942	1,341,161,318	13,444	1,197,941,615	11,738	969,000,019	11,528	900,276,527	10,867	861,953,110
(予防給付)	316	11,819,806	295	10,788,045	167	4,721,731	156	4,030,743	155	4,239,749
短期入所療養介護	1,405	110,822,631	1,546	120,312,395	2,074	147,028,819	2,060	138,067,386	2,044	132,964,070
(介護給付・老健)	1,391	110,388,040	1,535	119,965,625	2,047	146,003,083	2,000	135,768,367	1,992	130,982,518
(介護給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(予防給付・老健)	14	434,591	11	346,770	27	1,025,736	60	2,299,019	52	1,981,552
(予防給付・病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	59,173	454,519,851	55,273	428,301,762	49,433	387,909,178	42,142	343,996,035	36,136	301,168,205
(介護給付)	54,718	421,663,218	51,111	397,205,126	45,795	360,181,880	39,389	321,543,215	33,768	281,699,545
(予防給付)	4,455	32,856,633	4,162	31,096,636	3,638	27,727,298	2,753	22,452,820	2,368	19,468,660
特定施設入居者生活介護	6,046	1,065,506,244	5,905	1,011,019,004	5,697	991,871,022	5,579	979,383,832	5,556	959,241,662
(介護給付)	5,006	969,563,733	4,802	914,746,742	4,746	906,184,459	4,785	902,209,530	4,736	875,843,079
(予防給付)	1,040	95,942,511	1,103	96,272,262	951	85,686,563	794	77,174,302	820	83,398,583
福祉用具購入	2,105	61,441,859	2,210	66,414,035	2,129	65,049,487	2,227	68,596,006	2,231	67,991,389
(介護給付)	1,411	44,557,973	1,510	47,581,646	1,504	47,987,456	1,610	52,506,640	1,681	53,350,020
(予防給付)	694	16,883,886	700	18,832,389	625	17,062,031	617	16,089,366	550	14,641,369
住宅改修費	1,833	159,066,166	1,795	167,510,213	1,858	167,499,233	1,742	163,952,571	1,552	144,330,967
(介護給付)	1,063	90,526,865	997	90,307,990	1,074	92,995,587	1,089	99,917,198	1,066	98,608,664
(予防給付)	770	68,539,301	798	77,202,223	784	74,503,646	653	64,035,373	486	45,722,303
介護予防支援・居宅介護支援	192,901	2,161,761,693	183,016	2,039,846,687	168,430	1,919,743,527	162,886	1,852,306,237	153,050	1,747,975,481
(居宅介護支援)	123,591	1,847,286,613	117,589	1,743,765,365	109,743	1,653,402,653	110,965	1,616,736,157	107,512	1,541,319,730
(介護予防支援)	69,310	314,475,080	65,427	296,081,322	58,687	266,340,874	51,921	235,570,080	45,538	206,655,751
地域密着型(介護予防)サービス	9,576	1,938,241,934	8,928	1,789,658,656	8,960	1,763,903,007	8,688	1,661,506,682	8,793	1,595,329,822
(介護給付)	9,507	1,934,371,541	8,877	1,785,130,714	8,921	1,761,837,055	8,659	1,659,598,081	8,745	1,592,462,238
(予防給付)	69	3,870,393	51	4,527,942	39	2,065,952	29	1,908,601	48	2,867,584
定期巡回・随時対応訪問介護看護	343	52,196,007	32	3,280,974						
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	2,668	283,387,195	2,729	286,377,390	2,886	296,212,614	3,035	296,567,997	3,095	305,639,815
(介護給付)	2,668	283,387,195	2,724	286,249,373	2,870	295,649,170	3,029	296,447,368	3,076	305,073,896
(予防給付)	0	0	5	128,017	16	563,444	6	120,629	19	565,919
小規模多機能型居宅介護	1,021	203,482,325	839	163,500,055	812	161,366,175	859	174,785,559	787	154,799,650
(介護給付)	953	199,767,622	803	161,456,186	789	159,863,667	836	172,997,587	758	152,497,985
(予防給付)	68	3,714,703	36	2,043,869	23	1,502,508	23	1,787,972	29	2,301,665
認知症対応型共同生活介護	4,661	1,189,104,095	4,460	1,132,488,319	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590
(介護給付)	4,660	1,188,948,405	4,450	1,130,132,263	4,392	1,102,604,296	3,927	985,786,083	4,063	936,475,590
(予防給付)	1	155,690	10	2,356,056	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設	349	70,476,807	344	70,159,104	342	69,405,343	341	67,351,243	306	58,029,403
地域密着型介護老人福祉施設	534	139,595,505	524	133,852,814	528	134,314,579	526	137,015,800	542	140,385,364
複合型サービス										
地域密着型通所介護										
施設サービス	31,712	8,381,195,164	31,438	8,235,978,040	30,467	8,005,546,642	30,019	7,903,593,365	30,813	8,155,016,345
介護老人福祉施設	17,955	4,555,574,984	17,241	4,339,331,045	16,016	4,017,184,500	15,231	3,805,889,300	15,568	3,895,035,105
介護老人保健施設	12,529	3,355,527,540	12,799	3,366,712,372	12,850	3,394,480,116	13,088	3,466,765,980	13,320	3,543,412,731
介護療養型医療施設	1,228	470,092,640	1,398	529,934,623	1,601	593,882,026	1,700	630,938,085	1,925	716,568,509
介護医療院										
特定入所者介護(予防)サービス費	34,527	1,114,273,174	33,852	1,055,867,801	31,359	960,682,474	30,641	898,521,815	30,121	904,414,593
(介護給付)	34,307	1,112,047,874	33,665	1,053,993,896	31,266	960,083,274	30,509	897,918,235	29,998	903,652,353
(予防給付)	220	2,225,300	187	1,873,905	93	599,200	132	603,580	123	762,240
計	738,673	33,070,057,129	702,219	31,512,741,697	651,132	29,727,476,632	616,719	28,377,241,228	577,129	27,446,131,169
(介護給付)	560,293	30,274,762,032	535,473	28,901,777,336	503,087	27,416,751,152	488,817	26,391,631,374	467,326	25,733,663,940
(予防給付)	178,380	2,795,295,097	166,746	2,610,964,361	148,045	2,310,725,480	127,902	1,985,609,854	109,803	1,712,467,229
高額介護(予防)サービス費	66,818	675,357,502	63,525	635,758,585	58,351	591,057,589	55,489	558,767,405	53,083	544,740,741
高額医療合算介護(予防)サービス費	3,188	102,383,626	3,032	95,149,332	4,206	129,768,212	2,624	75,466,851	2,467	98,055,412
審査支払手数料	696,032	31,321,440	660,389	29,717,505	614,925	30,746,250	578,782	31,833,010	497,919	37,794,330
合　計	1,504,711	33,879,119,697	1,429,165	32,273,367,119	1,328,614	30,479,048,683	1,253,614	29,043,308,494	1,130,598	28,126,721,652

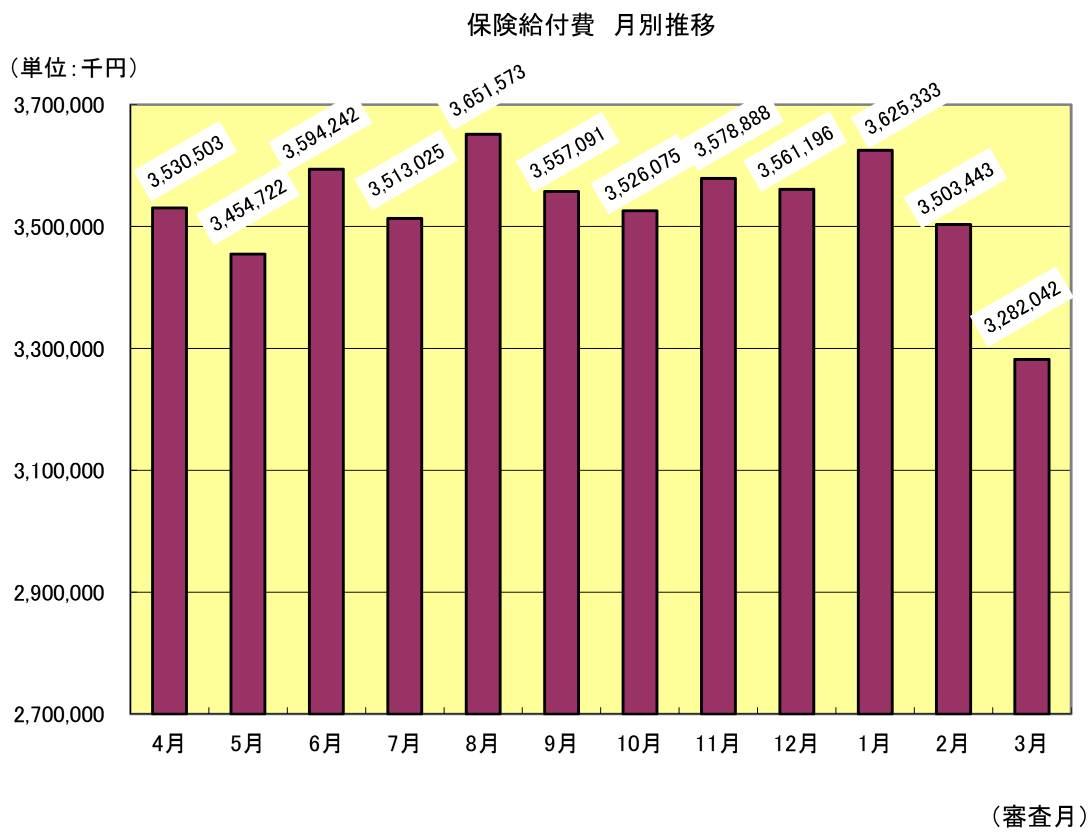

保険給付費　月別推移
（単位：千円）
3,700,000
3,500,000
3,300,000
3,100,000
2,900,000
2,700,000
3,530,503
3,454,722
3,594,242
3,513,025
3,651,573
3,557,091
3,526,075
3,578,888
3,561,196
3,625,333
3,503,443
3,282,042
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
（審査月）

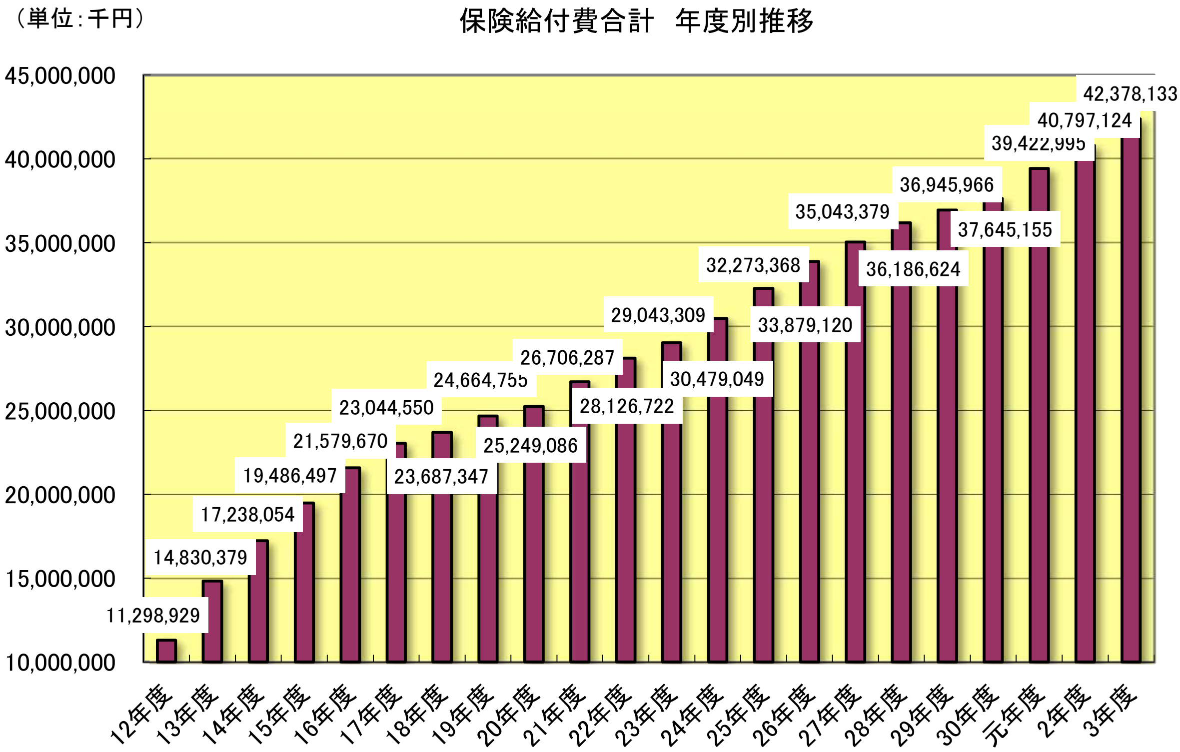

（単位：千円）
保険給付費合計　年度別推移
45,000,000
40,000,000
35,000,000
30,000,000
25,000,000
20,000,000
15,000,000
10,000,000
11,298,929
14,830,379
17,238,054
19,486,497
21,579,670
23,044,550
23,687,347
24,664,755
25,249,086
26,706,287
28,126,722
29,043,309
30,479,049
32,273,368
33,879,120
35,043,379
36,186,624
36,945,966
37,645,155
39,422,995
40,797,124
42,378,133
12年度
13年度
14年度
15年度
16年度
17年度
18年度
19年度
20年度
21年度
22年度
23年度
24年度
25年度
26年度
27年度
28年度
29年度
30年度
元年度
2年度
3年度

4　負担割合証交付状況　（各年度　3月31日現在）

（単位：人）

	1割	2割	3割	合　計
元年度	26,677	1,357	956	28,990
２年度A	26,919	1,330	919	29,168
３年度B	27,581	1,289	967	29,837
前年度比B/A	102.5%	96.9%	105.2%	102.3%

5　減免認定状況

（1）　食費･居住費に係る負担限度額認定

（単位：件）

		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型サービス	その他	合　計	前年度比B/A
元年度	第1段階	187	205	7	0	590	989	
	第2段階	246	138	3	10	488	885	
	第3段階	886	476	7	35	1,798	3,202	
	小　計	1,319	819	17	45	2,876	5,076	
２年度A	第1段階	165	162	6	0	527	860	87.0%
	第2段階	260	131	4	11	460	866	97.9%
	第3段階	908	479	6	35	1,698	3,126	97.6%
	小　計	1,333	772	16	46	2,685	4,852	95.6%
３年度B	第1段階	394	235	5	14	207	855	99.4%
	第2段階	388	232	5	14	204	843	97.3%
	第3段階①	438	261	5	16	231	951	
	第3段階②	883	527	10	32	466	1,918	
	小　計	2,103	1,255	25	76	1,108	4,567	94.1%

（2）　利用者負担減額・免除認定

（単位：件）

	法定	災害	合　計
元年度	0	0	－
2年度	5	1	6
3年度	17	2	19

（3）　介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定

（単位：件）

	特定標準負担		合　計	前年度比B/A
元年度	第1段階	0	5	
	第2段階	5		
	第3段階	0		
	課税	0		
２年度A	第1段階	1	4	80.0%
	第2段階	3		
	第3段階	0		
	課税	0		
３年度B	第1段階	0	2	50.0%
	第2段階	2		
	第3段階	0		
	課税	0		

（単位：件）

	減　免（本人負担3～10%）	免　除（本人負担0%）	合　計
元年度	4	1	5
2年度	3	1	4
3年度	2	0	2

※　旧措置入所者は課税対象者も認定者として含まれる。

6 高額介護(予防)サービス費支給状況

			世帯合算	その他	合計	前年度比
元年度	第1段階	件数(件)	1	20,774	20,775	
	(上限額:15,000円)	支給額(円)	5,486	223,874,446	223,879,932	
	第2段階	件数(件)	1,806	39,036	40,842	
	(上限額:15,000円)	支給額(円)	19,164,171	498,674,007	517,838,178	
	第3段階	件数(件)	2,318	13,742	16,060	
	(上限額:24,600円)	支給額(円)	21,039,833	102,650,034	123,689,867	
	第4段階	件数(件)	3,759	5,580	9,339	
	(上限額:44,400円)	支給額(円)	46,135,637	143,736,852	189,872,489	
	第5段階	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
	(上限額:44,400円)	支給額(円)				
	小計	件数(件)	7,884	79,132	87,016	
		支給額(円)	86,345,127	968,935,339	1,055,280,466	
2年度	第1段階	件数(件)	7	21,069	21,076	101.4%
	(上限額:15,000円)	支給額(円)	85,149	240,263,298	240,348,447	107.4%
	第2段階	件数(件)	1,593	41,836	43,429	106.3%
	(上限額:15,000円)	支給額(円)	15,053,165	555,991,247	571,044,412	110.3%
	第3段階	件数(件)	2,682	15,990	18,672	116.3%
	(上限額:24,600円)	支給額(円)	24,304,916	123,879,177	148,184,093	119.8%
	第4段階	件数(件)	3,833	6,087	9,920	106.2%
	(上限額:44,400円)	支給額(円)	50,101,577	154,176,139	204,277,716	107.6%
	第5段階	件数(件)	※平成29年8月の制度改正により、第4段階と第5段階の上限額が同額となったため、第4段階に合算している。			
	(上限額:44,400円)	支給額(円)				
	小計	件数(件)	8,115	84,982	93,097	107.0%
		支給額(円)	89,544,807	1,074,309,861	1,163,854,668	110.3%
3年度	第1段階	件数(件)	0	21,763	21,763	103.3%
	(上限額:15,000円)	支給額(円)	0	253,675,410	253,675,410	105.5%
	第2段階	件数(件)	1,442	42,619	44,061	101.5%
	(上限額:15,000円)	支給額(円)	13,091,378	578,694,254	591,785,632	103.6%
	第3段階	件数(件)	3,017	16,753	19,770	105.9%
	(上限額:24,600円)	支給額(円)	28,240,797	136,334,557	164,575,354	111.1%
	第4段階Ⅰ	件数(件)	3,933	5,164	9,097	
	(上限額:44,400円)	支給額(円)	56,866,110	132,868,219	189,734,329	
	第4段階Ⅱ	件数(件)	41	57	98	
	(上限額:93,000円)	支給額(円)	874,236	699,686	1,573,922	
	第4段階Ⅲ	件数(件)	4	0	4	
	(上限額:140,100円)	支給額(円)	19,084	0	19,084	
	小計	件数(件)	8,437	86,356	94,793	101.8%
		支給額(円)	99,091,605	1,102,272,126	1,201,363,731	103.2%

7 高額医療合算介護(予防)サービス費支給状況

		国民健康保険加入者	後期高齢者医療加入者	その他医療保険加入者	合計	前年度比
元年度	件数(件)	124	4,621	0	4,745	169.9%
	支給額(円)	4,911,212	164,453,719	0	169,364,931	192.2%
2年度	件数(件)	139	4,914	0	5,053	106.5%
	支給額(円)	4,928,103	168,227,688	0	173,155,791	102.2%
3年度	件数(件)	129	4,988	0	5,117	101.3%
	支給額(円)	5,698,408	173,731,411	0	179,429,819	103.6%

８ 居宅サービス利用者の支給限度額に対するサービス利用率

	支給限度額（単位）	４月			５月			６月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,656	3,084,112	37.01	1,649	3,105,258	37.42	1,659	3,112,911	37.29
要支援2	10,531	2,756	7,225,324	24.89	2,773	7,309,509	25.03	2,783	7,332,071	25.02
要介護1	16,765	4,025	33,364,029	49.44	3,996	33,222,525	49.59	4,055	34,048,811	50.08
要介護2	19,705	4,094	47,483,505	58.86	4,134	47,614,384	58.45	4,102	47,177,946	58.37
要介護3	27,048	2,510	41,656,023	61.36	2,523	42,647,494	62.49	2,543	43,035,875	62.57
要介護4	30,938	1,915	39,147,931	66.08	1,930	40,573,880	67.95	1,939	39,610,135	66.03
要介護5	36,217	1,340	35,986,445	74.15	1,313	35,563,925	74.79	1,323	35,138,609	73.34
計（平均）	－	18,296	207,947,369	57.58	18,318	210,036,975	58.11	18,404	209,456,358	57.68

	支給限度額（単位）	７月			８月			９月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,643	3,098,827	37.48	1,625	3,033,746	37.10	1,627	3,059,878	37.37
要支援2	10,531	2,758	7,293,895	25.11	2,728	7,037,467	24.50	2,720	7,227,039	25.23
要介護1	16,765	4,077	34,928,012	51.10	4,098	34,440,647	50.13	4,135	34,836,423	50.25
要介護2	19,705	4,094	48,519,825	60.14	4,124	47,892,710	58.94	4,130	48,007,487	58.99
要介護3	27,048	2,576	44,758,649	64.24	2,610	44,252,614	62.68	2,623	43,875,937	61.84
要介護4	30,938	1,904	39,895,397	67.73	1,934	39,496,362	66.01	1,973	40,339,922	66.09
要介護5	36,217	1,322	36,143,923	75.49	1,348	36,561,356	74.89	1,358	36,352,628	73.91
計（平均）	－	18,374	214,638,528	59.16	18,467	212,714,902	58.10	18,566	213,699,314	57.96

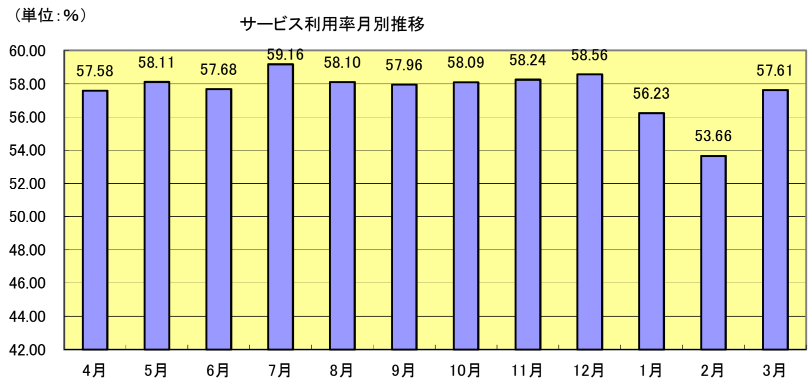

＊利用月ベース　　　　（単位：利用者数(人)）

	支給限度額（単位）	10月			11月			12月			1月		
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)
要支援1	5,032	1,627	3,046,538	37.21	1,624	3,080,859	37.70	1,614	2,993,201	36.85	1,620	2,995,839	36.75
要支援2	10,531	2,749	7,298,443	25.21	2,759	7,383,644	25.41	2,752	7,232,097	24.95	2,738	7,039,643	24.41
要介護1	16,765	4,173	35,039,571	50.08	4,185	35,244,708	50.23	4,208	35,340,079	50.09	4,177	33,073,465	47.23
要介護2	19,705	4,156	48,305,493	58.99	4,150	48,773,460	59.64	4,169	49,249,501	59.95	4,115	46,126,480	56.89
要介護3	27,048	2,620	44,424,888	62.69	2,641	44,435,032	62.20	2,619	44,544,034	62.88	2,590	42,302,478	60.39
要介護4	30,938	2,012	40,990,010	65.85	2,020	41,494,723	66.40	2,036	42,226,000	67.04	2,022	40,856,987	65.31
要介護5	36,217	1,357	36,557,674	74.39	1,344	36,115,101	74.20	1,338	36,326,463	74.96	1,336	35,157,312	72.66
計（平均）	−	18,694	215,662,617	58.09	18,723	216,527,527	58.24	18,736	217,911,375	58.56	18,598	207,552,204	56.23

	支給限度額（単位）	2月			3月			年平均			年間累計	
		利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数	利用率(%)	利用者数	単位数
要支援1	5,032	1,599	2,867,772	35.64	1,611	2,970,422	36.64	1,630	3,037,447	37.03	19,554	36,449,363
要支援2	10,531	2,690	6,653,419	23.49	2,714	7,133,964	24.96	2,743	7,180,543	24.86	32,920	86,166,515
要介護1	16,765	4,131	31,377,385	45.31	4,162	34,642,673	49.65	4,119	34,129,861	49.42	49,422	409,558,328
要介護2	19,705	4,051	42,875,001	53.71	4,095	46,721,013	57.90	4,118	47,395,567	58.41	49,414	568,746,805
要介護3	27,048	2,573	40,365,469	58.00	2,627	44,286,804	62.33	2,588	43,382,108	61.97	31,055	520,585,297
要介護4	30,938	2,019	38,831,950	62.17	2,047	41,853,606	66.09	1,979	40,443,075	66.06	23,751	485,316,903
要介護5	36,217	1,317	33,008,894	69.20	1,310	34,974,046	73.72	1,334	35,657,198	73.80	16,006	427,886,376
計（平均）	−	18,380	195,979,890	53.66	18,566	212,582,528	57.61	18,510	211,225,799	57.58	222,122	2,534,709,587

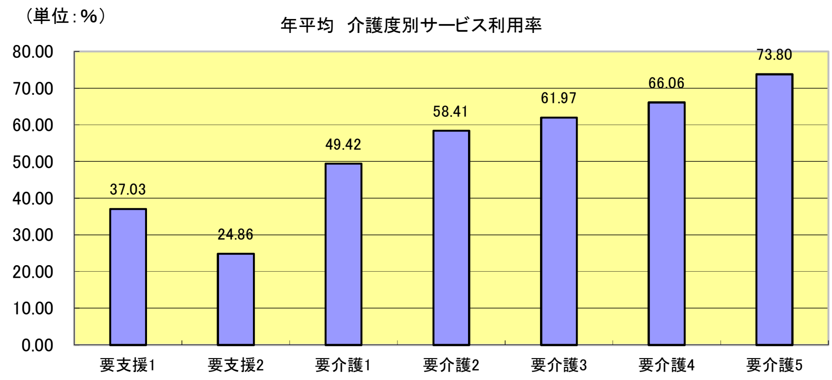

９　一般施策

（1）社会福祉法人による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会福祉法人が利用者負担の軽減(10%の100分の25)を行なう場合、軽減分の2分の1を助成し、低所得者の経済的負担を軽減する。

	元年度	２年度	３年度
支給件数	24	27	58
支給額(円)	883,486	1,510,414	2,102,130

（2）障害者ホームヘルプ利用者に対する支援措置事業

制度移行措置
　対象者なし

障害者総合支援法によるホームヘルプサービス利用の際に境界層該当として定率負担額が0円となっていた者であって、平成１８年４月１日以降に介護保険の対象となったものについて、当該サービスの利用者負担を0％とし、経済的負担の軽減を図る。

Ⅵ 地域支援事業 1

1　総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業

令和3年度月別支給額(総合事業費)

＊決算に合致

審査月・支出決定月	4月		5月		6月		7月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,112	133,196,907	7,970	131,380,529	8,010	134,070,557	7,998	133,893,695
訪問型サービス事業	2,853	52,228,005	2,724	49,735,931	2,901	53,680,394	2,789	51,500,061
通所型サービス事業	2,706	68,969,195	2,693	69,229,239	2,606	68,235,959	2,708	70,184,366
介護予防ケアマネジメント事業	2,553	11,999,707	2,553	12,415,359	2,503	12,154,204	2,501	12,209,268
高額介護予防ｻｰﾋﾞｽ費等相当事業	73	168,483	68	184,746	123	796,090	130	961,479
高額介護(予防) ｻｰﾋﾞｽ費	73	168,483	65	163,229	81	198,253	80	182,307
高額医療合算介護(予防) ｻｰﾋﾞｽ費	0	0	3	21,517	42	597,837	50	779,172
審査支払手数料	8,108	419,182	7,965	411,790	8,005	413,858	7,992	413,185
合　計	16,293	133,784,572	16,003	131,977,065	16,138	135,280,505	16,120	135,268,359

審査月・支出決定月	8月		9月		10月		11月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	8,004	133,914,192	8,219	134,022,492	8,037	133,955,774	8,096	134,784,471
訪問型サービス事業	2,771	51,195,070	2,944	50,928,845	2,753	50,476,670	2,778	50,718,753
通所型サービス事業	2,695	70,272,107	2,718	70,623,962	2,721	70,824,622	2,755	71,564,430
介護予防ケアマネジメント事業	2,538	12,447,015	2,557	12,469,685	2,563	12,654,482	2,563	12,501,288
高額介護予防ｻｰﾋﾞｽ費等相当事業	8,133	1,682,957	8,108	830,726	8,102	458,202	8,168	567,703
高額介護(予防) ｻｰﾋﾞｽ費	64	169,497	62	170,395	69	189,054	76	149,348
高額医療合算介護(予防) ｻｰﾋﾞｽ費	70	1,099,913	21	245,440	1	7,361	0	0
審査支払手数料	7,999	413,547	8,025	414,891	8,032	261,787	8,092	418,355
小　計	24,136	136,010,696	24,352	135,268,109	24,171	134,675,763	24,356	135,770,529

審査月・支出決定月	12月		1月		2月		3月	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	9,084	138,396,808	8,157	136,268,493	8,075	134,681,473	8,689	129,177,305
訪問型サービス事業	3,663	51,644,954	2,750	50,176,791	2,743	50,148,303	3,626	50,169,726
通所型サービス事業	2,839	74,119,857	2,833	73,460,279	2,776	71,903,569	2,631	67,223,092
介護予防ケアマネジメント事業	2,582	12,631,997	2,574	12,631,423	2,556	12,629,601	2,432	11,784,487
高額介護予防ｻｰﾋﾞｽ費等相当事業	8,281	574,798	8,227	679,068	8,136	566,261	7,828	557,181
高額介護(予防) ｻｰﾋﾞｽ費	69	150,238	68	172,091	70	149,250	77	156,455
高額医療合算介護(予防) ｻｰﾋﾞｽ費	0	0	5	85,416	0	0	0	0
審査支払手数料	8,212	424,560	8,154	421,561	8,066	417,011	7,751	400,726
合　計	25,577	139,396,166	24,538	137,369,122	24,277	135,664,745	24,268	130,135,212

	令和3年度合計 A		令和2年度合計 B		前年度比A/B	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
総合事業	98,451	1,607,742,696	98,486	1,598,631,069	100.0%	100.6%
訪問型サービス事業	35,295	612,603,503	34,900	634,729,466	101.1%	96.5%
通所型サービス事業	32,681	846,610,677	31,989	814,990,951	102.2%	103.9%
介護予防ケアマネジメント事業	30,475	148,528,516	31,597	148,910,652	96.4%	99.7%
高額介護予防ｻｰﾋﾞｽ費等相当事業	1,046	4,855,256	1,083	5,432,416	96.6%	89.4%
高額介護(予防) ｻｰﾋﾞｽ費	854	2,018,600	887	2,080,191	96.3%	97.0%
高額医療合算介護(予防) ｻｰﾋﾞｽ費	192	2,836,656	196	3,352,225	98.0%	84.6%
審査支払手数料	96,401	4,830,453	98,015	5,292,810	98.4%	91.3%
小　計	195,898	1,617,428,405	197,584	1,609,356,295	99.1%	100.5%

（2） 生活支援サポーター養成研修

日常生活支援総合事業において、比較的軽度な状態にある要支援者等に対する支援者としての生活支援サポーターを養成する。

令和3年度　尼崎市生活支援サポーター養成研修修了者年代別一覧表

	修了者数	年　代							
		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
男	26	0	3	2	3	9	6	2	1
女	71	2	4	9	12	24	10	9	1
計	97	2	7	11	15	33	16	11	2

２ 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

（1） 住宅改修支援事業

福祉住環境コーディネーター等が行う住宅改修費申請に必要な理由書の作成業務に対し助成する。（1件2,000円）

（単位:件）

年度	元年度	２年度	３年度
支給件数	80	56	115
支給額（円）	160,000	112,000	230,000

（2） 介護サービス相談員派遣事業

介護サービスの適正化と質的な向上を図るため、介護保険施設入所者等を対象として介護相談員の派遣を行う。

ア 介護サービス相談員数（令和4年3月31日現在）　１４人
イ 派遣先　（令和4年3月31日現在）
介護老人福祉施設　２１施設　　介護老人保健施設　５施設
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　２７施設
特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）　１施設

（単位：件）

	活動件数	活動内容					各年度末	
	合計	面接	声かけ	気づき	相談	その他	相談員数	派遣先
元年度	25,404	11,495	13,532	373	4	0	14人	52箇所
２年度	0	0	0	0	0	0	14人	54箇所
３年度	0	0	0	0	0	0	14人	54箇所

※元年度の3月及び2・３年度は、コロナ禍により訪問活動中止

（3） 介護給付適正化事業

利用者に対する適切な介護サービスを確保・維持するとともに、不適切な介護給付費を削減することを目的に、ケアプラン点検や医療と介護の突合点検等の点検を行う。

なお、本市においてはサービス付き高齢者住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが増加傾向にあるため、当該住宅に焦点を当てたケアプラン点検を実施する。

（単位：件）

項　目	説　　明	単位	元年度	２年度	３年度
給付費通知の送付	介護保険サービスの利用者に給付実績に係る通知書を送付する。（年1回）	通知件数	22,776	22,927	23,353
ケアプラン点検	自立支援・重度化防止に資する適正なケアプランが作成されているか点検する。	点検件数	284	268	298
		指導件数	125	92	161
縦覧点検	複数月の給付実績を利用者単位で確認し、サービスの整合性を点検する。（点検項目：初回加算、居宅療養管理指導）	点検件数	14	19	15
		過誤件数	13	17	14
医療情報との突合	医療と介護の重複請求を点検する。（点検項目：福祉用具貸与）	点検件数	5	7	107
		過誤件数	5	5	46
給付適正化支援システムによる点検	介護給付適正化支援システムを活用し給付内容の整合性を点検する。（点検項目：例外給付、認知症加算）	点検件数	129	86	282
		過誤件数	87	59	43

Ⅶ 地域支援事業 2

1 介護予防事業

一般高齢者施策

第1号被保険者全てを対象とした、介護予防に資する自発的な活動への支援、健康教育、健康相談等の取り組みを行う。

① いきいき100万歩運動事業費

介護が必要となる状態を予防するため、ウオーキングを奨励し、健康に対する意識啓発を行う。
（委託先：社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会）

ア 申込者数

（ア） 男女別内訳

	申込者数（人）	構成比
男	3,090	39.9%
女	4,653	60.1%
合計	7,743	100.0%

※平成16年からの申込者総数9,577人（死亡・転出を含む）

（イ） 年度別申込者数 （単位：人）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
男	176	181	168	102	76	127	90	57	111
女	191	216	278	145	147	197	137	91	212
合計	367	397	446	247	223	324	227	148	323

（ウ） 月別内訳（令和3年度） （単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	15	14	32	8	3	8	4	4	1	6	7	9	111
女	10	24	42	13	9	33	17	10	12	21	8	13	212
合計	25	38	74	21	12	41	21	14	13	27	15	22	323

（エ） 年代別内訳 （単位：人）

	男	女	合計	構成比
９０歳以上	352	600	952	12.3%
８０～８９歳	1,649	2,413	4,062	52.5%
７０～７９歳	976	1,505	2,481	32.0%
６５～６９歳	113	135	248	3.2%
合　計	3,090	4,653	7,743	100.0%
構成比	39.9%	60.1%	100.0%	－

イ 達成者数

（単位：人）

		男	女	合計	構成比
100万歩達成者（記念品：帽子）	９０歳以上	200	265	465	11.3%
	８０～８９歳	1,065	1,115	2,180	53.2%
	７０～７９歳	649	700	1,349	32.9%
	６５～６９歳	59	46	105	2.6%
	合　計	1,973	2,126	4,099	100.0%
	構成比	48.1%	51.9%	100.0%	－

（単位：人）

		男	女	合計	構成比
200万歩達成者（記念品：ウインドブレーカー）	９０歳以上	171	197	368	10.6%
	８０～８９歳	917	909	1,826	52.6%
	７０～７９歳	587	602	1,189	34.3%
	６５～６９歳	52	35	87	2.5%
	合　計	1,727	1,743	3,470	100.0%
	構成比	49.8%	50.2%	100.0%	－

（単位：人）

		男	女	合計	構成比
500万歩達成者（記念品：ウエストポーチ）	９０歳以上	117	113	230	9.3%
	８０～８９歳	699	598	1,297	52.2%
	７０～７９歳	490	418	908	36.5%
	６５～６９歳	31	19	50	2.0%
	合　計	1,337	1,148	2,485	100.0%
	構成比	53.8%	46.2%	100.0%	－

（単位：人）

		男	女	合計	構成比
1000万歩達成者（記念品：リュックサック）	９０歳以上	89	68	157	8.5%
	８０～８９歳	576	437	1,013	54.9%
	７０～７９歳	380	280	660	35.8%
	６５～６９歳	13	3	16	0.9%
	合　計	1,058	788	1,846	100.0%
	構成比	57.3%	42.7%	100.0%	－

（年齢は令和3年度末時点。なお死亡、転出者は除く）

② 栄養･口腔機能低下予防事業

地域活動に協力してくれる在宅の「管理栄養士・栄養士」「歯科衛生士」や「健康づくり推進員」等を「担い手」として育成し、65歳以上の高齢者を対象に、「低栄養」「口腔機能の低下」予防をテーマとした介護予防教室（講話、お口の体操、レシピ紹介等）を実施する。

（単位:回数（回）、人数（人））

			元年度	2年度	3年度
研修会（管理栄養士・栄養士、歯科衛生士、健康づくり推進員等）		開催回数	27	18	37
		延参加者数	435	275	476
介護予防教室「おいしく食べよう健口教室」	定期講座	開催回数	18	15	15
		延参加者数	304	242	134
	出前講座	開催回数	55	6	109
		延参加者数	1,277	136	1,564

③ 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識啓発に資するため、広報紙を発行し、配布する。

		元年度	2年度	3年度
広報紙：介護保険だより（介護予防版）	発行部数	229,000	229,000	229,000
	発行時期	12月	12月	12月

④ 介護予防対策事業

高齢者がより身近な地域で気軽に参加できる地域ぐるみの自主的な取組に支援を行い、介護予防体制を構築していく。

ア 住民団体による「いきいき百歳体操」の取組

（単位：団体数(団体)、人数(人)）

		元年度	2年度	3年度
いきいき百歳体操の登録団体数等	登録団体数	150	151	158
	登録者数	3,540	3,800	4,028

イ 住民フレイルサポーターによるフレイルチェック会

21回 294人実施

⑤ 高齢者ふれあいサロン運営費補助事業

身近な地域の集いの場での高齢者等の住民同士の交流を通して、見守りや安否確認、参加者間の支え合い、体操等の取組を通した介護予防の充実を図る。

		元年度	2年度	3年度
週一回以上の定期的な活動を行う高齢者ふれあいサロン	サロン数	101	114	123
	登録者数	2,688	2,660	2,841

2 包括的支援事業

（1） 地域包括支援センターの設置状況

６か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	上段：名称 下段：運営法人名	上段：住所(尼崎市) 下段：職員の定数
中　央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	東本町4-103-11 特別養護老人ホーム ほがらか苑内
	(福)ほがらか会	定数4名
	尼崎市「中央西」地域包括支援センター	神田中通9-291 ナニワ診療所 内
	尼崎医療生活協同組合	定数5名
小　田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	金楽寺町2-7-7 喜楽苑地域ケアセンターあんしん24内
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「小田北」地域包括支援センター	潮江1-15-2-120 尼崎中央病院 北東
	(医)中央会	定数7名
大　庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	大庄西町4-3-9 老人保健施設サンプラザ平成内
	(福)サンシャイン	定数5名
	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター	崇徳院2丁目159 KマンションJINⅡ-1階
	(福)平成会	定数5名
立　花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	大西町3-17-18 ～あなたの街の相談室～介護と医療の窓口内
	(福)あかね	定数8名
	尼崎市「立花北」地域包括支援センター	富松町3-3-6デイサービスセンター 南野の庭内
	(福)みなみの	定数8名
武　庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	南武庫之荘1-25-18 阪急武庫之荘駅南西
	(福)きらくえん	定数5名
	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター	武庫元町1-26-3 西武庫交番東
	(福)真澄会	定数6名
園　田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	小中島2-10-20 特別養護老人ホーム 園田苑南西
	(福)阪神共同福祉会	定数7名
	尼崎市「園田北」地域包括支援センター	田能5-10-25 特別養護老人ホーム 春日苑内
	(福)田能老人福祉会	定数6名

※地域包括支援センターに配置されている職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）

※保健師等の等は、高齢者支援を含む地域ケア、地域保健等に関する経験を概ね1年以上有する看護師

※令和4年4月1日現在

（2） 総合相談支援、権利擁護業務（地域包括支援センター）

地域の高齢者に対して、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、実態の把握、相談業務を行い、適切な保健・医療・福祉等のサービス利用への支援及び権利擁護のための支援を行う。

相談実績

（単位：件）

地域包括支援センター名	中央東	中央西	小田南	小田北	大庄南	大庄北
総合相談	1,853	1,096	2,794	2,543	3,706	2,289
権利擁護	105	114	301	382	417	306
合　計	1,958	1,210	3,095	2,925	4,123	2,595

地域包括支援センター名	立花南	立花北	武庫東	武庫西	園田南	園田北	合計
総合相談	3,249	3,039	1,207	3,444	3,728	3,126	32,074
権利擁護	344	318	102	339	527	187	3,442
合　計	3,593	3,357	1,309	3,783	4,255	3,313	35,516

（3）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域包括支援センター）

地域の高齢者が安心して暮らせるように、介護支援専門員・主治医・関係機関等の職種相互の連携を構築し、状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援を行う。

① 包括的・継続的ケアマネジメント

介護保険以外の関わりも含め包括的・継続的ケアマネジメントを可能にする体制を作り、その体制のもとで、主任介護支援専門員が地域の介護支援専門員を支援して、個々の介護支援専門員が他職種・他機関と連携をとりながら高齢者を支える活動ができるような取り組みとして、主に次の業務を行った。

ア 行政機関（担当課、保健所、福祉事務所等）、病院等関係機関及び各種職能団体との連携

イ 地域福祉活動専門員、生活支援コーディネーターとの連携と協力体制の整備

ウ 地域の保健・医療・福祉サービス等に関する情報の収集及びつなぎ

エ 高齢者を対象とする効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整

オ ボランティア活動、NPO等によるサービス提供、地域の助け合いなどインフォーマルサービスと連携できる体制づくりの強化

カ 医療・介護連携支援センター「あまつなぎ」と協働した介護予防支援の推進や、研修会の企画・実施

② 介護支援専門員に対する個別支援

担当地域の介護支援専門員を支援して、そのケアマネジメント力を高めるために、主に次の業務を行った。

ア 地域の介護支援専門員や居宅介護支援事業所の把握や必要に応じた、同行訪問等のスーパーバイズ

イ 施設・病院と在宅との連携、他制度を円滑に利用するための関係機関との連携体制の構築と推進（関係機関がサービス担当者会議に参加できるような環境づくり）

ウ 地域の介護支援専門員に対し、相談窓口の開設・研修の実施や様々な機関が行う研修会等の情報提供

エ 支援困難事例に対する事例検討会議開催など

オ 介護支援専門員同士のネットワーク組織の育成

カ 個別のケアプランの作成指導、自立支援ケアマネジメントの理解促進

③ 地域ケア会議の開催

ア 個別ケア会議の開催

- 課題解決型
- 開催回数　３３回
- 内容　地域の介護支援専門員等から寄せられた支援困難事例の検討。関係機関や地域住民を交え、課題への対応策を図るとともに、事例に関係する関係者間のネットワークを強化した。

- 気付き支援型
- 開催回数　１２回（６１ケース検討）
- 内容　介護保険の理念に基づき、高齢者の健康寿命を伸ばし、生活の質（QOL）を高めるために、ケアマネジャーや多職種（その他の医療介護専門職等）の気付き（学び）を支援する多職種連携による事例の検討を実施した。

イ 代表者会議の開催

- 開催回数　２回（他、拡大アドバイザー会議：１件）
- 内容　個別ケア会議で検討した事例の中から、地域課題を含むものを抽出し、地域の関係機関の代表が集まって、個別事例の対応方法を検討するとともに、地域課題の発見や地域に必要な資源開発や地域づくりを検討するもの。
  ※令和３年度は100人規模の参集型で行っていた代表者会議は中止し、オンラインによる地域ケア会議代表者会議（モデル実施）を2回行った。
  ①今後の会議開催のあり方の検討について（令和3年7月27日開催）
  ②オンラインによる地域ケア会議代表者会議での事例検討（令和3年10月21日開催）
  ③オンラインによる地域ケア会議代表者会議での事例検討（令和4年1月25日開催）

（4） 生活支援サービス体制整備

生活支援コーディネーターの配置により、多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制の推進を図る。

① 配置人数　12人
② 委託先　社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
③ 活動実績

・市民に対する地域福祉活動の理解促進に向けた啓発 ・担い手の確保・育成及び担い手と地域福祉活動を結びつける事業	開催回数	93
	参加者数	2,113
・地域福祉活動（見守り活動を含む）の立ち上げ支援 ・地域福祉活動グループの組織化及び活動支援	訪問型見守り活動	65
	集いの場・介護予防	144
	生活支援活動	42
	その他	140
・地域福祉のネットワーク形成に向けた支援	支援回数	118
	参加団体・者数	1,056

（5） 医療・介護連携推進

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な医療・介護を提供するための連携体制の構築を図る。

① 医療・介護連携協議会における取組（コアメンバーワーキングを含めて全8回開催）
ア　人づくり
・あまつなぎ研修会の開催（4回）
・地域包括支援センターとの共催研修（7回）
・その他研修（3回）
イ　ものづくり
・バイタルリンクの活用促進
・入退院調整シートの改訂
・オンラインを活用した退院時カンファレンス手順書の作成
・あまやくポケットの導入
ウ　市民の意識づくり
・学生を巻き込んだ地域住民向けワークショップの開催（2回）
・市政出前講座の実施（3回）
・講演会やフォーラム等での周知

（6） 認知症総合支援事業

高齢化の進展に伴い、認知症の人は更に増加が見込まれていることから、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域包括ケアを実現する。

① 認知症施策推進会議の設置

本市が取り組むべき課題及び認知症施策の推進方策について関係機関と連携を図るとともに、広く意見を求めることを目的として設置する。

ア 設置年月日　 平成26年8月4日

イ 組織
　・構成員数　 11人以内 （令和4年3月31日現在 9人）
　・任期　 3年
　・構成　 学識経験者、認知症に係る保健医療関係者、認知症の人の家族の代表者、介護サービス等に関する事業者及び職能団体、地域における福祉関係者のうちから市長が委嘱する。

ウ 令和3年度開催回数　 3回

② 認知症地域支援推進員の配置
　地域包括支援センター（12ヶ所）に認知症地域支援推進員を配置し認知症相談センターの機能と医療・介護と地域の連携に向けた取り組みを開始。 認知症相談 3,169件 （令和3年度）

③ 認知症ケアネット作成
ア 各地域包括支援センターと社会福祉協議会各支部で日常生活圏域ごとに地域資源情報を共有し、認知症の状態に応じて利用できる資源情報を相談時に活用できるよう整理。尼崎市版として市ホームページで公開。

イ 早期発見と支援につなぐため「もの忘れ気づきのチェックシート（相談窓口も掲載）」を作成し配布

ウ 認知症に関する不安や心配を抱える市民対象に認知症に関する地域のさまざまな情報を盛り込んだ「尼崎市認知症あんしんガイド」を発行。

④ 認知症高齢者介護者支援事業
　認知症高齢者を介護する家族等を支援するため、専門医による相談窓口の設置及び認知症基礎講座を実施するとともに、認知症に関する啓発事業、地域包括支援センター職員等への技術支援、認知症サポーター養成講座を行う。

ア 高齢者こころの相談

（単位：人）

年度	元年度	2年度	3年度
相談人数	15	17	23

イ 家族のための認知症基礎講座 （令和元年度より認知症コミュニケーション講座）

（単位：回数(回)、人数(人)）

年度	元年度	2年度	3年度
開催回数	2	3	4
参加者数	28	50	51

エ 認知症サポーター養成講座

　地域や職域、学校などで認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守る応援者サポーターとして、身近なところで何ができるかなどを学ぶ講座。

（単位：人）

年度	元年度	2年度	3年度
受講者数	2,822	956	783
開催回数	124回	32回	41回

延受講者数　 24,080人（令和3年度末）

⑤ キャラバン・メイト養成研修

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」を増やすため、サポーター養成講座の講師役「キャラバン・メイト」を養成する。（令和2年度1回開催 30名養成、令和3年度実施無し）

⑥ 認知症みんなで支えるSOSネットワーク事業
認知症の人が、もし行方不明になった場合に備えて、警察や協力機関と連携して早期発見・保護につなげる仕組み。行方不明が心配な人の事前登録や発見協力機関を随時拡大。
　事前登録者数743人（令和3年度末）

【参考：一般会計】 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
認知症の人が、日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を補償する保険。 加入者数 685人(令和3年度末)

3 任意事業

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができること及び介護保険事業の安定化を図るとともに、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とする。

(1) 家族介護慰労事業

要介護4又は5に相当する市県民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった者を現に介護している家族に、家族介護慰労金を支給する。(年額10万円)

(単位:人)

年度	元年度	2年度	3年度
人数	0	0	0

(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業

災害復興公営住宅等のシルバーハウジングに生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認等を行い、在宅生活を支援する。

(市営団地7か所、県営団地2か所※)　(単位:件)

団地名	実施戸数	派遣人数	委託先	生活相談 A	安否確認 B	合計 (A+B)
神崎北	30	1	(福)阪神共同福祉会	272	1,998	2,270
久々知	10			134	866	1,000
水堂※	270	5	(福)長生福祉会	769	26,054	26,823
西長洲北	30	3	(福)きらくえん	150	1,856	2,006
今福	30			186	2,032	2,218
金楽寺※	32			166	1,738	1,904
潮江	60			185	2,512	2,697
道意	30	1	(福)サンシャイン	2,505	3,779	6,284
築地北	30	1	(福)ほがらか会	954	2,533	3,487
合計	522	11		5,321	43,368	48,689

(3) 認知症高齢者等GPS利用支援サービス事業

在宅の認知症高齢者(若年性認知症により要介護認定を受けている者を含む。)が屋外でひとり歩きしたときに、早期に発見する位置情報検索システムを活用し、事故防止など家族の介護負担の軽減を図る。(端末機利用登録手数料:7,700円(税込)又は5,500円(税込)を市が負担) (委託先:社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会)

(単位:人)

年度	元年度末	2年度末	3年度末
登録者数	37	55	51

（4）高齢者向けグループハウス運営事業

要支援2、要介護1または2の認定を受けている65歳以上の在宅独居高齢者に対し、24時間見守り等のケアを行い自立した生活が営めるよう支援する。（委託先：社会福祉法人 阪神共同福祉会）

（単位:人）

年度	元年度	2年度	3年度
年度末入居者数	16	15	14

（5）在宅高齢者等あんしん通報システム事業

在宅ひとり暮らし高齢者等における家庭内の事故等による通報に随時（24時間・365日）対応し、在宅ひとり暮らし高齢者等の日常生活の安全確保や不安の解消に努め、在宅生活を支援する。

※令和3年度から事業開始。

（単位：件）

年度	3年度
利用世帯数	441

（6）住宅改造相談事業

要支援1以上の認定を受けている者の日常生活を支援するため、その身体状況に応じた住宅改造を行う場合、相談及び助言を行う。（委託先：社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会）

（単位:件）

年度	元年度	2年度	3年度
助成件数	57	73	74

（7）家族介護用品支給事業

重度（要介護4・5）で、市県民税非課税世帯の在宅高齢者等を介護している家族に対して、介護用品（紙おむつ等）を支給し、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図る。

年度	元年度	2年度	3年度
支給件数（件）	2,404	2,381	2,420
支給額（円）	9,919,308	9,837,891	10,760,887

（8）介護マーク普及事業

介護する方が周囲から誤解や偏見を受けることがないよう、介護中に利用していただく「介護マーク」を配布するとともに、マークの普及・啓発を図る。

（単位:件）

年度	元年度	2年度	3年度
配布者数	22	14	11

（9）成年後見制度利用支援事業

契約締結等に必要な判断能力が不十分な身寄りのない認知症高齢者等に代わり、市が家庭裁判所に対し成年後見等開始の申し立てを行う。また、助成を受けなければ制度利用が困難と認められる者に対しては、当該制度に係る費用の全部または一部を助成する。

（単位：件）

年度	元年度	2年度	3年度
申立件数	16	14	27
助成件数	136	189	203

（10）高齢者緊急一時保護事業

虐待を受けたり、認知症で徘徊中に警察などに保護された高齢者、または入院等により介護者がいなくなった要介護高齢者等を緊急に福祉施設に一時保護し、その間に施設入所やショートステイ等次の支援につなげていく。

（単位：件数(件)、日数(日)）

年度	元年度	2年度	3年度
発生件数	10	11	14
保護延日数	169	171	209

※平成22年10月より事業を開始し、23年度までは一般会計で予算執行

（11）権利擁護推進事業

成年後見支援に係るセンターを運営し、権利擁護に関わる相談をうけ、地域包括支援センター等の窓口と協働で対応する。ケースによっては、市民後見人を就任させるなどにより、対応後の支援にも継続的に関わる。

（単位：件）

年度	元年度	2年度	3年度
高齢者相談件数	1,049	1,153	1,059

Ⅷ その他

１　広報活動

（1）　パンフレットの作成・配布　　　　　【令和3年4月～令和4年3月】

- 介護保険事業担当課、各支所地域福祉担当、各地域包括支援センター等で窓口配布

（2）　保険料のしおり

【保険料決定通知書に同封、令和3年度中に65歳到達者、転入者へは随時発送】

（3）　介護保険だよりの発行　　　　　【令和3年6月、令和3年12月発行】

令和3年6月	令和3年12月
229，000部発行	229，000部発行
市内一円戸別配布 225，000部	市内一円戸別配布 225，000部
公共施設窓口設置　　4，000部	公共施設窓口設置　　4，000部

- 点字版・CD版の作成・配付

　市報希望者等への郵送および公共施設等への設置

（4）　市報あまがさきへの掲載

- ４月号　65歳以上の方の介護保険料について
- ６月号　介護保険料の決定、減免申請について

（5）　市民への説明（市政出前講座）等

種　　別	回数	参加者
市政出前講座	3	32
その他講座等	－	－
合　　計	3	32

※回数減の理由はコロナ禍による自治会等の研修会の中止による

（6）　ホームページへの掲載

- 随時　　介護保険事業担当課ホームページ更新

２　苦情相談件数　※対応困難事例のみ

項　　　　目	件　　数
サービスの質・量に関するもの	17
サービス事業所等に関するもの	16
従業者に関するもの	5
契約等に関するもの	11
不正等の通報に関するもの	5
介護保険制度に関するもの	3
その他（利用者間のトラブル等）	11
合　　　　計	68

3　尼崎市内 介護保険事業所・施設数

（1）介護保険事業所・施設数

区分	サービス種類	元年度	2年度	3年度
ア	居宅介護支援	226	222	218
	訪問介護	287	282	288
	訪問入浴介護	6	6	6
	訪問看護	70	76	81
	訪問リハビリテーション	5	5	5
	居宅療養管理指導	0	0	0
	通所介護	85	85	85
	通所リハビリテーション	12	12	13
	短期入所生活介護	27	28	29
	短期入所療養介護	13	13	14
	特定施設入居者生活介護	13	13	13
	福祉用具貸与	33	34	34
	特定福祉用具販売	31	33	33
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	5
	夜間対応型訪問介護	1	1	1
	地域密着型通所介護	103	106	108
	認知症対応型通所介護	16	14	14
	小規模多機能型居宅介護	17	17	17
	認知症対応型共同生活介護	27	28	29
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	3	3
	複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	3	3	3
ウ	介護老人福祉施設	22	22	23
	介護老人保健施設	13	13	14
	介護療養型医療施設	0	0	0
合　計		1,019	1,022	1,038

※1　事業所・施設数は各年度3月31日現在の数。ただし、医療機関のみなし指定は除く。
※2　区分アは居宅介護支援及び居宅サービス、イは地域密着型サービス、ウは介護保険施設を指す。
※3　平成28年度以降の数値は、それぞれ翌年度の6月1日現在、届出済（処理済）の事業所データに基づく。

（2）市内の介護保険施設（令和4年3月31日現在）

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	中央	特別養護老人ホームほがらか苑	東本町4丁目103-11	97
2	中央	特別養護老人ホームはなみずき	西難波町5丁目12-1	100
3	小田	特別養護老人ホーム西長洲荘	西長洲町3丁目3-20	114
4	小田	特別養護老人ホーム喜楽苑	長洲西通2丁目8-3	50
5	小田	特別養護老人ホーム高齢者総合福祉施設あまの里	下坂部3丁目2-40	80
6	小田	特別養護老人ホームゆめパラティース	下坂部3丁目3-1	100
7	小田	特別養護老人ホーム芦風荘	西長洲町1丁目3-1	110
8	小田	特別養護老人ホームアマルネス・ガーデン	西長洲町2丁目35-1	100
9	大庄	特別養護老人ホームサンホームあまがさき	大庄北3丁目15-1	70
10	大庄	特別養護老人ホームサンホーム大庄西	大島3丁目9-1	100
11	大庄	尼崎特別養護老人ホームラガール	大庄西町4丁目4-1	100
12	立花	特別養護老人ホーム南野の月	富松町3丁目2-37	65
13	立花	特別養護老人ホーム南野の庭	富松町3丁目6-20	30
14	立花	特別養護老人ホームロータス・ガーデン	栗山町1丁目20-20	85
15	武庫	特別養護老人ホームサンフォート武庫之荘	武庫之荘9丁目34-16	80
16	武庫	特別養護老人ホーム博寿苑	武庫元町2丁目23-15	60
17	武庫	特別養護老人ホーム武庫之荘ホール	武庫町4丁目4-20	70
18	園田	特別養護老人ホーム春日苑	田能5丁目10-25	60
19	園田	特別養護老人ホームらくらく苑	田能4丁目2-50	105
20	園田	特別養護老人ホーム北之庄らくらく苑	田能3丁目5-28	70
21	園田	特別養護老人ホーム園田苑	小中島1丁目1-18	50
22	園田	特別養護老人ホームアマリリス	若王寺3丁目16-3	90
23	園田	特別養護老人ホームけま喜楽苑	食満2丁目22-1	55

② 地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	立花	地域密着型特別養護老人ホーム立花あまの里	水堂町1丁目10-37	29
2	園田	春日苑東館地域密着型特養	田能5丁目10-55	15
3	園田	特別養護老人ホームカラー尼崎	口田中1丁目16-2	29

③ 介護老人保健施設（老人保健施設）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	中央	老人保健施設友の家	東本町2丁目51	50
2	中央	介護老人保健施設なにわローランド	東難波町1丁目3-10	96
3	中央	フローリス介護老人保健施設	西難波町6丁目11-6	100
4	中央	介護老人保健施設だいもつ	東大物町1丁目1-1	100
5	小田	介護老人保健施設ローランド	潮江2丁目1-10	126
6	大庄	老人保健施設サンプラザ平成	大庄西町4丁目3-9	50
7	立花	老人保健施設南野の郷	富松町3丁目33-22	100
8	立花	医療法人尼崎厚生会（財団）立花介護老人保健施設	立花町4丁目4-23	68
9	立花	介護老人保健施設武庫之荘	南武庫之荘2丁目10-30	54
10	武庫	尼崎医療生協介護老人保健施設ひだまりの里	南武庫之荘11丁目12-1	95
11	園田	医療法人旭会そのだ介護老人保健施設	東園田町2丁目48-8	65
12	園田	尼崎老人保健施設ブルーベリー	上坂部2丁目24-5	150
13	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺丁目13-20	20
14	園田	介護老人保健施設はくほう	若王寺丁目13-20	80

⑤ 特定施設入居者生活介護事業所（養護老人ホーム・介護付有料老人ホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	中央	長安寮	東難波町4丁目9-27	50
2	小田	ウエルハウス尼崎	杭瀬南新町4丁目5-3	146
3	小田	ウエルハウス尼崎Ⅱ番館	杭瀬南新町4丁目5-3	75
4	小田	パストラール尼崎	潮江1丁目10-2	174
5	小田	介護付有料老人ホームトワイエ久々知	久々知3丁目2-1	48
6	小田	ソーシャルコート杭瀬	杭瀬本町3丁目1-11	66
7	大庄	介護付有料老人ホームラウレート武庫川	武庫川町1丁目9	45
8	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン塚口	塚口本町1丁目30-1	100
9	立花	介護付有料老人ホームプレザンメゾン立花	立花町1丁目24-42	48
10	武庫	そんぽの家武庫之荘	常松1丁目22-3	48
11	園田	そんぽの家尼崎田能	田能5丁目1-28	45
12	園田	介護付有料老人ホームアットホームふじた	東園田町1丁目77	50
13	園田	チャーム尼崎東園田	東園田町5丁目61-1	64

⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護事業所（介護付有料老人ホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	大庄	コウダイケアサービス株式会社介護付有料老人ホームうさぎの里	稲葉元町2丁目1-12	29
2	大庄	介護付有料老人ホームラウレート	武庫川町1-8	29

（3）市内の地域密着型サービス事業所（令和４年３月３１日現在）

※ 宿泊又は入居を伴うサービスに限る。

※ （2）に掲げた地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所は除く。

① 小規模多機能型居宅介護

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	中央	小規模多機能型居宅介護のむら	大物町1丁目10-17	25
2	中央	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵西難波町	西難波町2丁目28-7	29
3	小田	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎下坂部･小規模多機能	下坂部3丁目18-8	29
4	小田	ルミネ尼崎	潮江2丁目19-7	25
5	小田	セントケア小規模多機能尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	29
6	大庄	サンホームあまがさき東館ゆとり庵『一歩』	大庄北3丁目14-27	29
7	大庄	小規模多機能型居宅介護プチとまとちゃん	大庄中通5丁目14-17	24
8	大庄	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎大島･小規模多機能	大島1丁目10-1	24
9	大庄	尼崎小規模多機能施設ラガール	大庄西町4丁目4-1	25
10	立花	オアシス尼崎立花小規模多機能型居宅介護事業所	上ノ島町3丁目25-25	29
11	立花	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎三反田･小規模多機能	三反田町2丁目11-33	24
12	武庫	パナソニックエイジフリーケアセンター尼崎南武庫之荘･小規模多機能	南武庫之荘10丁目1-7	24
13	武庫	愛･小規模多機能武庫之荘	南武庫之荘4丁目18-31	29
14	武庫	パンセ武庫之荘ホーム	武庫之荘本町1丁目18-26	29
15	武庫	小規模多機能型居宅介護ゆとり庵武庫之荘	武庫之荘8丁目13-1	29
16	武庫	小規模多機能型居宅介護たのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	6
17	園田	小規模多機能ホーム園田館	若王寺2丁目20-5	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

② 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	小田	かんたき尼崎	次屋1丁目9-1	29
2	武庫	かんたき武庫之荘	武庫豊町2丁目12-6	29
3	大庄	看護小規模多機能型居宅介護桜うさぎ	稲葉元町2丁目1-12	24

※ 定員は登録定員であり、宿泊定員の数とは異なる。

③ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

No.	地域	名　称	所在地	定員
1	中央	グループホームほのぼの建家	建家町68	18
2	中央	グループホームたのしい家出屋敷	宮内町2丁目123-1	18
3	中央	グループホームほのぼの	神田南通2-50	18
4	小田	グループホームたのしい家金楽寺	金楽寺町2丁目6-4	18
5	小田	セントケアホーム尼崎	杭瀬寺島1丁目4-48	18
6	小田	次屋の郷いな穂	次屋4丁目3-9	18
7	小田	グループホームここから尼崎小田	西川2丁目37-3	18
8	大庄	グループホームいなばの夢うさぎ	稲葉元町2丁目14-1	18
9	大庄	ニチイケアセンター尼崎稲葉荘	稲葉荘4丁目5-10	18
10	大庄	グループホームはたなか	大庄西町1丁目10-15	18
11	大庄	グループホームサンプラザやすらぎ	蓬川町331-4	18
12	大庄	グループホームひだまりの郷大島五番館	道意町４丁目33-2	18
13	大庄	尼崎グループホームラガール	大庄西町4丁目4-1	18
14	立花	シニアケア塚口	南塚口町8丁目3-15	18
15	立花	シニアケアサザン塚口	南塚口町8丁目3-21	18
16	立花	愛の家グループホーム尼崎尾浜町	尾浜町3丁目25-1	18
17	立花	丸尾グループホーム「なごみ苑」	水堂町3丁目16-8	18
18	立花	愛の家グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘東2丁目19-39	18
19	武庫	愛･グループホーム尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目18-19	18
20	武庫	グループホームこころあい武庫之荘	南武庫之荘8丁目17-28	18
21	武庫	武庫の里ケアハートガーデングループホームときとも	武庫の里2丁目26-20	18
22	武庫	グループホームあじさい	武庫町1丁目29-18	17
23	武庫	グループホームきらら尼崎武庫之荘	武庫之荘本町3丁目12-23	18
24	武庫	グループホームたのしい家武庫之荘	武庫之荘5丁目13-12-2	18
25	園田	グループホーム「春日の家」	田能5丁目10-25	12
26	園田	グループホームたのしい家園田	東園田町9丁目15-7	18
27	園田	グループホームきらら尼崎園田	瓦宮2丁目10-41	18
28	園田	グループホームいなの家	食満2丁目22-1	18
29	園田	尼崎ケアセンターそよ風	食満7丁目17-1	18

4　尼崎市地域包括支援センター運営部会

（1）設置年月日　　　　　　平成26年4月1日

（2）設置目的

地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関として設置される「地域包括支援センター」の公正・中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、尼崎市地域包括支援センター運営部会（以下「部会」という）を設置する。

本部会は、平成18年4月1日に設置した「尼崎市地域包括支援センター運営協議会」を平成26年4月1日から、尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会の部会として位置付けたものである。

(3)組織

・委員数　20人以内 （令和4年3月31日現在　16人）

・任期　　3年

・構成　　委員は、次の者のうちから市長が委嘱する。

① 介護サービス等に関する事業者及び職能団体等
② 介護サービスの利用者及び介護保険の被保険者等
③ 地域における福祉関係者
④ 地域ケア等に関する学識経験を有する者
⑤ その他、保健・医療・福祉について知識経験を有する者

（4）所掌事項

① 地域包括支援センターの設置に関すること
② 地域包括支援センターの運営に関すること
③ 地域包括支援センターの介護予防マネジメントの委託に関すること
④ 地域包括支援センターの業務の公正・中立を確保するための、事業内容等の評価に関すること
⑤ 地域包括ケアシステムの形成に向けた地域資源のネットワーク化に関すること
⑥ その他地域包括支援センターに関し必要なこと

（5）令和3年度開催回数

運営部会　3回（令和3年7月5日、令和3年11月15日、令和4年2月21日）

（6）地域包括支援センターについて

6か所の日常生活圏域ごとに2か所ずつ、合計12か所の地域包括支援センターを設置している。

日常生活圏域	名　　称	
中　央	尼崎市「中央東」地域包括支援センター	尼崎市「中央西」地域包括支援センター
小　田	尼崎市「小田南」地域包括支援センター	尼崎市「小田北」地域包括支援センター
大　庄	尼崎市「大庄南」地域包括支援センター	尼崎市「大庄北」地域包括支援センター
立　花	尼崎市「立花南」地域包括支援センター	尼崎市「立花北」地域包括支援センター
武　庫	尼崎市「武庫東」地域包括支援センター	尼崎市「武庫西」地域包括支援センター
園　田	尼崎市「園田南」地域包括支援センター	尼崎市「園田北」地域包括支援センター

5　尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会

（1）設置年月日

　平成25年10月9日

（2）設置目的

　尼崎市介護保険事業計画に基づく指定地域密着型サービス事業者（介護予防を含む。以下「事業者」という。）の指定を受けるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、尼崎市指定地域密着型サービス事業者等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
　本委員会は、平成19年8月1日に設置した「尼崎市地域密着型サービス事業者選定委員会」を、平成25年10月9日から、市長の付属機関として位置付けたものである。

(3)組織

・委員数　5人以内 （令和3年3月31日現在　5人）
・任期　3年
・構成　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（4）所掌事項

①　事業者の募集に係る条件等に関すること
②　事業者選定の基準を策定すること
③　事業者の審査を行うこと
④　②による選定の基準に基づき審査し、最適な事業者を選定し、市長に意見を述べること
⑤　その他事業者の選定に係る必要な事項を決定すること

（5）令和3年度開催回数

　1回（令和3年11月17日）

　※これまで、地域密着型サービスと広域型サービスとを別々の選定委員会で選定していたが、複合的なサービスの整備を行う事業所が出てくることを想定し、総合的で効率的かつ効果的な選定を行うことを目的とし、令和4年7月1日以降、「尼崎市介護保険施設設置事業者等選定委員会」に統合する。

令和4年7月1日からの選定委員会の構成

～令和4年6月30日		令和4年7月1日～
尼崎市特別養護老人ホーム設置法人等選定委員会	⇒	尼崎市介護保険施設設置事業者等選定委員会
尼崎指定地域密着型サービス事業者等選定委員会	⇗	

６ 尼崎居宅介護支援事業連絡会

（1） 設立

平成12年2月3日

（2） 目的

尼崎市で事業展開を行う居宅介護支援事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、及びサービスの質の向上等に取り組むことを目的とする。

（3） 会員数

147事業者（令和4年3月31日現在）

（4） 主な活動内容

① 介護サービスの質の向上に関する研修会・連絡会等の開催
② 介護サービスに関する情報の共有のための諸事業
③ 介護保険等に関する事業者間の連絡及び協力体制の確保

日　時	項　目	内　容
令和3年4月6日 （2021年）	幹事会	5月総会及び全体研修会について
3年4月6日	会計監査	令和2（2020）年度会計監査の実施
3年5月11日	幹事会	定例会（総会資料確認及び具体的研修計画）
3年5月11日	総会	令和2（2020）年度事業報告・決算報告・会計監査報告 令和3（2021）年度事業計画及び予算等について
3年5月11日	第1回 全体研修会	【講　義】 テーマ：　生活保護制度について　保護の現状（貧困の連鎖の防止） ～格差社会において、ケアマネジャーはいかに業務を進めていけばよいか～ 講　師：　関西国際大学大学院　教育学部　教授　道中　隆　氏
3年6月18日	幹事会	定例会
3年7月20日	幹事会	定例会
3年7月20日	第2回 全体研修会	【講義】 テーマ：　第8期尼崎市保健福祉計画について 講　師：　尼崎市健康福祉局　高齢介護課　課長　友弘　真由美　氏 テーマ：　医療と介護の連携のシステムやツール紹介 講　師：　あまつなぎ　コーディネーター
3年8月27日	幹事会	定例会
3年9月24日	幹事会	定例会
3年9月24日	第3回 全体研修会	【講義】 テーマ：　尼崎市の防災について～介護サービス利用者の安全確保のために～ 講　師：　尼崎市危機管理安全局　災害対策課　係長　朝野　哲司　氏 テーマ：　ケアマネジャーとしての防災対策～ケアプランにおける防災計画の活かし方～ 講　師：　特別養護老人ホーム　西長洲荘　主任ケアマネジャー　粟野　真造　氏
3年10月19日	幹事会	定例会
3年11月12日	幹事会	定例会
3年11月12日	第4回 全体研修会	【講義】 テーマ：　ケアマネジャーの業務負担軽減を考える ～事務作業の効率化を図ろう～ 講　師：　兵庫県介護支援専門員協会芦屋支部　支部長 芦屋ハートフル居宅介護支援事業所　所長　神田　信治　氏 代表取締役社長　山内　知樹　氏
3年11月12日	情報交換会 懇親会	開催中止
4年1月18日 （2022年）	幹事会	定例会
4年2月15日 （2022年）	幹事会	定例会
4年2月15日 （2022年）	第5回 全体研修会	【講義】 テーマ：　ケアマネジャーの資質向上のために　～実践ケアマネジャー業務～ 講　師：　一般社団法人あたご研究所　代表　後藤　佳苗　氏
4年3月25日 （2022年）	幹事会	臨時会（令和4年度事業計画及び総会）

Ⅸ　財政・条例等

1 財政

（歳入）　（単位：円）

款 項 目	30決算	R元決算	R2決算	R3当初予算	R3決算見込	R4当初予算
04 介護保険料	9, 075, 111, 158	8, 799, 327, 646	8, 458, 715, 904	8, 676, 384, 000	8, 697, 374, 747	8, 635, 014, 000
05 介護保険料	9, 075, 111, 158	8, 799, 327, 646	8, 458, 715, 904	8, 676, 384, 000	8, 697, 374, 747	8, 635, 014, 000
05 第1号被保険者保険料	9, 075, 111, 158	8, 799, 327, 646	8, 458, 715, 904	8, 676, 384, 000	8, 697, 374, 747	8, 635, 014, 000
35 使用料及び手数料	874, 080	881, 510	748, 983	983, 000	1, 049, 237	942, 000
10 手数料	874, 080	881, 510	748, 983	983, 000	1, 049, 237	942, 000
05 手数料	874, 080	881, 510	748, 983	983, 000	1, 049, 237	942, 000
40 国庫支出金	10, 150, 936, 923	10, 548, 227, 829	11, 171, 117, 396	11, 399, 091, 000	11, 407, 914, 777	11, 619, 477, 000
05 国庫負担金	7, 125, 945, 828	7, 330, 840, 000	7, 625, 174, 019	7, 926, 990, 000	8, 013, 788, 219	8, 167, 586, 000
10 介護給付費負担金	7, 125, 945, 828	7, 330, 840, 000	7, 625, 174, 019	7, 926, 990, 000	8, 013, 788, 219	8, 167, 586, 000
10 国庫補助金	3, 024, 991, 095	3, 217, 387, 829	3, 545, 943, 377	3, 472, 101, 000	3, 394, 126, 558	3, 451, 891, 000
10 調整交付金	2, 313, 196, 000	2, 530, 811, 000	2, 772, 287, 000	2, 664, 550, 000	2, 635, 269, 000	2, 901, 742, 000
25 地域支援事業交付金	624, 471, 095	600, 056, 829	596, 060, 377	640, 941, 000	588, 474, 558	416, 534, 000
30 介護保険事業費補助金	87, 324, 000	0	6, 490, 000	10, 462, 000	10, 101, 000	1, 501, 000
35 保険者努力支援交付金	－	－	77, 130, 000	79, 296, 000	79, 296, 000	66, 002, 000
35 保険者機能強化推進交付金	－	86, 520, 000	76, 218, 000	76, 852, 000	76, 852, 000	66, 112, 000
45 介護保険災害臨時特例補助金	－	－	17, 758, 000	－	4, 134, 000	－
41 支払基金交付金	10, 753, 589, 278	11, 089, 944, 000	11, 519, 684, 744	12, 109, 632, 000	11, 905, 745, 000	12, 418, 151, 000
05 支払基金交付金	10, 753, 589, 278	11, 089, 944, 000	11, 519, 684, 744	12, 109, 632, 000	11, 905, 745, 000	12, 418, 151, 000
05 介護給付費交付金	10, 254, 182, 000	10, 598, 629, 000	11, 060, 882, 744	11, 599, 821, 000	11, 455, 259, 000	11, 955, 568, 000
10 地域支援事業交付金	499, 407, 278	491, 315, 000	458, 802, 000	509, 811, 000	450, 486, 000	462, 583, 000
45 県支出金	5, 649, 666, 000	5, 845, 553, 000	6, 162, 663, 421	6, 403, 432, 000	6, 302, 587, 000	6, 473, 629, 000
05 県負担金	5, 306, 304, 000	5, 500, 049, 000	5, 822, 162, 421	6, 035, 757, 000	5, 966, 671, 000	6, 223, 374, 000
05 介護給付費負担金	5, 306, 304, 000	5, 500, 049, 000	5, 822, 162, 421	6, 035, 757, 000	5, 966, 671, 000	6, 223, 374, 000
10 県補助金	343, 362, 000	345, 504, 000	340, 501, 000	367, 675, 000	335, 916, 000	250, 255, 000
05 地域支援事業交付金	343, 362, 000	345, 504, 000	340, 501, 000	367, 675, 000	335, 916, 000	250, 255, 000
50 財産収入	4, 458, 288	1, 399, 358	1, 203, 261	6, 547, 000	5, 465, 462	3, 436, 000
05 財産運用収入	4, 458, 288	1, 399, 358	1, 203, 261	6, 547, 000	5, 465, 462	3, 436, 000
10 利子及び配当金	4, 458, 288	1, 399, 358	1, 203, 261	6, 547, 000	5, 465, 462	3, 436, 000
60 繰入金	5, 987, 970, 556	6, 548, 300, 939	6, 995, 772, 030	7, 876, 248, 000	7, 610, 345, 065	8, 156, 617, 000
05 他会計繰入金	5, 987, 970, 556	6, 548, 300, 939	6, 961, 755, 030	7, 433, 275, 000	7, 243, 635, 065	7, 573, 724, 000
05 他会計繰入金	5, 987, 970, 556	6, 548, 300, 939	6, 961, 755, 030	7, 433, 275, 000	7, 243, 635, 065	7, 573, 724, 000
10 基金繰入金	0	0	34, 017, 000	442, 973, 000	366, 710, 000	582, 893, 000
10 介護給付費準備基金繰入金	0	0	34, 017, 000	442, 973, 000	366, 710, 000	582, 893, 000
65 繰越金	602, 663, 126	998, 081, 761	465, 084, 559	1, 000	874, 396, 281	1, 000
05 繰越金	602, 663, 126	998, 081, 761	465, 084, 559	1, 000	874, 396, 281	1, 000
05 繰越金	602, 663, 126	998, 081, 761	465, 084, 559	1, 000	874, 396, 281	1, 000
70 諸収入	82, 993, 314	19, 009, 567	33, 025, 984	10, 258, 000	23, 890, 741	11, 192, 000
05 延滞金、及び過料	949, 920	1, 158, 759	1, 158, 075	972, 000	1, 636, 223	1, 046, 000
05 第1号被保険者延滞金	949, 920	1, 158, 759	1, 158, 075	972, 000	1, 636, 223	1, 046, 000
30 雑入	82, 043, 394	17, 850, 808	31, 867, 909	9, 286, 000	22, 254, 518	10, 146, 000
05 滞納処分費	0	0	0	1, 000	0	1, 000
10 第三者納付金	6, 716, 920	5, 141, 966	12, 627, 159	7, 254, 000	9, 748, 069	8, 162, 000
15 返納金	73, 174, 541	9, 493, 119	15, 747, 541	1, 000	9, 014, 487	1, 000
20 雑入	2, 151, 933	3, 215, 723	3, 493, 209	2, 030, 000	3, 491, 962	1, 982, 000
合　計	42, 308, 262, 723	43, 850, 725, 610	44, 808, 016, 282	46, 482, 576, 000	46, 828, 768, 310	47, 318, 459, 000
対前年度比	1. 02	1. 04	1. 06	1. 04	1. 05	1. 02

（歳出）　（単位：円）

款 項 目	30決算見込	R1決算決算	R2決算見込	R3当初予算	R3決算見込	R4当初予算
05 総務費	844, 177, 950	837, 326, 142	766, 393, 572	904, 715, 000	814, 584, 257	987, 397, 000
05 総務管理費	844, 177, 950	837, 326, 142	766, 393, 572	904, 715, 000	814, 584, 257	987, 397, 000
05 一般管理費	582, 636, 191	549, 589, 086	538, 939, 515	542, 347, 000	589, 675, 500	573, 860, 000
10 連合会負担金	2, 344, 302	2, 355, 804	2, 361, 366	2, 358, 000	2, 358, 108	2, 352, 000
15 賦課徴収費	27, 177, 593	27, 873, 988	40, 336, 302	72, 375, 000	51, 973, 658	71, 946, 000
20 介護認定費	232, 019, 864	257, 507, 264	184, 756, 389	287, 635, 000	170, 576, 991	339, 239, 000
10 保険給付費	37, 645, 154, 603	39, 422, 994, 267	40, 797, 123, 942	42, 969, 559, 000	42, 378, 132, 519	44, 288, 046, 000
	1. 07	1. 05	1. 08	1. 05	1. 04	1. 03
05 介護サービス等諸費	36, 597, 356, 672	38, 192, 256, 173	39, 453, 384, 061	41, 608, 933, 000	40, 997, 184, 369	42, 806, 711, 000
05 介護サービス等給付費	36, 557, 696, 966	38, 151, 017, 831	39, 411, 522, 667	41, 568, 441, 000	40, 956, 718, 036	42, 763, 585, 000
10 審査支払手数料	39, 659, 706	41, 238, 342	41, 861, 394	40, 492, 000	40, 466, 333	43, 126, 000
10 高額介護サービス費	1, 047, 797, 931	1, 230, 738, 094	1, 343, 739, 881	1, 360, 626, 000	1, 380, 948, 150	1, 481, 335, 000
05 高額介護サービス費	1, 047, 797, 931	1, 230, 738, 094	1, 343, 739, 881	1, 360, 626, 000	1, 380, 948, 150	1, 481, 335, 000
17 地域支援事業費	2, 341, 927, 717	2, 394, 092, 106	2, 268, 435, 135	2, 573, 489, 000	2, 296, 333, 211	1, 890, 241, 000
05 地域支援事業費	2, 341, 927, 717	2, 394, 092, 106	2, 268, 435, 135	2, 573, 489, 000	2, 296, 333, 211	1, 890, 241, 000
05 介護予防事業費(H29～日常生活支援総合事業)	1, 756, 411, 346	1, 798, 906, 076	1, 625, 895, 422	1, 888, 189, 000	1, 640, 848, 797	1, 679, 532, 000
10 包括的支援等事業費	585, 516, 371	595, 186, 030	642, 539, 713	685, 300, 000	655, 484, 414	210, 709, 000
25 基金積立金	194, 571, 537	288, 356, 000	1, 203, 261	6, 547, 000	5, 371, 458	3, 436, 000
05 基金積立金	194, 571, 537	288, 356, 000	1, 203, 261	6, 547, 000	5, 371, 458	3, 436, 000
05 介護給付費準備基金積立金	194, 571, 537	288, 356, 000	1, 203, 261	6, 547, 000	5, 371, 458	3, 436, 000
60 諸支出金	284, 349, 155	442, 872, 536	100, 464, 091	27, 266, 000	290, 762, 078	148, 339, 000
10 諸費	284, 349, 155	442, 872, 536	100, 464, 091	27, 266, 000	290, 762, 078	21, 864, 000
10 第1号被保険者償還金及び還付加算金	284, 349, 155	442, 872, 536	100, 464, 091	27, 266, 000	290, 762, 078	21, 864, 000
15繰出金	－	－	－	－	－	126, 475, 000
10 他会計繰出金	－	－	－	－	－	126, 475, 000
65 予備費	0	0	0	1, 000, 000	0	1, 000, 000
05 予備費	0	0	0	1, 000, 000	0	1, 000, 000
05 予備費	0	0	0	1, 000, 000	0	1, 000, 000
合　計	41, 310, 180, 962	43, 385, 641, 051	43, 933, 620, 001	46, 482, 576, 000	45, 785, 183, 523	47, 318, 459, 000
対前年度比	1. 12	1. 05	1. 01	1. 07	1. 04	1. 02

（繰越）

翌年度繰越（実質収支）	998, 081, 761	465, 084, 559	874, 396, 281		1, 043, 584, 787	

(3) 介護保険事業に係る基金の状況

〇 尼崎市介護給付費準備基金 （単位:円）

		元 年 度	2 年 度	3 年 度
前年度末基金残高		1,982,786,347	2,271,142,347	2,238,328,608
基金積立額合計		288,356,000	1,203,261	5,371,458
	保険料積立額	286,956,642	0	0
	運用収入積立額	1,399,358	1,203,261	5,371,458
	介護保険料軽減事業補助金			
基金取崩額		0	34,017,000	366,710,000
年度末基金残高		2,271,142,347	2,238,328,608	1,876,990,066

２　条例等

⑴尼崎市介護保険条例

平成12年3月24日
条例第22号

改正　平成15年3月28日条例第14号　平成18年3月28日条例第36号
平成20年3月27日条例第12号　平成21年3月30日条例第15号
平成24年3月28日条例第24号　平成25年10月9日条例第60号
平成27年3月27日条例第25号　平成27年5月22日条例第35号
平成28年3月28日条例第36号　平成29年3月24日条例第14号
平成30年3月26日条例第22号　平成30年10月15日条例第47号
令和3年3月25日条例第14号

（この条例の趣旨）

第１条　本市が行う介護保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)における用語の意義による。

（平29条例14・追加）

（尼崎市介護認定審査会の委員の定数等）

第３条　法第14条の規定により設置する尼崎市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、200人以内とする。

２　認定審査会の委員の任期は、3年とする。

（平15条例14・一部改正、平29条例14・旧第2条繰下・一部改正）

（地域支援事業の実施）

第４条　本市は、介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号に掲げる事業のほか、同条第3項各号に掲げる事業を実施するものとする。

（平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第3条繰下・一部改正）

（保険料率）

第５条　保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者　39,655円

（２）　令第39条第1項第2号に掲げる者　54,327円

（３）　令第39条第1項第3号に掲げる者　59,483円

（４）　令第39条第1項第4号に掲げる者　71,379円

（５）　令第39条第1項第5号に掲げる者　79,310円

（６）　次のいずれかに該当する者　95,172円

ア　合計所得金額(当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(令附則第23条第1項(同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する令第38条第1項第6号イに規定する合計所得金額をいう。)をいう。以下同じ。)が120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、この号の額が賦課されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((2)に該当する者に限る。次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イにおいて同じ。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7)　次のいずれかに該当する者　103,103円

ア　合計所得金額が120万円以上210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8)　次のいずれかに該当する者　118,965円

ア　合計所得金額が210万円以上320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9)　次のいずれかに該当する者　134,827円

ア　合計所得金額が320万円以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10)　次のいずれかに該当する者　144,741円

ア　合計所得金額が400万円以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11)　次のいずれかに該当する者　154,655円

ア　合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12)　次のいずれかに該当する者　164,568円

ア　合計所得金額が800万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。)

(13)　次のいずれかに該当する者　174,482円

ア　合計所得金額が1,000万円以上1,200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。)

(14)　前各号のいずれにも該当しない者　184,396円

(平15条例14・平18条例36・平21条例15・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第4条繰下・一部改正、平30条例22・平30条例47・令3条例14・一部改正)

(普通徴収に係る保険料の納期)

第6条　普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期(以下「納期」という。)は、次の

とおりとする。
第1期　6月1日から同月30日まで
第2期　7月1日から同月31日まで
第3期　8月1日から同月31日まで
第4期　9月1日から同月30日まで
第5期　10月1日から同月31日まで
第6期　11月1日から同月30日まで
第7期　12月1日から翌年1月4日まで
第8期　1月4日から同月31日まで
第9期　2月1日から同月末日まで
第10期　3月1日から同月31日まで
2　市長は、前項の規定による納期により難い特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。
（平29条例14・旧第5条繰下・一部改正、令3条例14・一部改正）
（第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定）
第７条　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を取得した日の属する月から、月割りをもって行う。
2　前項の規定により保険料額を算定する場合における第5条の規定の適用については、同条中「当該年度分の保険料の賦課期日」とあるのは、「第1号被保険者の資格を取得した日」とする。
3　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額の算定は、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで、月割りをもって行う。
4　保険料の賦課期日(同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日。以下この項(第2号を除く。)において「賦課期日」という。)後に令第39条第1項第1号イに掲げる者(賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者で同号イ(2)に該当するものに限る。)又は同号ロ若しくはニ、同項第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ若しくは第5条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに掲げる者(以下これらの者を「被保護者等」という。)に該当することとなった第1号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。
（１）　第1号被保険者が被保護者等に該当することとなった日(以下「異動日」という。)前に当該第1号被保険者に賦課されていた保険料額について、当該異動日の属する月の前月までの月割りにより算定した額
（２）　異動日を賦課期日とみなして第5条の規定を適用した場合における保険料率について、当該異動日の属する月からの月割りにより算定した額
5　第1項及び前2項の規定により算定された保険料額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
（平18条例36・平24条例24・平27条例25・一部改正、平29条例14・旧第6条繰下・一部改正）
（保険料額の決定通知）
第８条　保険料額を決定したときは、市長は、速やかにこれを第1号被保険者に通知する。その額を変更したときも、また同様とする。
（平29条例14・旧第7条繰下）
（保険料の減免等）
第９条　市長は、保険料の納付義務者について災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、当該保険料の納付義務者からの申請により、保険料を減免し、又は6月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。
（平29条例14・旧第8条繰下）

(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等)

第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第12条繰下・一部改正、平30条例22・旧第13条繰上)

(指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料等)

第11条 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定を受けようとする者、法第78条の12において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第13条繰下・一部改正、平30条例22・旧第14条繰上)

(指定介護老人福祉施設の指定申請手数料等)

第12条 法第86条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者、法第86条の2第4項において準用する法第86条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第94条第1項の規定により介護老人保健施設の開設の許可を受けようとする者、法第94条の2第4項において準用する法第94条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者、同条第2項の規定により介護老人保健施設の変更の許可(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第136条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者、法第107条第1項の規定により介護医療院の開設の許可を受けようとする者、法第108条第4項において準用する法第107条第1項の規定により当該許可の更新を受けようとする者又は同条第2項の規定により介護医療院の変更の許可(同令第138条第1項第7号に掲げる事項の変更を伴うものに限る。)を受けようとする者は、これらの指定若しくは許可又は更新の申請の際、別表第3に定める手数料を納付しなければならない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第14条繰下・一部改正、平30条例22・旧第15条繰上、平30条例47・一部改正)

(指定事業者の指定申請手数料等)

第13条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定事業者の指定又はその更新の申請の際、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(平29条例14・追加、平30条例22・旧第16条繰上)

(手数料の減免等)

第14条 市長は、災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、第10条から前条までの手数料を減免することができる。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平24条例24・追加、平29条例14・旧第15条繰下・一部改正、平30条例22・旧第17条繰上・一部改正)

(罰則)

第15条　第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第12条繰下、平29条例14・旧第16条繰下、平30条例22・旧第18条繰上)

第16条　法第30条第1項後段、第31条第1項後段、第33条の3第1項後段、第34条第1項後段、第35条第6項後段、第66条第1項若しくは第2項又は第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平18条例36・一部改正、平24条例24・旧第13条繰下、平29条例14・旧第17条繰下、平30条例22・旧第19条繰上)

第17条　被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第14条繰下、平29条例14・旧第18条繰下、平30条例22・旧第20条繰上・一部改正)

第18条　偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(平24条例24・旧第15条繰下、平29条例14・旧第19条繰下、平30条例22・旧第21条繰上)

第19条　第15条から前条までの規定により科する過料の額は、あらかじめ、その過料を科す者の弁明を聴き、情状により、市長が定める。ただし、その者が正当な理由なくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

2　第15条から前条までの規定による過料を徴収する場合において発する納入通知書により指定する納付の期限は、その納入通知書を発した日から起算して10日以上を経過した日とする。

(平24条例24・旧第16条繰下・一部改正、平29条例14・旧第20条繰下・一部改正、平30条例22・旧第22条繰上・一部改正)

(介護給付費準備基金)

第20条　介護保険事業の運営に要する費用の財源に充てるため、尼崎市介護給付費準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

2　基金として積み立てる額は、毎年度尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

3　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4　基金から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

5　基金は、基金の設置目的を達成するため、必要があると認めるときに限り、処分することができる。

(平24条例24・旧第17条繰下、平29条例14・旧第21条繰下、平30条例22・旧第23条繰上)

(委任)

第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平24条例24・旧第18条繰下、平29条例14・旧第22条繰下、平30条例22・旧第24条繰上)

付　則

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例の廃止）
2　尼崎市介護認定審査会の委員の定数を定める条例（平成11年尼崎市条例第24号）は、廃止する。
（介護予防・日常生活支援総合事業の実施の延期）
3　本市における介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るため介護予防及び日常生活の支援に係る体制の整備が必要であることから、法第115条の45第1項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は、実施しない。この場合において、第4条中「介護予防・日常生活支援総合事業及び法第115条の45第2項各号」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法第115条の45第1項第1号及び第2号並びに法第115条の45第2項各号」と読み替えるものする。
（平27条例25・追加、平29条例14・一部改正）
（平成12年度及び平成13年度における保険料率の特例）
4　平成12年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）　令第38条第1項第1号に掲げる者　4,584円
（２）　令第38条第1項第2号に掲げる者　6,876円
（３）　令第38条第1項第3号に掲げる者　9,167円
（４）　令第38条第1項第4号に掲げる者　11,459円
（５）　令第38条第1項第5号に掲げる者　13,751円
（平27条例25・旧第3項繰下）
5　平成13年度における保険料率は、第4条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
（１）　令第38条第1項第1号に掲げる者　13,454円
（２）　令第38条第1項第2号に掲げる者　20,181円
（３）　令第38条第1項第3号に掲げる者　26,907円
（４）　令第38条第1項第4号に掲げる者　33,634円
（５）　令第38条第1項第5号に掲げる者　40,361円
（平27条例25・旧第4項繰下）
（平成12年度分の普通徴収に係る納期の特例）
6　普通徴収の方法によって徴収する平成12年度分の保険料の納期は、第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
第1期　平成12年10月1日から同月31日まで
第2期　平成12年11月1日から同月30日まで
第3期　平成12年12月1日から平成13年1月4日まで
第4期　平成13年1月4日から同月31日まで
第5期　平成13年2月1日から同月28日まで
第6期　平成13年3月1日から同年4月2日まで
（平27条例25・旧第5項繰下）
（平成13年度分の普通徴収に係る保険料の納付額の特例）
7　平成13年度分の普通徴収に係る保険料の第5条第1項に規定する各納期ごとの納付額は、第5期から第10期までの各納期ごとの納付額の合計額が第1期から第4期までの各納期ごとの納付額の合計額のおおむね2倍となるように分割して定めるものとする。
（平27条例25・旧第6項繰下）
（平成12年度及び平成13年度における第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定の特例）

8　保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得し、又は喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成12年度においては、平成12年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第3項の規定による保険料額(次項において「平成12年度特例保険料額」という。)を6で除して得た額に平成12年10月から平成13年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被保険者資格を取得した日の属する月を含み、当該被保険者資格を喪失した日の属する月を除く。以下この項において同じ。)を乗じて得た額とし、平成13年度においては、次の各号に掲げる額の合算額とする。
(1)　平成13年度を通じて被保険者資格を有したとした場合の付則第4項の規定による保険料額(以下「平成13年度特例保険料額」という。)を18で除して得た額に、平成13年4月から同年9月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
(2)　平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に、平成13年10月から平成14年3月までの間において被保険者資格を有する月数を乗じて得た額
(平27条例25・旧第7項繰下)
9　保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イに掲げる者(同号イ(2)に係るものに限る。)に該当するに至った第1号被保険者(保険料の賦課期日に同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有していた者に限る。)並びに同号ロ及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ又は同項第4号ロに掲げる者に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料額は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成12年度及び平成13年度においては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)　当該異動した日が、平成12年4月1日から同年10月31日までの間である場合　当該異動後における平成12年度特例保険料額
(2)　当該異動した日が、平成12年11月1日から平成13年3月31日までの間である場合　当該異動前における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に平成12年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成12年度特例保険料額を6で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
(3)　当該異動した日が、平成13年4月1日から同年9月30日までの間である場合　当該異動前における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に平成13年4月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額、当該異動後における平成13年度特例保険料額を18で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成13年9月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
(4)　当該異動した日が、平成13年10月中である場合　当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額に3分の2を乗じて得た額の合算額
(5)　当該異動した日が、平成13年11月1日から平成14年3月31日までの間である場合　当該異動前における平成13年度特例保険料額を3で除して得た額、当該異動前における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に平成13年10月から当該異動した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額及び当該異動後における平成13年度特例保険料額を9で除して得た額に当該異動した日の属する月から平成14年3月までの月数を乗じて得た額の合算額
(平27条例25・旧第8項繰下)
(平成18年度における保険料率の特例)
10　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号。以下「改正政令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世

帯員(以下「世帯主等」という。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの　47,472円

(2)　第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける者に限る。次号において同じ。)を平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成18年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの　49,847円

(3)　第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成18年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの　61,714円

(平18条例36・追加、平27条例25・旧第9項繰下)

(平成19年度における保険料率の特例)

11　改正政令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度における保険料率は、第4条第4号又は第5号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税(以下「平成19年度分の市町村民税」という。)が課されていない者とした場合において同条第2号又は第3号に該当するもの　52,223円

(2)　第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等(地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける者に限る。以下同じ。)を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において第4条第2号又は第3号に該当するもの　56,968円

(3)　第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主等を平成19年度分の市町村民税が課されていない者とした場合において同条第4号に該当するもの　66,465円

(平18条例36・追加、平20条例12・一部改正、平27条例25・旧第10項繰下)

(平成20年度における保険料率の特例)

12　前項の規定は、改正政令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「附則第4条第1項第3号又は第4号」とあるのは「附則第4条第1項第5号又は第6号」と、「平成19年度に」とあるのは「平成20年度に」と、同項第1号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第2号中「地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の規定の適用を受ける」とあるのは「改正政令附則第4条第1項第5号に該当する」と、「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と、同項第3号中「平成19年度分」とあるのは「平成20年度分」と読み替えるものとする。

(平18条例36・追加、平20条例12・全改、平27条例25・旧第11項繰下)

(平成24年度における保険料率の特例)

13　第4条第9号に該当する第1号被保険者であって、平成23年の合計所得金額が190万円以上200万円未満であるものの平成24年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、85,458円とする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第12項繰下)

(平成25年度における保険料率の特例)

14　前項の規定は、同項に規定する者の平成25年度における保険料率について準用する。この場合において、同項中「平成23年」とあるのは「平成24年」と、「85,458円」とあるのは「90,804円」と読み替えるものとする。

(平24条例24・追加、平27条例25・旧第13項繰下)

(平成27年度から平成29年度までにおける保険料率の特例)

15　第5条第1号に該当する第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,979円とする。

（平27条例35・追加、平28条例36・平29条例14・一部改正）

（令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の特例）

16　令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率に係る第5条の規定の適用については、同条第1号中「39,655円」とあるのは「23,793円」と、同条第2号中「54,327円」とあるのは「34,500円」と、同条第3号中「59,483円」とあるのは「55,517円」とする。この場合において、第7条第2項中「第5条」とあるのは、「第5条(付則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」とする。

（令3条例14・追加）

付　則（平成15年3月28日条例第14号）

（施行期日）

1　この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成18年3月28日条例第36号）

（施行期日）

1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成20年3月27日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付　則（平成21年3月30日条例第15号）

（施行期日）

1　この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成24年3月28日条例第24号）

（施行期日）

1　この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成25年10月9日条例第60号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（経過措置）

2　第1条の規定による改正後の尼崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例付則第6項及び第7項の規定、第2条の規定による改正後の尼崎市国民健康保険条例付則第14項の規定、第3条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例付則第14項の規定並びに第4条の規定による改正後の尼崎市後期高齢者医療に関する条例付則第4項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付　則（平成27年3月27日条例第25号）

（施行期日）

1　この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定(「第21

項」を「第22項」に改める部分に限る。）は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等にする法律（平成26年法律第83号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（平成27年2月18日政令第49号で、平成28年4月1日から施行）

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

付　則（平成27年5月22日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成28年3月28日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成29年3月24日条例第14号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

（1）　第1条中第14条を第15条とし、同条の次に1条を加える改正規定（第14条を第15条とする部分を除く。）及び別表第3の次に1表を加える改正規定並びに次項及び付則第3項の規定　公布の日の翌日

（2）　第2条の規定　平成29年4月1日

（経過措置）

2　次の各号に掲げる者で、当該各号に定める指定事業者の指定（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定をいう。以下同じ。）を受けようとするものは、当該指定事業者の指定に係る事業所についての初回の当該指定事業者の指定の申請に限り、第1条の規定による改正後の尼崎市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

（1）　平成29年4月1日（以下「基準日」という。）の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有することとされる医療介護総合確保推進法第5条の規定（医療介護総合確保推進法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧介護予防訪問介護」という。）に係るものに限る。以下「旧予防訪問介護指定」という。）を受けている者（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。以下同じ。）に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。）　当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定（第1号訪問事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。）

（2）　基準日の前日から引き続き旧予防訪問介護指定を受けている者（前号に該当する者を除く。）　当該旧予防訪問介護指定に係る事業所についての指定事業者の指定（第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護に相当するものを除く。）に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防訪問介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。）

（3）　基準日の前日から引き続き指定介護予防サービス事業者の指定（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に係るものに限る。以下「旧予防通所介護指定」という。）を受けている者（医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。以下同じ。）に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者を除く。）　当該旧予防通所介護指定に係

る事業所についての指定事業者の指定(第1号通所事業に係るもので、当該指定事業者の指定の有効期間の初日が当該旧予防通所介護指定の有効期間の末日の翌日までの間にあるものに限る。)

3　医療介護総合確保推進法附則第13条の規定により第1号訪問事業又は第1号通所事業に係る指定事業者の指定を受けたものとみなされた者で、当該指定事業者の指定の更新を受けようとするものは、当該更新に係る事業所についての初回の当該更新の申請に限り、改正後の条例第16条の規定にかかわらず、当該申請に係る手数料を納付することを要しない。

付　則(平成30年3月26日条例第22号)

(施行期日)

1　この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に課した、又は課すべきであった保険料については、なお従前の例による。

3　施行日前にこの条例による改正前の尼崎市介護保険条例(以下「改正前の条例」という。)第10条第1項の規定により発せられた督促状は、尼崎市債権管理条例(平成30年尼崎市条例第4号。以下「債権管理条例」という。)第6条第1項の規定により発せられた督促状とみなす。

4　施行日前に改正前の条例第11条の規定に基づき賦課された督促手数料は、債権管理条例第6条第4項の規定に基づき賦課された督促手数料とみなす。

5　この条例の施行の際現に発生している改正前の条例第12条第1項の規定に基づく延滞金は、債権管理条例第7条第1項の規定により徴収されるべき延滞金とみなす。

6　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付　則(平成30年10月15日条例第47号)

この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第5条第6号アの改正規定は、公布の日から施行する。

付　則(令和3年3月25日条例第14号)

(施行期日)

1　この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の尼崎市介護保険条例第5条の規定は、令和3年度以後の各年度における保険料率について適用し、令和2年度までの各年度における保険料率については、なお従前の例による。

別表第１

(平24条例24・追加、平29条例14・一部改正)

種別	手数料
1　指定居宅サービス事業者の指定申請手数料	居宅サービスの種類1件につき　20,000円
2　指定居宅サービス事業者の指定更新申請手数料	居宅サービスの種類1件につき　10,000円
3　指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料	1件につき　20,000円
4　指定居宅介護支援事業者の指定更新申請手数料	1件につき　10,000円
5　指定介護予防サービス事業者の指定申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき　14,000円
6　指定介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	介護予防サービスの種類1件につき　7,000円

別表第２

（平24条例24・追加、平27条例25・平29条例14・一部改正）

種別	手数料
1　指定地域密着型サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき　20,000円（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、30,000円）
2　指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型サービスの種類1件につき　10,000円（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、15,000円）
3　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき14,000円
4　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定更新申請手数料	地域密着型介護予防サービスの種類1件につき7,000円

別表第３

（平24条例24・追加、平29条例14・平30条例47・一部改正）

種別	手数料
1　指定介護老人福祉施設の指定申請手数料	1件につき　30,000円
2　指定介護老人福祉施設の指定更新申請手数料	1件につき　15,000円
3　介護老人保健施設の開設許可申請手数料	1件につき　63,000円
4　介護老人保健施設の開設許可更新申請手数料	1件につき　15,000円
5　介護老人保健施設の変更許可申請手数料	1件につき　33,000円
6　介護医療院の開設許可申請手数料	1件につき　63,000円
7　介護医療院の開設許可更新申請手数料	1件につき　15,000円
8　介護医療院の変更許可申請手数料	1件につき　33,000円

別表第４

（平29条例14・追加）

種別	手数料
1　指定事業者の指定申請手数料	第1号事業の種類1件につき　14,000円
2　指定事業者の指定更新申請手数料	第1号事業の種類1件につき　7,000円

⑵尼崎市介護保険規則

平成12年3月31日
規則第40号

改正　平成18年3月30日規則第44号　平成23年3月31日規則第27号
平成27年3月31日規則第21号　平成29年3月24日規則第8号

（この規則の趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び尼崎市介護保険条例（平成12年尼崎市条例第22号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（特例居宅介護サービス費の額）

第２条　法第42条第1項の規定により居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）に対して支給される特例居宅介護サービス費の額は、法第42条第3項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・平27規則21・一部改正）

（特例地域密着型介護サービス費の額）

第２条の２　法第42条の3第1項の規定により要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）に対して支給される特例地域密着型介護サービス費の額は、地域密着型サービス（法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）又はこれに相当するサービスについての法第42条の3第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

（平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正）

（特例居宅介護サービス計画費の額）

第３条　法第47条第1項の規定により居宅要介護被保険者に対して支給される特例居宅介護サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・平27規則21・一部改正）

（特例施設介護サービス費の額）

第４条　法第49条第1項の規定により要介護被保険者に対して支給される特例施設介護サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・一部改正）

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第５条　法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第49条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

（平27規則21・一部改正）

（特例特定入所者介護サービス費の額）

第５条の２　法第51条の4第1項の規定により特定入所者（法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下同じ。）に対して支給される特例特定入所者介護サービス費の額は、法第51条の4第2項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・追加、平27規則21・一部改正）

（特例介護予防サービス費の額）

第６条　法第54条第1項の規定により居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）に対して支給される特例介護予防サービス費の額は、法第54条第3項に定める基準により算定される額とする。

（平18規則44・平27規則21・一部改正）

（特例地域密着型介護予防サービス費の額）

第６条の２　法第54条の3第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例

地域密着型介護予防サービス費の額は、地域密着型介護予防サービス(法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。)又はこれに相当するサービスについての同条第2項の規定による費用の額の100分の90に相当する額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・平29規則8・一部改正)

(特例介護予防サービス計画費の額)

第7条　法第59条第1項の規定により居宅要支援被保険者に対して支給される特例介護予防サービス計画費の額は、同条第3項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(介護予防サービス費等の額の特例)

第8条　法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えて適用される法第59条の2各号に定める規定により本市が定める割合は、省令第97条第1項第1号に規定する損害の程度又は同項第2号から第4号までに規定する収入の減少の程度を勘案して、市長が別に定める。

(平18規則44・平27規則21・一部改正)

(特例特定入所者介護予防サービス費の額)

第8条の2　法第61条の4第1項の規定により特定入所者に対して支給される特例特定入所者介護予防サービス費の額は、同条第2項に定める基準により算定される額とする。

(平18規則44・追加、平27規則21・一部改正)

(保険料端数金額の合算)

第9条　条例第6条第1項の各納期又は同条第2項の規定により定められた各納期に納付すべき保険料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を最初の納期に納付すべき保険料に合算する。

(平29規則8・一部改正)

(保険料額の決定通知)

第10条　条例第8条の規定による保険料額の通知は、介護保険料決定通知書又は介護保険料変更通知書により行う。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等)

第11条　条例第9条に規定する災害その他特別の理由がある場合において、特に必要があると認められるときは、省令第83条第1項各号に掲げる特別の事情があるときその他市長が特に必要があると認めるときとする。

(平29規則8・一部改正)

(保険料の減免等の申請)

第12条　条例第9条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予(以下「減免等」という。)を受けようとする者は、介護保険料減免・徴収猶予申請書にその理由を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知する。

(平29規則8・一部改正)

(減免等の取消し)

第13条　市長は、減免等を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、これを取り消すことができる。

(1)　資力その他の事情が変化したため減免等を受けることが不適当であると認められるとき。

(2)　虚偽の申請その他の不正行為により減免等を受けていたとき。

2　市長は、前項の規定により減免等を取り消したときは、減免等により支払を免れた額又は徴収を猶予された額を一時に徴収するものとする。

(過誤納金の取扱い)

第14条　市長は、過納又は誤納となる徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なくこれを還付するものとする。

2　市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべ

き者につき納付すべきこととなった徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、過誤納金をその徴収金に充当する。

3　市長は、前項の規定により充当したときは、その旨を当該納付義務者に通知する。

（第三者の行為による損害等の届出）

第15条　被保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合においては、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（介護保険徴収職員証）

第16条　介護保険料その他法の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は捜索の職務に従事する職員は、これらの職務を行う場合は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（平23規則27・追加）

（施行の細目）

第17条　この規則の規定による申請書その他の様式等条例の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

（平23規則27・旧第16条繰下）

付　則

（施行期日）

1　この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（平27規則21・旧附則・一部改正）

（特例介護予防サービス費の額に関する経過措置）

2　第6条の規定の適用については、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、同条中「法第54条第3項」とあるのは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の法第54条第3項」と読み替えるものとする。

（平27規則21・追加）

付　則(平成18年3月30日規則第44号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条の改正規定、第4条の改正規定及び第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

付　則(平成23年3月31日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

付　則(平成27年3月31日規則第21号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

（1）　第2条から第3条まで、第5条の2から第7条まで及び第8条の2の改正規定　公布の日

（2）　第5条及び第8条の改正規定　平成27年8月1日

付　則(平成29年3月24日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式

（表面）

第　　号

介護保険徴収職員証

顔写真

所属
氏名

平成　　年　　月　　日

尼　崎　市　長　　　印

5.2センチメートル

7.4センチメートル

（裏面）

1　本証は、介護保険料その他介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による徴収金の滞納処分に係る質問、検査又は捜索の職務に従事する際には、必ず携帯しなければならない。

2　本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4　本証を紛失し、又は毀損したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

⑶尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

平成24年12月21日
条例第52号

改正　平成25年3月7日条例第14号　平成26年12月19日条例第48号
平成28年10月6日条例第50号　平成30年10月15日条例第48号

（この条例の趣旨）

第１条　この条例は、別に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準その他介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

（平30条例48・一部改正）

（指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準）

第３条　法第42条第1項第2号の条例で定める基準、法第72条の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第13項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。

3　指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

4　指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。

5　指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6　指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業者の計画的な育成に努めなければならない。

7　指定居宅サービス事業所等の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

8　指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
（1）　事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。
（2）　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業者に周知される体制を整備すること。
（3）　定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従業者に対して研修を行うこと。

9　指定居宅サービス事業者等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業(以下「特定事業」という。)を行う者に限る。以下「特定指定居宅サービス事業者等」という。)は、リハビリテーションその他の機能訓練その他利用者に対して提供するサービス又はこれに付随するものとして、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号又は第5号に該当する営業(以下「特定風俗営業」という。)に係る遊技その他利用者の射幸心を過度にそそるおそれ又は利用者が過度に依存するおそれがある遊技(以下「対象遊技」という。)を、通常の日常生活の範囲内における行為と認められる時間として市長が別に定める時間を超えて利用者に提供してはならない。

10　特定指定居宅サービス事業者等は、対象遊技の結果に応じて疑似通貨(物品、金銭、役務その他の経済上の利益との交換手段としての機能を有するものをいう。)を利用者に提供してはならない。

11　特定指定居宅サービス事業者等は、正当な理由なく、省令第16条に規定する居宅サービス計画(規則で定める事業にあっては、規則で定める計画)において定められた回数、時間その他の数量等を超えて居宅サービス(対象遊技を提供するものに限る。)を提供してはならない。

12　特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の施設(利用者が容易に見ることができる部分に限る。以下この項において同じ。)の外観若しくは内装、当該施設における設備若しくは備品の配置又は当該事業所におけるサービスの提供の方法について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

13　特定指定居宅サービス事業者等は、その特定事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容について、賭博又は特定風俗営業を連想させるものとしてはならない。

(平25条例14・平26条例48・平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準)

第4条　法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第29条第2項(省令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　介護支援専門員(省令第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。)は、省令第13条第8号(同条第15号及び省令第30条において準用する場合を含む。)の規定により居宅サービス計画の原案を作成するに当たっては、利用者の意向を尊重しなければならない。

3　前条第3項から第8項までの規定は、指定居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・追加)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)

第5条　法第54条第1項第2号の条例で定める基準、法第115条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の4第1項の条例

で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第2項から第8項までの規定は指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業(以下「指定介護予防サービス事業等」という。)について、同条第9項から第13項までの規定は指定介護予防サービス事業等(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第4条繰下・一部改正、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準)

第6条　法第59条第1項第1号の条例で定める基準(以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。)並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下「指定介護予防支援事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3　前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(平26条例48・追加)

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条　法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第5条繰下・一部改正)

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条　法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(平26条例48・旧第6条繰下)

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条　法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条　法第78条の2の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次

項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第2項から第8項までの規定は指定地域密着型サービスの事業について、同条第9項から第13項までの規定は当該事業(規則で定める事業のいずれかに該当する事業に限る。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3　前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

(平26条例48・旧第8条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第11条　法第79条第2項第1号(法第79条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加)

(法第86条第1項の条例で定める数)

第12条　法第86条第1項(法第86条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、30以上とする。

(平26条例48・旧第9条繰下)

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準)

第13条　法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2　第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第10条繰下、平28条例50・一部改正)

(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第14条　法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第11条繰下、平28条例50・平30条例48・一部改正)

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準)

第15条　法第111条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第42条第2項(省令第54条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第2項、第3項、第5項、第6項及び第9項から第13項までの規定は介護医療院の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護医療院について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平30条例48・追加)

(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)

第16条　法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第12条繰下・一部改正、平30条例48・旧第15条繰下)

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第17条　法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・旧第13条繰下・一部改正、平30条例48・旧第16条繰下)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第18条　法第115条の12の2第1項第1号の条例で定める基準及び員数並びに同項第2号の条例で定める基準並びに法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2　第3条第2項から第13項まで及び第10条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(平26条例48・旧第14条繰下・一部改正、平28条例50・一部改正、平30条例48・旧第17条繰下・一部改正)

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第19条　法第115条の22第2項第1号(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(平26条例48・追加、平30条例48・旧第18条繰下)

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第20条　法第115条の46第5項の条例で定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2　地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

（１） 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者
（２） 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者
（３） 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

３ センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定めるものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

４ 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（平26条例48・追加、平30条例48・旧第19条繰下・一部改正）

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

付 則(平成26年12月19日条例第48号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月6日条例第50号)

この条例は、平成28年11月1日から施行する。

付 則(平成30年10月15日条例第48号)

この条例は、平成30年11月1日から施行する。ただし、第2条及び第19条第1項の改正規定並びに第20条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

別表

（平26条例48・追加、平30条例48・一部改正）

センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数	人員配置基準
おおむね3,000人以上6,000人未満	第20条第2項第1号から第3号までに掲げる者(以下「保健師等」という。)のそれぞれ1人
おおむね6,000人以上8,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね8,000人以上10,000人未満	保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人
おおむね10,000人以上12,000人未満	保健師等のそれぞれ2人
おおむね12,000人以上14,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人
おおむね14,000人以上16,000人未満	保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人